

1. 教育振興基本計画リーフレットについて	P1
2. 第五次子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画の概要	P9
3. 第6次学校図書館図書整備等5か年計画について	P13
4. 司書教諭・社会教育人材の養成について	P19
5. 独立行政法人国立青少年教育振興機構の取組について	P35
6. 生徒指導上の諸課題 一少年非行（保護観察）一	P38
7. 目の健康に関する啓発資料について	P40
8. 道徳教育アーカイブについて	P41
9. 「今、求められる力を高める総合的な学習（探究）の ・時間の展開」（指導の手引き）について	P42
10. 「初等教育資料」について	P44
11. 「中等教育資料」について	P46
12. 放射線副読本について	P48
13. 主権者教育に関する副教材等について	P50
14. 教育課程企画特別部会「論点整理」について	P51
15. 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する支援について	P54
16. 外国語教育の改善等について	P57

17. 「薬害」を学ぶための教育について	P60
18. B型肝炎に関する教育について	P61
19. 教職を目指す皆さんへ ～令和7年6月11日給特法等改正法が成立しました～	P62
20. 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」のための サポートマガジン『みるみる』について	P64
21. 幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料	P66
22. 幼稚園教諭等の人材確保のための人材バンク創設 ・コンソーシアム構築事業（令和8年度委託事業）	P67
23. 手話施策推進法の概要について	P70
24. 心理・福祉に強みを持つ養護教諭を目指して-全国フォーラム-	P71
25. 外国人児童生徒等に対する日本語指導について	P75
26. 在外教育施設派遣教員制度について	P93
27. 教職課程において「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」 に関する内容を取り扱う各大学の例	P113



持続可能な
社会の創り手の
育成



第4期

令和5年度～令和9年度



教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上



文部科学省

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること、そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参照することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これから時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指示する教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が困難な、VUCA※の時代



少子化、人口減少、高齢化



地球規模課題



低い労働生産性、学ばない社会人



国や社会に対する意識の低下



※「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- **身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。**
- **多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。**



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する 能力や状態に基づく ウェルビーイング (獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など



人とのつながり・関係性に に基づくウェルビーイング (協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

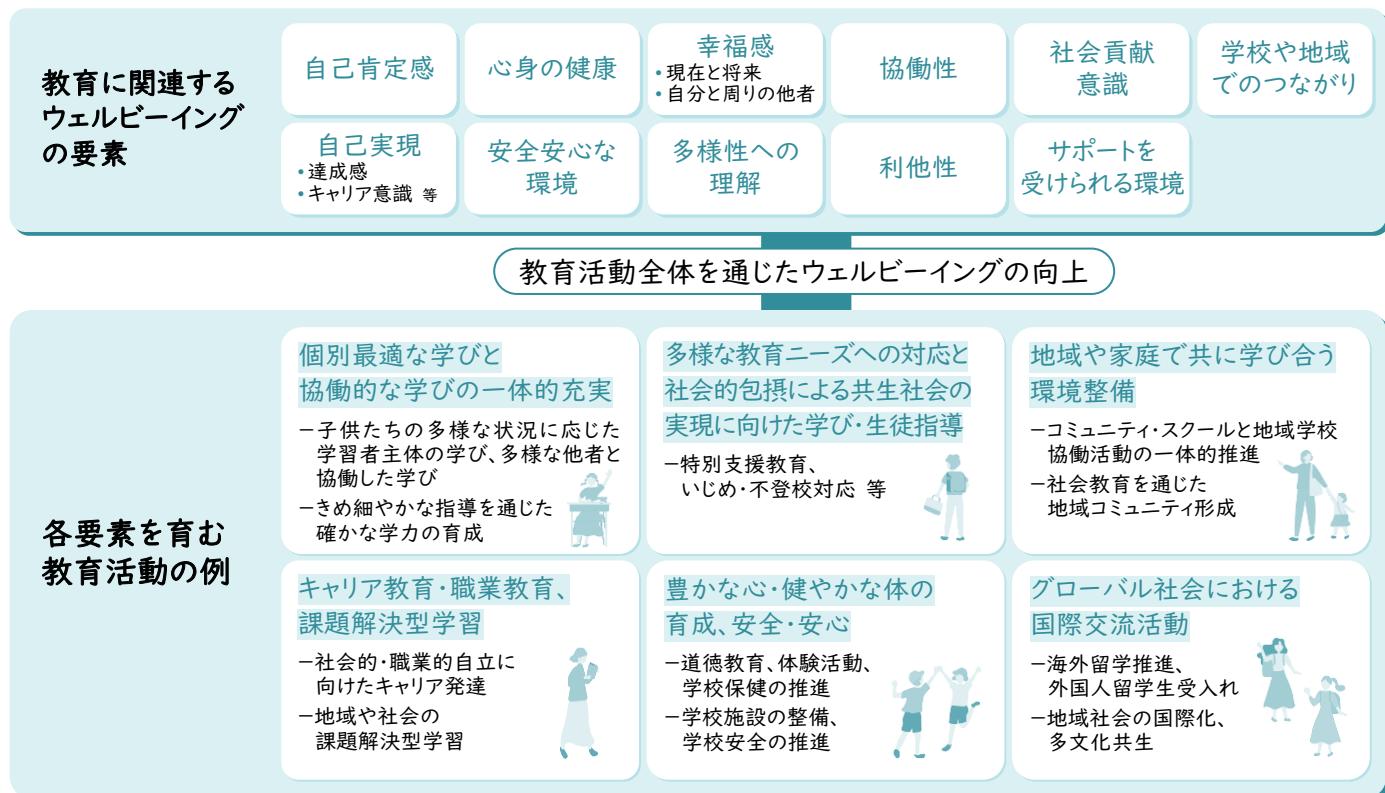


両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要

教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標 1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	
基本施策	<ul style="list-style-type: none">個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実学修者本位の教育の推進	
指標	<ul style="list-style-type: none">「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加大学と企業等とで連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目的開設(PBLの実施)を行う大学の割合の増加【新規】	
目標 2	豊かな心の育成	
基本施策	<ul style="list-style-type: none">いじめ等への対応、人権教育の推進体験活動・交流活動の充実	
指標	<ul style="list-style-type: none">自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】	
目標 3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	
基本施策	<ul style="list-style-type: none">学校保健、学校給食・食育の充実生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化	
指標	<ul style="list-style-type: none">毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】	
目標 4	グローバル社会における人材育成	
基本施策	<ul style="list-style-type: none">日本人学生・生徒の海外留学の推進高等学校・高等専門学校・大学等の国際化	
指標	<ul style="list-style-type: none">英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先(国内進学者を除く)6割を目指す【新規】	

目標

5

イノベーションを担う人材育成



基本施策

- ・探究・STEAM教育の充実
- ・理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- ・起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進

指標

- ・自然科学(理系)分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- ・全国の大学等における起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の受講者数の増加【新規】

目標

6

主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



基本施策

- ・子供の意見表明
- ・主権者教育の推進

指標

- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- ・学級生活をよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標

7

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



基本施策

- ・特別支援教育の推進
- ・不登校児童生徒への支援の推進
- ・海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- ・小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加
- ・学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- ・公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

目標

8

生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- ・大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- ・働きながら学べる環境整備
- ・リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- ・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- ・この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

目標

9

学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・家庭教育支援の充実
- ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- ・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- ・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- ・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

目標

10

地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- ・社会教育施設の機能強化
- ・社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- ・地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- ・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常の生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- ・社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

目標
11

教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- 一人一台端末の活用
- 児童生徒の情報活用能力の育成
- 校務DXの推進
- デジタル人材育成の推進(高等教育)

指標

- 児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- 数理・データサイエンス・AI教育プログラム(応用基礎レベル)の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

目標
12

指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- 学校における働き方改革、待遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ICT環境の充実
- 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- 教師の在校等時間の短縮【新規】
- 一人一台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- 大学間連携に取り組む大学数の増加

目標
13

経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業(教科・科目充実型)によって行われる実施科目数の増加【新規】

目標
14

NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- NPOとの連携
- 企業等との連携
- 関係省庁との連携

指標

- 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- 職場見学(小学校)・職業体験(中学校)・就業体験活動(高等学校)の実施の割合の増加【新規】

目標
15

安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- 学校施設の整備
- 私立学校の教育研究基盤の整備
- 学校安全の推進

指標

- 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設(ライフラインを含む)の老朽化対策の実施率の向上
- 私立学校の耐震化の推進(早期の耐震化完了)
- 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

目標
16

各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- 各ステークホルダー(子供を含む)からの意見聴取・対話

指標

- 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー(子供を含む)の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

● 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成



● 教育投資の在り方

- ・「未来への投資」としての教育投資の意義
- ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・国民の理解醸成及び寄附等の促進

策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手に取ってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください！

講演依頼も
こちらまで！

担当 文部科学省総合教育政策局政策課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2



第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

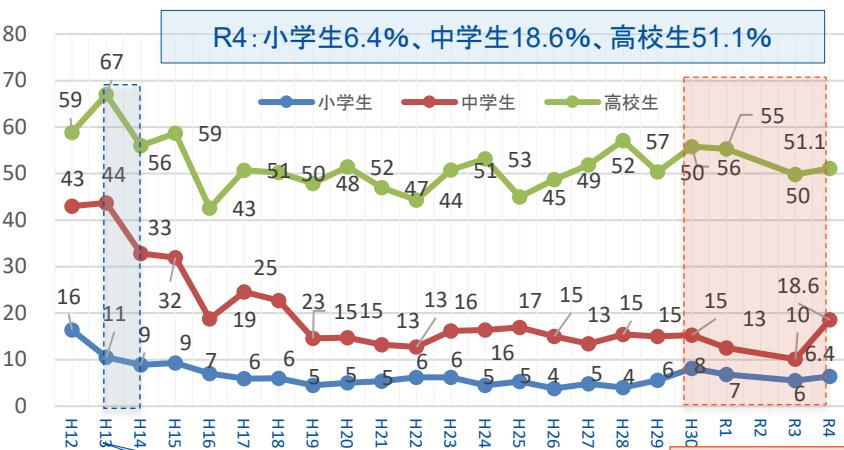
- 増加している点：図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点：図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

新型コロナウイルスの感染拡大

○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇

※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い

(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)

(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)

※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本の方針

急速に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市
町
村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

目標:市:100% 町村:80%以上

都
道
府
県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリー・コンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進 (オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

III 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

IV 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → 71.2%
中学校 55.3% → 61.1%

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、計画的な整備が進展していない要因となっています。**

図書整備



小学校 41.1% → 56.9%
中学校 37.7% → 56.8%
高等学校 91.0% → 95.1%

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。

- ・小学校:平均1.3紙→平均1.6紙
- ・中学校:平均1.7紙→平均2.7紙
- ・高等学校:平均2.8紙→平均3.5紙

新聞配備



小学校 58.8% → 69.1%
中学校 57.1% → 65.9%

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年
平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるものとされました。厳しい財政状況の中でも学校司書を配置する学校は増加しており、その必要性が強く認識されています。**

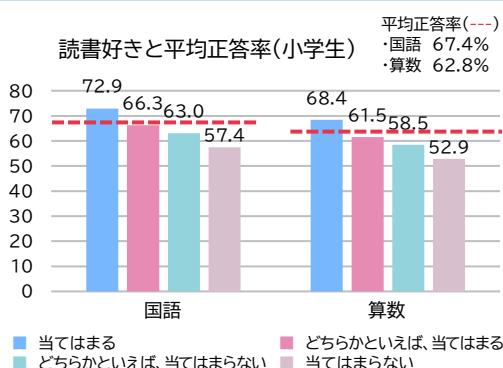
学校司書配置



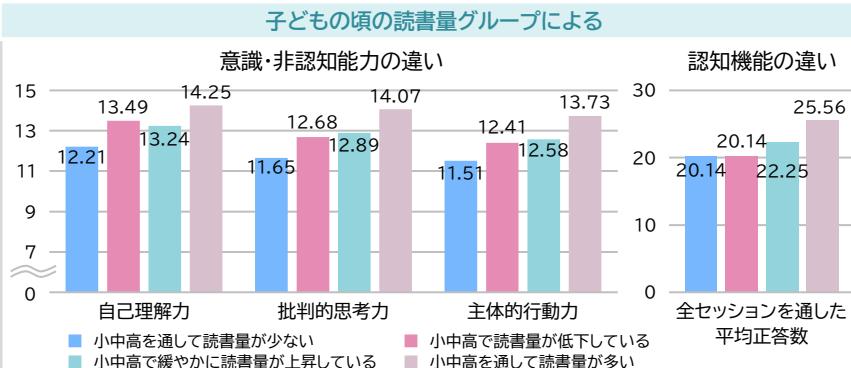
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

読書・学校図書館整備に関する調査結果

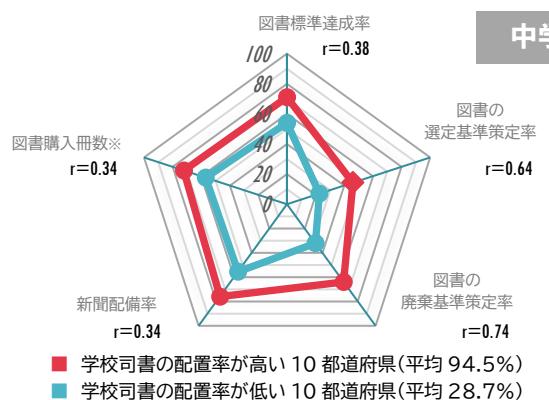
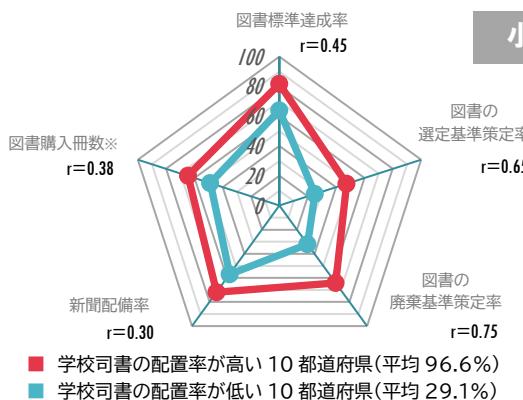
読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



子ども(小学校高学年～高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



【相関係数=r】 $0.2 < r \leq 0.7$:相関あり、 $0.7 < r \leq 1.0$:強い相関あり
※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多いたる都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

学校図書館図書整備等 5か年計画の内容 令和4年度→令和8年度

！ 令和4年度からの5年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 480 億円 / 5か年総額 2,400 億円

各学校における学校図書館図書標準*達成を目指すための新たな図書の整備に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための選定基準・廃棄基準を策定し、古くなった本を新しく買い替えることを促進します。

単年度 199 億円 / 総額 995 億円

(不足冊数分) 単年度 39 億円 / 総額 195 億円 (更新冊数分) 単年度 160 億円 / 総額 800 億円

本計画の目標

学校図書館図書標準 100%達成
計画的な図書の更新を実施



学校図書館図書の整備

選挙権年齢の18歳以上への引下げや、成年年齢の18歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を図ります。

単年度 38 億円 / 総額 190 億円

本計画の目標

小学校等 2紙、中学校等 3紙、高等学校等 5紙



学校図書館への新聞配備

学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充を図ります。

単年度 243 億円 / 総額 1,215 億円

本計画の目標

小・中学校等のおおむね 1.3 校に 1 名配置
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)



学校司書の配置

*学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

図書

- SDGsなど、近年話題になっているテーマの図書も集め、児童が学習しやすい環境づくりをしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- 図書と端末を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しきけ絵本、音が出る絵本など、多様な図書を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子
(福井県立金津高等学校)

新聞

- 全校生徒が新聞記事を読み比べる取組を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- 教育委員会事務局が各新聞社と直接契約を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった学校の事務負担が解消されました。(東京都葛飾区)



学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、継続的な読書指導を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- 授業に学校司書も参加し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、積極的に教材研究の支援を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、意識の向上が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き
(岐阜市立西郷小学校)

!
学校図書館の整備状況にあっては、都道府県により格差が見られる状況です。
!
上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。

適切な予算措置のお願い

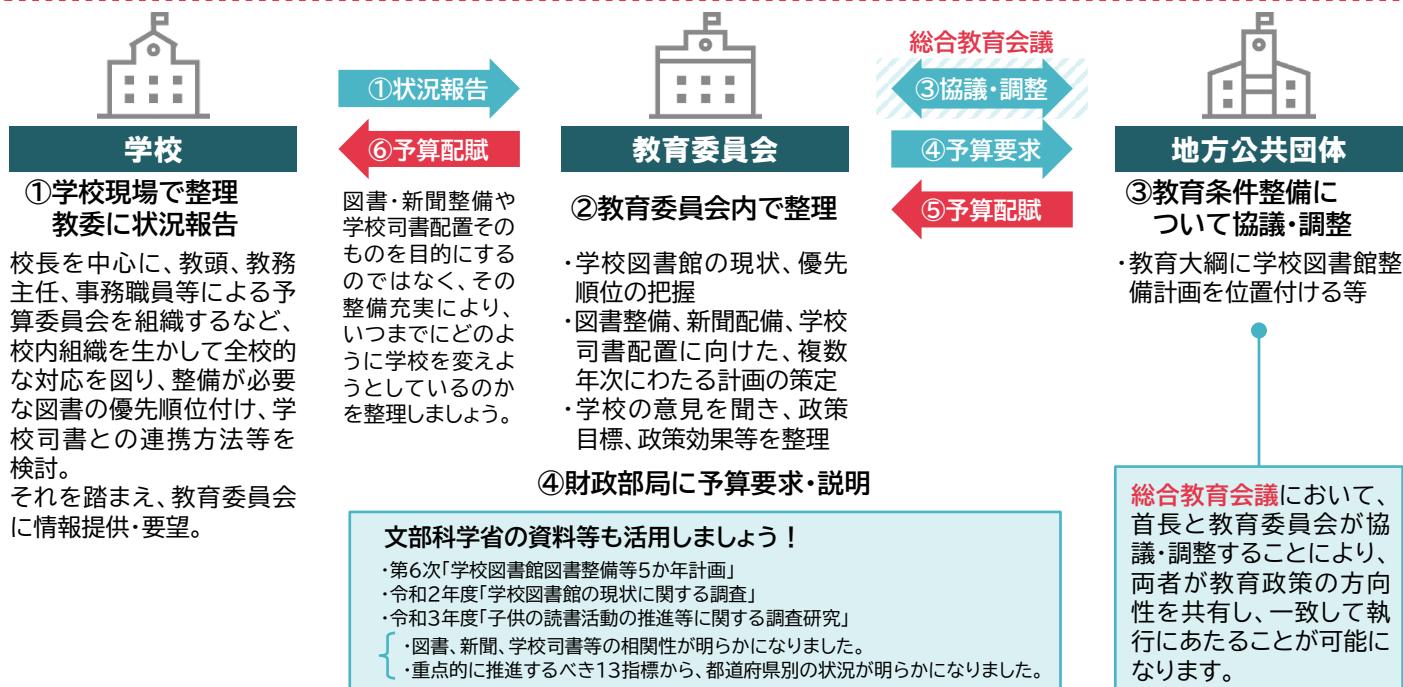
- 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。
- 各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- 教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。
- 各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

小学校・中学校の例		あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。		算定額はこちらです。 予算額と比較してみましょう。	
①図書費		小学校	学級	× 40.7 千円 ^{※1} =	千円
		中学校	学級	× 63.1 千円 ^{※2} =	千円
②新聞費		小学校	学級	× 3.5 千円 ^{※3} =	千円
		中学校	学級	× 12.8 千円 ^{※4} =	千円
③学校司書費		小学校	校	× 1,157 千円 ^{※5} =	千円
		中学校	校	× 1,111 千円 ^{※6} =	千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設の数】

※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)／施設規模(18学級) = 1学級当たりの一般財源(40.7千円)

※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)／施設規模(15学級) = 1学級当たりの一般財源(63.1千円)

※3 新聞配備の一般財源(63千円)／施設規模(18学級) = 1学級あたりの一般財源(3.5千円)

※4 新聞配備の一般財源(192千円)／施設規模(15学級) = 1学級あたりの一般財源(12.8千円)

※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円

※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

※令和5年度ベース

※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。

※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小中学校部に措置しています。

※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。

※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

子どもの読書活動推進のために、学校図書館の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 祐

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本の方針を掲げてあります。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。

地方交付税に使途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、図書の現状把握を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、小学校において複数紙を配備できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、適切な新聞の複数紙配備に努めるようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、学校図書館担当指導主事の配置や定期的な研修を実施するほか、学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置に努めるようお願いします。



文部科学省

総合教育政策局 地域学習推進課 (令和6年3月発行)

18

(表紙写真協力)あきる野市立西秋留小学校/長岡市立千手小学校/茨城県立水戸桜ノ牧高等学校



司書教諭・社会教育人材の養成について

令和7年12月23日（火）
総合教育政策局地域学習推進課

- 司書教諭の養成について

司書教諭について

【学校図書館法】

(司書教諭)

- 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない**。
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。**

【司書教諭の主な業務と配置状況】

「学校図書館の現状に関する調査」より（令和2年5月1日現在）

	業務内容		小学校	中学校	高等学校
司書教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	合計	69. 9%	63. 0%	81. 4%
		12学級以上	99. 2%	96. 9%	93. 2%
		11学級以下	30. 5%	31. 3%	34. 8%

【司書教諭の養成】

	条件	資格付与等根拠	科目について	備考
司書教諭 21	「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条)	学校図書館司書教諭講習規程 (平成10年改正)	5科目10単位(各科目2単位) ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性 ・情報メディアの活用	司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

令和6年度 地方分権改革に関する提案について

提案事項(提案団体)

司書教諭の設置義務の緩和(八王子市)

第60回 地方分権改革有識者会議・第172回 提案募集検討専門部会 合同会議
(資料4) 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(案)より

提案に関する対応方針

(12) 学校図書館法 (昭 28 法 185)

司書教諭（5条）については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。
- ・司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例

「大学独自設定科目」として、司書教諭講習相当科目を設定。在学中に単位を修得後、講習実施機関で単位認定（全ての科目の場合は修了証書）を受けることが可能。

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	■■■部	■■■学科	入学定員 80	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 12単位	2. 学位 学士（人文科学）	3. 学位又は学科の分野 文学関係
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	備考			
		授業科目	単位数			
高一種免 (公民)	大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館 学校図書館メディアの構成 学習指導と学校図書館 読書と豊かな人間性 情報メディアの活用	2 2 2 2 2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理義に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得		
●単位数						
・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		0単位				
・教員の免許状取得のための選択科目		10単位				
・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		30単位				

<A大学の例>

5科目10単位を大学独自設定科目に設定

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	国際文化学部	国際文化学科	入学定員 100	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数 大学が独自に設定する科目 4単位	2. 学位 学士（国際文化）	3. 学位又は学科の分野 文学関係
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	備考			
		授業科目	単位数			
中一種免 (英語)	大学が独自に設定する科目	発達心理学 青少年問題 教育法規 介護等体験の理論 介護等体験の実践 学校経営と学校図書館 学習指導と学校図書館	2 2 1 1 2 2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理義に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
●単位数						
・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		0単位				
・教員の免許状取得のための選択科目		12単位				
・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		26単位				

<ノートルダム清心女子大学の例>

司書教諭関係科目の一部（2科目4単位）を大学独自科目に設定

司書教諭は12学級以上の学校で必置とされているため、採用選考において、資格所有者への加点等を行う自治体がある。

栃木県教育委員会の例

司書教諭資格所有者に加点制度あり（令和7年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項より）
「加点制度について」

（2）申請資格

キ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の志願者で、**学校図書館司書教諭の資格を有する者。**

（4）加点の内容

（2）のイ～キにおいて、書類審査の結果対象となった者には、**第1次試験の専門科目の得点に5点を加点する。**

山口県教育委員会の例

採用選考に当たっての**考慮事項の1つとして、司書教諭の資格所有者（講習の修了証書所有又は取得見込み）が含まれている。**

（令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項より）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）【概要】 (読書バリアフリー基本計画)

令和7年3月28日
文科大臣・厚労大臣決定

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和7～令和11年度の5年間）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの充実に努める。
- ・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・視覚障害等のある教職員への支援
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム（みなサーチ）に係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催
- ・会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のための研修の充実
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、国が主導し実証調査を実施

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を設置
- ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

基本的施策に関する指標

- ・「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

- 社会教育人材の養成について
(社会教育主事・社会教育士関係)

社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目)を大学が実施。

＜社会教育主事の養成に関する科目を開講している大学(令和7年度)＞

【4年制大学】 110校

（国立大学） 31

北海道大学	弘前大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	筑波大学
宇都宮大学	群馬大学	千葉大学	東京大学	東京学芸大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学
名古屋大学	愛知教育大学	滋賀大学	京都大学	大阪教育大学	神戸大学	奈良教育大学	和歌山大学
鳥取大学	島根大学	広島大学	高知大学	九州大学	熊本大学	鹿児島大学	

（公立大学） 6

高崎経済大学	東京都立大学	都留文科大学	京都府立大学	大阪公立大学	北九州市立大学
--------	--------	--------	--------	--------	---------

（私立大学） 73



札幌学院大学	札幌国際大学	北翔大学	北星学園大学	北海学園大学	弘前学院大学	石巻専修大学	尚絅学院大学
仙台大学	仙台白百合女子大学	東北学院大学	東北福祉大学	東北芸術工科大学	茨城キリスト教大学	東京福祉大学(※)	聖学院大学
文教大学	聖徳大学	青山学院大学	亜細亜大学	桜美林大学	国士館大学	駒澤大学	創価大学(※)
大東文化大学	玉川大学(※)	中央大学	帝京大学	帝京平成大学(※)	東京家政大学	東洋大学	東洋学園大学
日本大学	日本女子大学	法政大学(※)	明治大学	明治学院大学	立教大学	立正大学	和光大学
早稲田大学	神奈川大学	松蔭大学	田園調布学園大学	東海大学	八洲学園大学(※)	身延山大学	松本大学
常葉大学	愛知大学	愛知学院大学	中京大学	大谷大学	京都女子大学	京都橘大学	佛教大学(※)
藍野大学	追手門学院大学	大阪大谷大学	大阪樟蔭女子大学	関西大学	帝塚山学院大学	天理大学	就実大学
ノートルダム清心女子大学	広島国際大学	広島修道大学	広島女学院大学	四国大学	徳島文理大学	九州共立大学	九州産業大学
福岡大学							

【短期大学(部)】 2校

（私立短期大学） 2

帯広大谷短期大学	新潟青陵大学短期大学部
----------	-------------

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

(令和2年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができるこことする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科 目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科 目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

＜計8単位＞

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行する ために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科 目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4 〔選択必修〕



科 目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3 〔選択必修〕

＜計24単位＞

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項、第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができるこことする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他28の省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。



詳しくは特設サイトへ

社会教育士 文部科学省



特設サイト



note



You Tube



社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

社会教育士取得へのステップ



こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員

どの部署の職員にとっても必要な地域のニーズに寄り添い、地域住民と協働していくための専門的スキルが身につきます。
つまり、全ての行政職員におすすめです！



NPOに所属する人

地域づくりや地域の課題解決に取り組む方には欠かせない、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学び」のスキル・ノウハウが体系的に身につきます。



企業

企業が地域とともに持続的に発展していくよう、地域の課題解決やSDGsの推進にも積極的に関わっていきたいという方、特に企業のCSR担当の方におすすめです。



学校の教職員

子供の主体的・対話的で、探究的な学びの場や、社会に開かれた学校づくりを進めたいために、地域の人と連携したいと思っている方におすすめです。

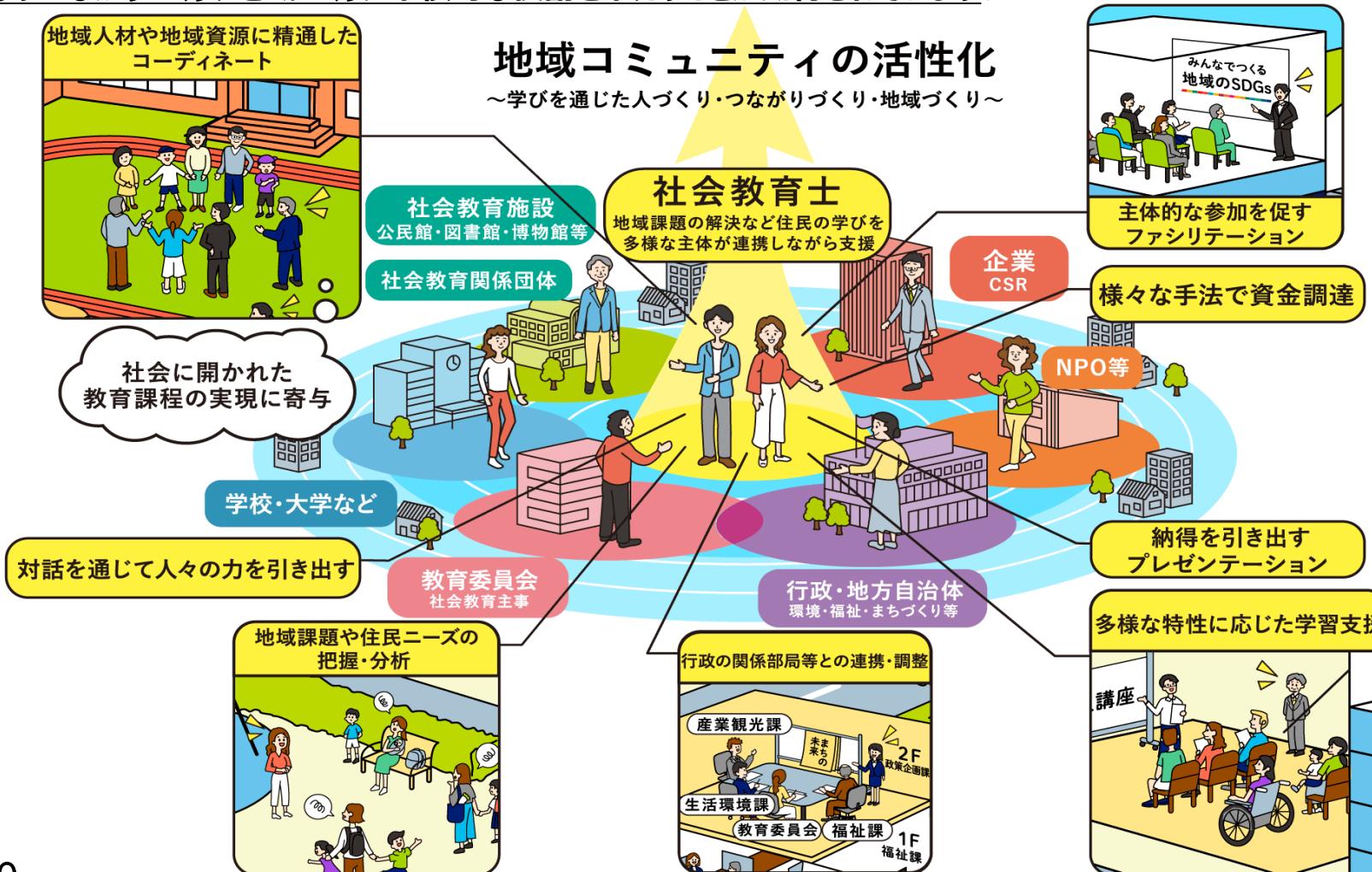


社会教育士に期待される役割（イメージ図）



「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
 - 講習や養成課程で習得したコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、N P Oや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



社会教育士

法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	1,540人	6,360人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	1,106人	3,333人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	2,646人	9,693人

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費による講習）



令和7年度講習実施機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施）

①国の委託費による講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目（生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習）を開設して実施。社会教育主事の任用資格の科目が一括で取得できることから、社会教育主事として任用予定・候補者が優先される。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	実施方法（※）			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習推進センター	【A】7月3日～8月27日	平日	日中	○	○		125人
		【B】10月25日～1月18日	土日	日中	○	○		125人
2	岩手大学	7月14日～8月7日	平日	日中	○		○	50人
3	東北大学	6月12日～8月9日	平日/土	日中	○		○	80人
4	宇都宮大学	7月22日～8月8日	平日	日中	○		○	80人
5	新潟青陵大学短期大学部	7月29日～8月22日	平日	日中	○		○	60人
6	福井大学	7月12日～10月20日	平日/土日	日中	○		○	60人
7	三重大学	7月24日～8月22日	平日	日中	○	○	○	80人
8	神戸大学	7月26日～8月27日	平日/土祝	日中	○		○	50人
9	岡山大学	7月14日～8月8日	平日/日	日中	○	○	○	60人
10	広島大学	7月21日～8月19日	平日	日中	○		○	50人
11	島根大学	7月19日～1月24日	(1)平日 (2)土日	(1)夜間 (2)日中	○	○	○	50人
12	高知大学	7月19日～8月27日	平日/土日	日中		○	○	40人
13	九州大学	7月21日～8月12日	平日/土	日中		○	○	80人
14	熊本大学	7月15日～8月8日	平日/土	日中	○	○	○	40人
15	国立教育政策研究所	【A】7月11日～8月28日	平日	日中	○	○	○	116人
		【B】1月16日～2月20日			調整中			

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費によらない講習）



令和7年度講習実施機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施）

②国の委託費によらない講習

社会教育主事に必要な4科目のうち、全部または一部の科目を実施。①のような優先は特段設けられない。実施機関は受講料を徴収することができる。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	開講科目				実施方法（※）			定員
					生涯学習 概論	生涯学習 支援論	社会教育 経営論	社会教育 演習	①	②	③	
1	宇都宮大学	8月21日～11月24日	平日/土日祝	日中	○	○	○	○		○	○	30人
2	大東文化大学	10月2日～1月22日	平日	夜間		○	○		○			30人
3	社会構想大学院 大学	4月15日～1月20日	平日	夜間	○	○	○	○	○	○	○	30人
		4月19日～8月31日	土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
		7月29日～8月31日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	50人
		9月30日～2月8日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	30人
		9月27日～2月8日	土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
4	新潟青陵大学 短期大学部	6月17日～12月14日	平日/土日	日中/夜間	○	○	○	○	○		○	60人
5	新潟産業大学	10月1日～2月28日	平日/日	日中	○	○	○	○	○	○		50人
6	福井大学	7月29日～8月8日	平日	日中		○	○				○	20人
7	神戸大学	8月2日～8月26日	平日/土	日中		○	○		○		○	5人
8	高知大学	8月16日～8月25日	平日/土日	日中		○	○		○	○		10人
9	九州大学	7月21日～8月12日	平日/土日祝	日中		○	○		○		○	30人
10	放送大学	10月1日～1月20日	演習は土曜日にオンライン または対面にて実施			○	○		○	○	○	80人

社会教育主事講習（国の委託費によらない講習）の実施の手續については、以下のページを参照ください（R8年度の案内は年明けにHP掲載予定）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1422544_00001.htm



The screenshot shows a web browser displaying the official website of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan. The URL in the address bar is https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1422544_00001.htm. The page content is in Japanese and discusses the application process for 'Social Education Main Person Lecture' (社会教育主事講習). It includes sections on application requirements, submission methods, and sample documents. The MEXT logo is visible in the top left corner of the page.

社会教育主事講習の委嘱について

社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に基づき、文部科学大臣が大学その他の教育機関に委嘱して実施するものです。

については、令和6年度に社会教育主事講習委嘱要綱に基づき、講習の委嘱を希望される講習実施機関は、実施計画書等を以下の1、2及び3に従い提出願います。提出された実施計画書等に基づき、内容を審査の上、講習を委嘱する講習実施機関を決定します。

なお、令和6年度の委嘱についての委嘱要綱、提出書類の様式等は以下のとおりです。

1.提出期限
令和6年2月29日(木曜日)17時

2.講習実施計画書等の提出方法
電子メール(syakyouusyuu@mext.go.jp)により提出すること。
なお、以下の点に留意すること。

- メールの件名及び添付ファイル名は、ともに「【機関名】令和6年度社会教育主事講習(委嘱)」とすること。
- 添付ファイルは、実施計画書、その他の参考となる書類の順にひとつずつ(PDFファイル)にまとめて送信すること。ただし、容量が5MBを超える場合は、複数のメールに分け、件名及び添付ファイル名に通し番号を付して送信すること。
- メール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。

3.様式等

[社会教育主事講習委嘱要綱\(PDF:297KB\)](#) 

[\(別記様式1\)社会教育主事講習実施計画書\(Word:25KB\)](#) 

[\(注\)主事講習の実施計画書\(別記様式1\)の記入例](#) 

独立行政法人国立青少年教育振興機構

我が国の青少年教育におけるナショナルセンターとして、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、全国28の国立青少年教育施設を活用し、多様な体験活動の機会と場を提供しています。

全国の国立青少年教育施設

国立オリンピック記念 青少年総合センター(1か所)

国立青少年交流の家 (13か所)

国立青少年自然の家 (14か所)



各施設における体験活動

全国**28か所**にある国立青少年教育施設では豊かな自然をはじめとする特色を生かしたプログラムを提供しています。

利用団体の研修の目的達成に向けた教育指導や助言、活動場所・プログラムの提供を行っております。

研修・合宿・イベント等の会場としてぜひご活用ください。

★詳しくは各施設のHPを参照いただき、ご相談ください。
⇒<https://www.niye.go.jp/facilities/facilities.html>



【利用料金等】

オリンピックセンター

青少年交流の家

青少年自然の家

■ 低廉な利用料金

学校団体、青少年団体は
宿泊1人1泊2,900円～

■ 東京都心へのアクセス良好

■ 学校団体、青少年団体等、低額で利用が可能

幼児（年少以上） 一人300円/泊
子供（小学生～高校生） 一人600円/泊
大人（18歳以上） 一人2,500円/泊
[学生は一人1,200円/泊]
※上記の他、利用期間や利用区分により一部免除制度を設けています。詳細は各施設HPよりご確認ください。



キャンプ気分でミーティング！

グループのチームビルディングも！

屋内での活動も可能

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との取組【ボランティア】

ボランティアの養成・研修事業

- 青少年機構でのボランティア活動を通して、**社会に参画する態度を育み、地域に貢献できる能力を有する青少年の育成**を目指しています。
 - ① 機構が実施する教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアを育成する「ボランティア養成・研修事業」
 - ② ボランティアが自ら考案した事業を実施する「ボランティア自主企画」

青少年機構におけるボランティア活動の推進

ボランティアをするには

独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する「ボランティア養成事業」に参加して、「法人ボランティア」として登録します。

ボランティア養成事業とは

目的：ボランティアに関する理論と活動に必要な知識や技術を身に付けます。
内容：ボランティア活動に必要な講義や演習
(例：野外炊事、普通救命講習 等)

法人ボランティアに登録すると

全国28か所にある国立青少年教育施設でボランティア活動することができます。

- ・隨時、養成事業を受講した施設やその他希望する施設からボランティア募集の情報が届きます。
- ・活動時は当機構の規程に基づき旅費（交通費、食事代相当額）の支給があります。

- 登録している法人ボランティアの約7割が大学生。

独立行政法人国立青少年教育振興機構と大学との主な取組【連携事業・施設利用】

愛媛大学×大洲青少年交流の家

～「伊予の伝統文化を学び伝えるリーダー村」～

概要：地域を大切にし、地域に根ざして活動するリーダーが求められている中で、愛媛の伝承文化を学び、先人の知恵と自然体験の融合した体験活動をすることで、地域を大切にしようとする心を育むとともに、「子どもむかし生活体験村」を自ら計画し、運営することで、地域に根ざして活動しようとするリーダー養成事業を愛媛大学と国立大洲青少年交流の家の共催で実施しており、今年で19年目を迎えるました。

内容：6日間の日程で、前半の3日間はリーダシップや児童への接し方、集団作りの技法、普通救命講習、伝承文化等についての研修を行い、後半3日間は、研修での学びを活かして小学4年～6年生を対象とした事業「子どもむかし生活体験村」の企画・運営を行います。

令和7年度は、8月23日～28日で実施しました。



上越教育大学×妙高青少年自然の家

～ボランティア活動の単位認定～

概要：上越教育大学の「ボランティア体験」の科目を履修している学生は、新潟県に立地している国立妙高青少年自然の家主催の「ボランティア養成事業」に参加する等で合計15時間以上のボランティア活動の実践により、当該科目の単位が取得されます。



群馬大学・宇都宮大学 共同教育学部 × 赤城青少年交流の家

～施設利用を通した研修の充実～

概要：群馬県に立地している国立赤城青少年交流の家を会場に、群馬大学及び宇都宮大学の共同教育学部に在籍する2年生全員が参加する合同研修を実施しました。

内容：令和7年度は8月28・29日に日帰りで390人の学生が参加。グループ別交流会の後に、野外活動を実施しました。

- 教育大学等と青少年機構が協働した取組み事例は、上記の他に社会教育実習生の受け入れ等も行っております。
- 教職を目指す大学生に集団宿泊を通した体験活動の機会と場を提供することを通して、それらの活動の重要性を体験的に実感する契機となります。
- 大学が有する教育資源と青少年機構が有する教育資源を融合し、青少年の諸課題の解決に向けた取り組みを推進しています。

I キーワード

生徒指導

少年非行

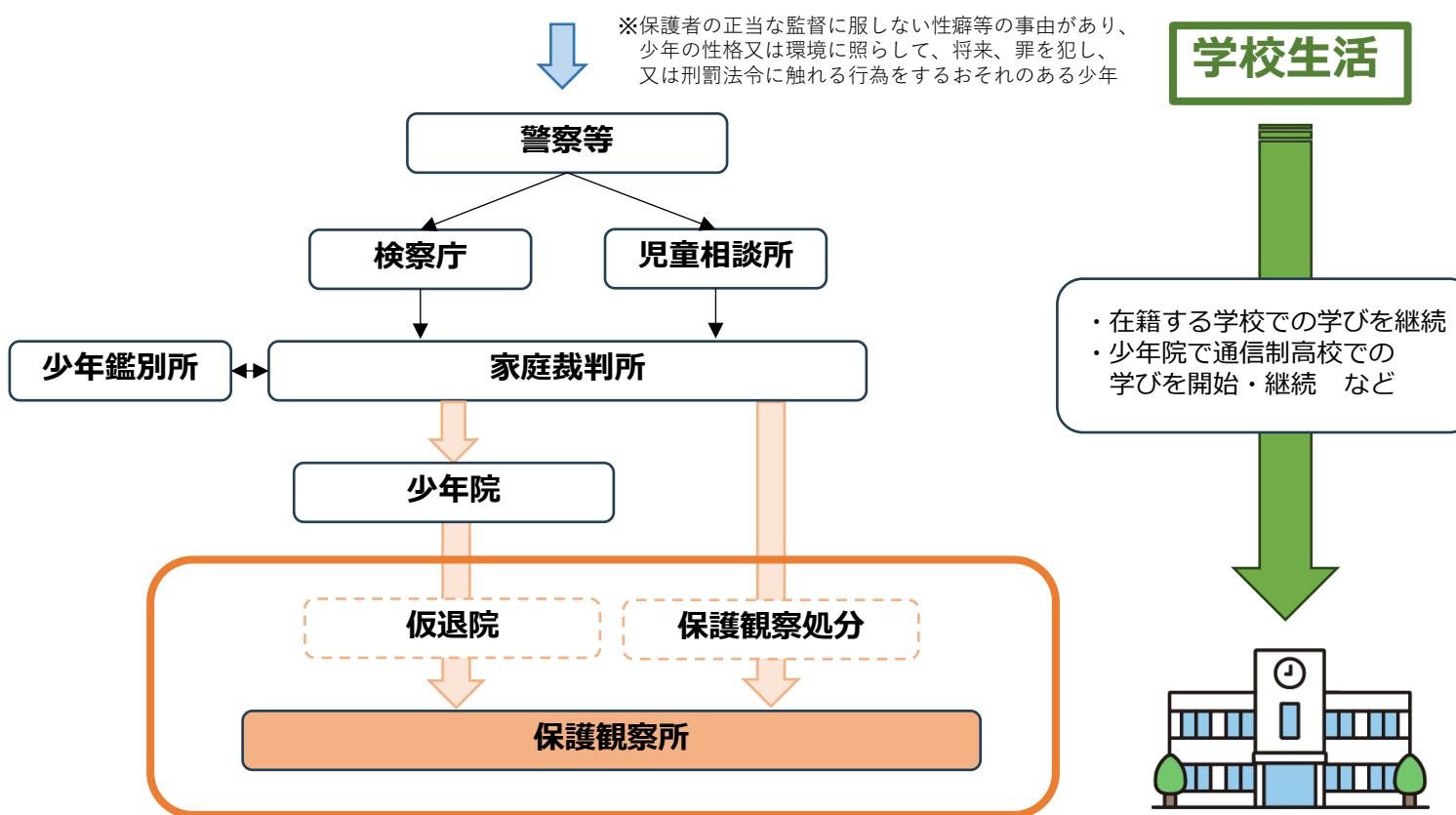
保護司

保護観察官

II 非行少年処遇の概要と保護観察

非行少年処遇の概要

犯罪少年、触法少年（14歳未満）、ぐ犯少年（※）



保護観察

- 非行のある少年等が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、通常の社会生活を営ませながら、保護観察官及び保護司による指導及び支援を行う制度（社会内処遇）
- 保護観察中の少年は、施設に収容せず通常の社会生活を営ませながら指導等を行うため、他の生徒と同様に、学校に通っています。



保護観察の現状

出典：犯罪白書（令和6年版）

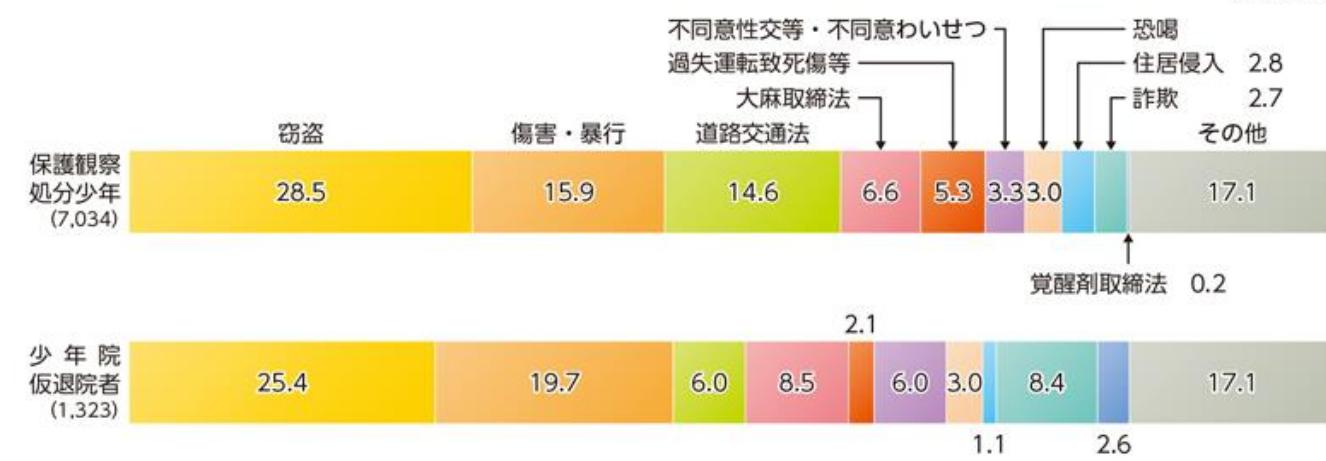
○少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比



○少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比



○少年の保護観察開始人員の非行名別構成比（窃盗が最も高い）



III 保護司とは

- 法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。全国に約46,000人います。
- 民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、国の職員である保護観察官と協働して活動しています。
- 非行防止教育**という点で、警察に加え、犯罪や非行をした人の立ち直りや再犯防止を地域で支える保護司及び保護司が組織する保護司会は、学校にとって身近な存在です。

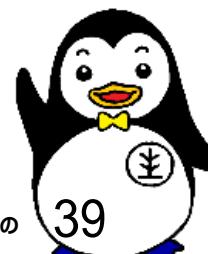
IV 保護観察官とは

- 国家公務員で保護観察の専門家。地方更生保護委員会・保護観察所に配置され、保護司と協働して、保護観察や生活環境の調整のほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策などに従事しています。
- 教育学、心理学及び社会学などの専門的知識に基づき、再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行っています。**

V 学校と保護司・保護観察官との連携（実務場面）

- 保護観察は、法務省の機関である保護観察所が実施します。保護観察期間中は、保護司や保護観察官が生活の指導や援助に関わっているので、**必要に応じて児童生徒を担当している保護司や保護観察官と連携することが重要です。**
- 教育委員会等において実施する生徒指導担当者等を対象とした研修やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を対象とした研修、各学校において実施する校内研修等に際して、**保護司や保護観察官が講師となり、非行少年の社会復帰に向けた取組、再非行防止のための取組等について講義しています。**
- 各学校において実施する非行防止教室においても、**保護司や保護観察官が外部講師となり、実際に非行少年と関わってきた経験等を交えながら直接児童生徒に話す**ことで、非行の問題を身近に考えやすくなり、非行防止教育の充実につながっています。
- “社会を明るくする運動”（法務省主唱）作文コンテスト**（対象：全国の小学生・中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生・中学生に準ずる生徒を含む。））**に作品を募集しています。**

Youtube紹介動画



～保護司と少年の実話エピソード～
「どんな人生も変えられる」

バッドボーイズ佐田正樹
“保護司になる”

法務省ホームページ



保護司とは

保護観察官
パンフレット

学校と保護司の
連携パンフレット

全国の保護観察所一覧



更生ペンギンの
サラちゃん

目の健康に関する啓発資料



できるだけ外で遊ぼう!

外で過ごすと近視になりにくいと言われているよ!
熱中症や紫外線などへの対策も忘れずにね!



長い時間、近くを見続けないでね!

明るい部屋で

暗いときは明かりをつけてね



近くで見ない

本や画面を自から
30cm以上離してね



時々きゅうけい

30分に1回は体を動かそう!



こんなことがあったら、おうちの人へ伝えてね!

黒板の字が見えにくい

目を細めないと
遠くの文字が読みにくい

ぼやけて見えたり
かさなって見えたりする



【子供の目の健康を守るために】

https://www.mext.go.jp/content/20240730-mxt_kenshoku-000031776_11.pdf

【近視について解説した資料 (A4仕様)】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_01.pdf

【近視について解説した資料 (A3仕様)】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_02.pdf



道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



授業映像



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

工夫事例(指導案)

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導案)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

授業で使える郷土教材

教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等が作成した地域の特色ある教材を紹介。



いじめ防止を扱う実践事例

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

教育委員会作成指導資料

各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。



道徳教育を知るための資料

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

文部科学省作成資料

「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。



「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」(指導の手引き)



総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働きかせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これからの時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。



目次

はじめに	4
① 今、求められる資質・能力	4
② 総合的な学習の時間で児童、教師、地域が変わる!	9
③ 「主体的・対話的で深い学び」を実現する総合的な学習の時間	13

第1編 総合的な学習の時間において求められる授業改善 16

第1章 総合的な学習の時間の成果と探究的な学習の過程の充実	16
第2章 充実した総合的な学習の時間を実現するための学習指導	19
第1節 学習指導の基本的な考え方	19
1. 学習過程を探究的にすること	19
2. 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること	20
第2節 探究的な学習の指導のポイント	24
1. 課題の設定	24
2. 情報の収集	30
3. 整理・分析	40
4. まとめ・表現	48
【コラム】総合的な学習の時間におけるプログラミングの充実	55
【コラム】総合的な学習の時間における情報手段の基本的な操作スキルの習得	56
【コラム】総合的な学習の時間における「考えるための技術」の活用	57

第2編 総合的な学習の時間とカリキュラム・マネジメント 59

第1章 カリキュラム・マネジメントの充実	59
第2章 全体計画の作成	61
第1節 全体計画の基本的な考え方	61
1. 全体計画の概要	61
2. 全体計画の中心となる三要素	63
3. 三要素を明確にすることの価値	63
第2節 全体計画作成の進め方	64
1. 学校教育目標を確立する	64
2. 各学校において定める目標を設定する	65
3. 目標を実現するにふさわしい探究課題	66
4. 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力	68
第3節 全体計画の具体例	75
第3章 年間指導計画の作成	78
第1節 年間指導計画の基本的な考え方	78
1. 年間指導計画とその構成要素	78
2. 年間指導計画における単元配列の考え方	78

今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編） (令和3年3月)



（中学校編）

今、求められる力を高める 総合的な学習の時間の展開

未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた
探究的な学習の充実とカリキュラム・マネジメントの実現



今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（中学校編） (令和4年3月)

3. 年間指導計画における単元配列の考え方	87
第2節 年間指導計画作成上の留意点と具体例	90
1. 生徒の学習経験に配慮すること	91
2. 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと	92
3. 各教科等の関連を明らかにすること	92
4. 外部の教育資源の活用及び異校種の連携や交流を意識すること	95

第4章 単元計画の作成

第1節 単元計画の基本的な考え方	97
1. 単元計画作成の手順	97
2. 単元計画としての学習指導案	100
第2節 単元計画作成の具体的な手順	101
1. 全体計画・年間指導計画を踏まえる	101
2. 3つの視点から生徒の姿を思い描く	103
3. 探究的な学習として単元が展開するイメージを思い描く	105
4. 単元計画を具体的に書き出す	106

第5章 総合的な学習の時間の評価

第1節 生徒の学習状況の評価	114
1. 学習評価の基本的な考え方	114
2. 全体計画に示した「学習の評価」の具体化	116
3. 評価の観点の設定	116
4. 学習状況の評価の手順	116
5. 多様な評価の方法	118
第2節 教育課程の評価	121
1. 教育課程の評価の基本的な考え方	121
2. 教育課程の評価項目・指標等の検討	121
3. 教育課程の改善と外部への説明	122

第6章 総合的な学習の時間を支えるための体制づくり

第1節 体制整備の視点と校長のリーダーシップ	123
1. 求められる校長のリーダーシップ	123
2. 体制整備の4つの視点	124
第2節 組織整備の実践事例	125
1. 指導体制と運営体制の整備	125
2. 校内研修等の充実	133
【コラム】併設校の学習の時間で教師が育つ—OJTの中で高められる教師としての専門性—	135
第3節 授業時数の確保と弾力的な運用の実践例	136
【コラム】併設校等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて	138
第4節 学習環境の整備の実践事例	139
1. 学習空間の整備	139
2. 教室内の学習環境の整備	140
3. 校舗図書室の整備	142
第5節 外部との連携の構築の実践事例	144

（参考資料） STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

- 本書は、総合的な学習の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な学習の時間を推進するための体制づくりなどについてわかりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げた資料です。
- より使い方の幅を広げることができるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。
- 冊子版をお求めの場合には、下記より購入することも可能です。
（株式会社アイフィスHP：<https://www.ifys.co.jp/?p=wejljqbb>）



「今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開」(高等学校編)



総合的な探究の時間は、探究の見方・考え方を働きさせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目標にしていることから、これから時代においてますます重要な役割を果たすことが期待されます。是非、指導の改善・充実に向けて本書をご活用ください。

(高等学校編)

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開

未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた
探究の充実とカリキュラム・マネジメントの実現

令和5年3月

文部科学省

今、求められる力を高める 総合的な探究の時間の展開 (高等学校編) (令和5年3月)

第1編 総合的な探究の時間において求められる授業改善

第2編 総合的な探究の時間とカリキュラム・マネジメント

第1章 カリキュラム・マネジメントの充実

第2章 全体計画の作成

第3章 年間指導計画の作成

第4章 単元計画の作成

第5章 学習指導や指導計画の評価

第6章 総合的な探究の時間を支えるための体制づくり

1. これまでの総合的な学習の時間の成果と課題

2. 充実した総合的な探究の時間を作成するための学習指導

3. 単元計画の作成の基本的な考え方

4. 支援や評価の実践

5. まとめ

●本書では、学習指導要領の改訂を踏まえ、総合的な探究の時間に係る計画の基本的な考え方や具体例、学習指導及び総合的な探究の時間を推進するための体制づくり等について分かりやすく解説するとともに、優れた実践事例を取り上げました。

●ニーズに応じてご活用いただけるよう、電子データを文部科学省ホームページで公開しています。

●冊子版をご入用の場合には、下記より購入することもできます。

43

(株式会社アイフィス HP: <https://www.ifys.co.jp/> 価格: 1,925 円 税込)



ご注文方法について

書店申込み

・貴校でお取引している書店様にてお申込み下さい。

東洋館出版社に直接申込み

①東洋館出版社のホームページからの申込み【クレジットカード決済】

インターネットで『初等教育資料』と検索し、東洋館出版社のホームページからお申込み下さい。

定期購読：年間購読／送料無料 & 10%off!

月額課金／お客様のタイミングで申込み・解約ができる！

単品注文：お好きな号を1冊からご購入いただけます！

下の二次元コードよりお申込みページに進み、特集テーマをご確認下さい

定期購読(年間・月額)
お申込みページはこちら



単品注文
お申込みページはこちら



2025年度限定特典！

巻末掲載の二次元コードから、2018年度発行・文部科学省教科調査官等著作の電子書籍データを、無料でダウンロードいただけます。ぜひ本誌をご購入の上、巻末のご案内をご確認ください。

東洋館出版社ホームページURL: <https://www.toyokan.co.jp>

②FAXでの申込み

下記「FAX申込み記入欄」に、ご注文内容と送品先をご記入いただき、FAX送信して下さい。
その後郵送されてくる振込用紙をお使いの上、代金をお支払い下さい。ご入金確認次第、定期購読ご契約開始となります。

FAX申込み記入欄

下記申込み欄に必要事項をご記入いただき、東洋館出版社にFAX送信して下さい。
後日郵送する振込用紙にて代金をお支払い下さい。ご入金確認後に商品を発送いたします。

FAX送信先 03-5281-8092

ご希望の商品にチェックを入れて下さい。

【定期購読注文】

初等教育資料 ※お申込み時点で発売中の翌月号から計12冊のお届けとなります
年間定期購読 税込み 9,240円 + 送料 1,800円

お届け先

(〒) _____ () _____

都道
府県

学校名
or 氏名

電話：

初等教育資料

定期購読のご案内

学校、教育委員会の方々へ届ける文部科学省編集の月刊誌



令和7年度 本当に大切なことを考える 資質・能力の育成に向けた学び

「各教科等の目標の実現に向かうGIGAスクール構想のもとでの授業」
「小学校におけるウェルビーイングの実現」「防災教育の充実」
「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」
「学習指導要領実施状況調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実」



令和7年度年間テーマ：
資質・能力の育成に向けた
学びを考える

初等教育資料を読めば、

学習指導要領に基づく授業ができる！



初等教育資料

学習指導要領に基づいた
より確かな情報を発信する
文部科学省編集の月刊誌

編集:文部科学省教育課程課／幼児教育課
定価:770円(税込み) B5判・平均102頁

令和7年度のテーマは
「資質・能力の育成に向けた学びを考える」

学習指導要領改訂へ向け最新の情報を届けるとともに、教育活動の更なる改善・充実を図るために、学習指導要領の趣旨を実践において具体化するためのポイントを発信していきます。

特集Ⅰ：教育現場における最重要課題を理解するコーナー

- 4月号 各教科等の目標の実現に向かう学習の過程を大切にした授業①
(幼児教育、国語、社会、算数、理科、生活、音楽)
- 5月号 各教科等の目標の実現に向かう学習の過程を大切にした授業②
(図画工作、家庭、体育、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動)
- 6月号 豊かな人間性を育む学校同士の連携・交流
- 7月号 防災教育の充実
- 8月号 各教科等の目標の実現に向かうGIGAスクール構想のもとでの授業①(国語、社会、算数、理科、生活、音楽)
- 9月号 各教科等の目標の実現に向かうGIGAスクール構想のもとでの授業②
(図画工作、家庭、体育、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動)
- 10月号 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- 11月号 小学校におけるウェルビーイングの実現
- 12月号 教師を取り巻く環境整備
- 1月号 学習指導要領実施状況調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実①(国語、社会、算数、理科)
- 2月号 学習指導要領実施状況調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実②
(生活、音楽、図画工作、家庭、体育(運動))
- 3月号 学習指導要領実施状況調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実③
(体育(保健)、外国語、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動)



特集Ⅱ：学習指導要領に基づく確かな授業づくりに触れるコーナー

毎月、教科等ごとに学習指導要領に基づく授業づくりの考え方と授業実践を紹介します。メインテーマは、その教科等で最も重要な課題とされる事柄を視学官・教科調査官がピックアップして特集します。教科等の確かな理解、最新の教育課題は何か、授業づくりの様々なヒントを得ることができます。

初等教育資料 編集担当紹介(視学官・教科調査官)



大塚 健太郎
文部科学省教育課程課
教科調査官



小倉 勝登
文部科学省教育課程課
教科調査官



加古 希支男
文部科学省教育課程課
教科調査官



有本 淳
文部科学省教育課程課
教科調査官



齋藤 博伸
文部科学省教育課程課
教科調査官



志民 一成
文部科学省初等中等教育局
視学官



小林 恭代
文部科学省教育課程課
教科調査官



熊谷 有紀子
文部科学省教育課程課
教科調査官



塩見 英樹
スポーツ庁政策課
教科調査官



岩田 恒
スポーツ庁政策課
教科調査官



堀田 竜次
文部科学省教育課程課
教科調査官



早川 優子
文部科学省教育課程課
教科調査官



和久井 伸彦
文部科学省教育課程課
教科調査官



平手 眞子
文部科学省幼児教育課
幼児教育調査官(併)教科調査官

※すべて国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官を併任

好評！レギュラーコーナー

特別支援教育

特別支援教育に関する最新の情報や話題、通常学級や特別支援学級等における特別な支援を要する子供への指導などを、事例を交えながら紹介します。

幼保小の架け橋プログラムの推進

幼児教育と小学校教育—学びをつなぐ実践の工夫—

幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進・充実を目指した、各自治体での工夫ある取組を紹介します。令和7年度は幼稚園等の実践に加え、幼稚園等と小学校の交流活動や幼児期の学びを踏まえた小学校の授業の実際についても紹介します。



文部科学省教育課程課 編集

中等教育資料

のご案内

●B5判／平均104ページ ●定価748円(本体680円+税10%)／年間誌代8,976円(年12冊・税込) ●毎月28日発売

中学校・
高等学校
に対応!

学習指導要領のねらいや授業実践のヒントを、
文部科学省教育課程課及び視学官・教科調査官が解説。
文部科学省の公式解説書です！

電子版は
こちらから



Amazon



楽天Kobo



特集 令和7(2025)年度

4月号 STEAM教育の実践

5月号 学びの多様化学校

6月号 生成AI等を活用した授業実践

7月号 各教科等の指導における問題発見・解決能力の育成①

8月号 各教科等の指導における問題発見・解決能力の育成②

9月号 各教科等の指導における問題発見・解決能力の育成③

10月号 [高等学校]各教科等交えて語り合う①

11月号 [高等学校]各教科等交えて語り合う②

12月号 [高等学校]各教科等交えて語り合う③

1月号 [高等学校]各教科等交えて語り合う④

2月号 [高等学校]各教科等交えて語り合う⑤

3月号 コミュニティ・スクールを活用した教育活動の展開

※ 特集名・内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

中等教育資料 定期購読のご案内 (定価748円(本体680円+税10%)／年間誌代8,976円(年12冊・税込))

●定期購読は、FAX、お電話または学事出版ホームページよりお申込みください。●雑誌・書籍と共に振込用紙を同封しますので、到着後お支払いください。

「中等教育資料」

月号より
毎月購読します。

お届け先ご住所 (自宅 勤務先)

〒 - - - - -

電話番号: - - - - -

公費購入

希望
します

フリガナ

お名前

勤務先名

電話番号: - - - - -

授業づくりや学習指導案・年間計画作成、研修会に役立つ充実の内容！

各都道府県の取組をカラーで紹介！



特色ある教育活動

令和7年度の
各コーナー

憲

ここでしか読めない、視学官・教科調査官のエッセイです。

教育小景

各界の有識者が教育について語る、本誌のための書き下ろしです。

特色ある教育活動

各都道府県の教育活動を写真と文章で紹介します。

StuDX Styleへの扉

1人1台端末を活用している様々な学校の取組を紹介します。

世界を渡って、今

JICA海外協力隊での活動経験者が、帰任後、どのように教育に関わっているのか、派遣国での体験を踏まえて語ります。

特集

文部科学省教育課程課、視学官・教科調査官等が主に執筆する「解説」、特集テーマに関連する分野の有識者が執筆する「論説」を軸に、特集テーマを考察します。「実践研究」では、各学校等の先進的な実践事例を紹介します。

チーム学校で特色づくり

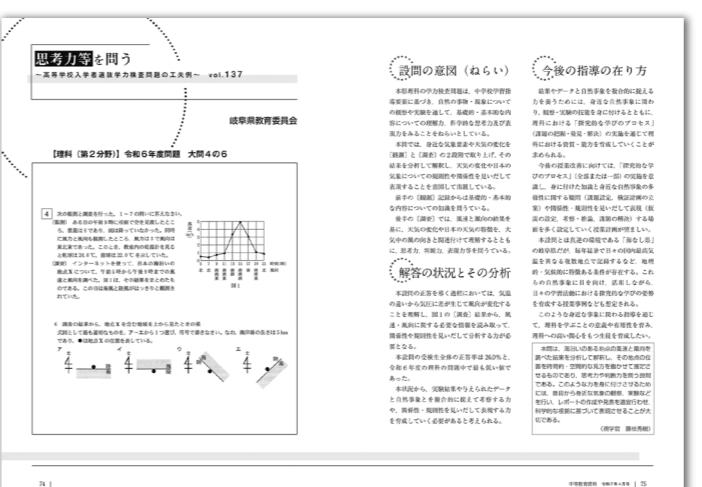
チームとして教育活動に取り組む各地の学校を紹介します。

注目 魅力ある先生

現場で活躍されている注目の先生方を紹介します。

各教科等の改善／充実の視点

各都道府県の入試問題を徹底分析！



思考力等を問う

思考力等を問う

教科調査官等推奨の高等学校入学者選抜学力検査問題を分析します。

特別支援教育コーナー

特集テーマと連動して、特別支援教育を考察します。

産業教育のページ

産業教育に関する情報をお届けします。

インフォメーション

文部科学省の最新情報をお届けします。



こどものしあわせとともににつむぐ 〒101-0051 千代田区神田神保町1-2-5 和栗ハトヤビル3F

学事出版 <https://www.gakuji.co.jp> TEL03-3518-9016 FAX 0120-655-514

46

放射線副読本について

- 東日本大震災での原子力災害を受け、学校教育において、児童生徒が**放射線に関する科学的な知識を身に付け、自ら考え方行動できるよう**にすることが求められているため、文部科学省において放射線副読本を作成している。現行の形では平成23年度から作成・配布
- 毎年度、1人1台端末で活用できるよう、URLとQRコードを教育委員会、学校等に周知している。



【縦版】

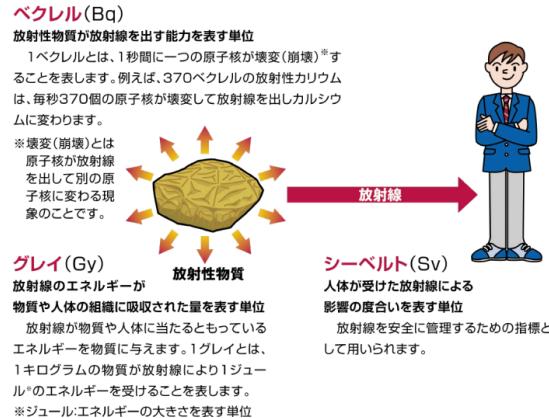


1人1台端末用【横版】

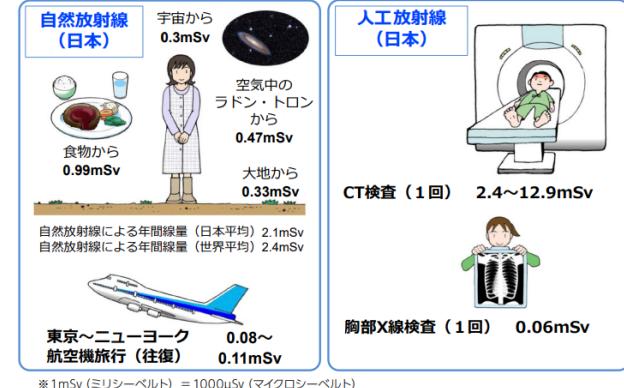


放射線副読本（令和6年改訂）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/
1410005_00004.html



グレイ(Gy)
放射線のエネルギーが物質や人体の組織に吸収された量を表す単位
放射線が物質や人体に当たるともっているエネルギーを物質に与えます。1グレイとは、1キログラムの物質が放射線により1ジュールのエネルギーを受けることを表します。
※ジュール:エネルギーの大きさを表す単位



※1mSv (ミリシーベルト) = 1000μSv (マイクロシーベルト)

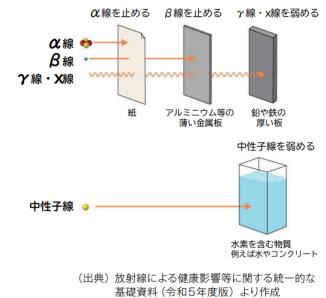
(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (令和5年度版)

(1) 放射線の性質

放射線には、 α 線、 β 線、 γ 線、X線、中性子線などの種類があります。どれも物質を透過する能力をもっていますが、その能力は、放射線の種類によって程度が異なっています。

例えば、 α 線は紙1枚でも遮ることができます。 β 線は紙1枚では遮ることはできませんが、アルミニウムなどの薄い金属板で遮ることができるなど、放射線は種類によって材料や厚さを選ぶことにより遮ることができます。

また、放射線は、風邪のように人から人へうつることはありません。これは人が光を受けても、その人が光を出すようになるわけではないのと同じです。



(出典) 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (令和5年度版) より作成

放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し情報を正しく理解する力を**教科横断的に育成**することとしており、**理科をはじめとする関係する教科等において広く積極的に活用していただきたい。**

政治や選挙等に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」の概要

【生徒用副教材：全ての国・公・私立高校生（第1学年）等に配布】（平成27年より）

〈第一部：解説編〉

- ・選挙や投票の仕組み（公示から開票までの流れ、投票方法等）
- ・選挙の意義（選挙と政策決定過程（政治の仕組み）、年代別投票率と政策等）
- ・憲法改正国民投票の仕組み

〈第二部：実践編〉

政治や選挙等に関する学習をより参加実践型にするため、学校の授業等でそのまま使用できるよう、実施準備、実施手順・方法、ワークシートなどを盛り込んだ学習教材の実例を掲載。

- ・話し合いやディベート（地域課題）の手法
- ・模擬選挙や模擬請願、模擬議会 等

〈第三部：参考編〉

- ・投票と選挙運動等についてのQ & A
- ・学校における政治的中立の確保（教育基本法等） 等

※ 教師用指導資料は、

- ①副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、
- ②指導上の政治的中立の確保に関する留意点（教育基本法、公選法等）を追記。
(全てのホームルーム担当教員及び公民科担当教員等に配布)

政治や選挙等に関する高校生向け副教材等について

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html



小・中学校向け 主権者教育指導資料の概要

選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育(いわゆる「主権者教育」)がこれまで以上に求められていることから、小・中学校向け主権者教育指導資料を作成しました。(令和4年3月)

小・中学校向け 主権者教育指導資料 「主権者として求められる力」を子供たちに育むために

〈理論編〉

選挙権年齢の引下げに伴う動きや学習指導要領における主権者教育の位置付け、さらに、社会的事象の取扱いや学校における政治的中立の確保等の学習活動の展開に当たって特に留意すべきことなどについて解説。

〈実践編〉

小・中学校の社会科及び特別活動における

指導事例について、

- 「主権者教育の
○指導の展開例

○実践するに当たっての留意点・配慮事項等

○資料・ワークシート等

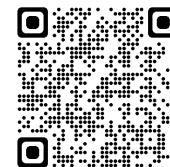
などを紹介。

※指導事例

中学校公民的分野「国民の生活と政府の役割」

特別活動:小學校第5學年 學級活動「係活動」

中学校 生徒会活動「学校生活の主体者としての自覚をもとう」など



学習指導要領の改訂に向けた審議

論点整理

＼ 次期学習指導要領に向けた 基本的な考え方を整理 ／

- ① 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方
- ② 質の高い、深い学びを実現し、
分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方
- ③ 多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程の在り方
- ④ 情報活用能力の抜本的向上と、
質の高い探究的な学びの実現
- ⑤ 「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方
- ⑥ 豊かな学びに繋がる学習評価の在り方
- ⑦ その他諮問で提起された事項の在り方
- ⑧ 今後の検討スケジュールや検討の在り方等

文部科学省ホームページ



教育課程企画特別部会
論点整理

各教科等の
ワーキンググループ等の
今後のスケジュール

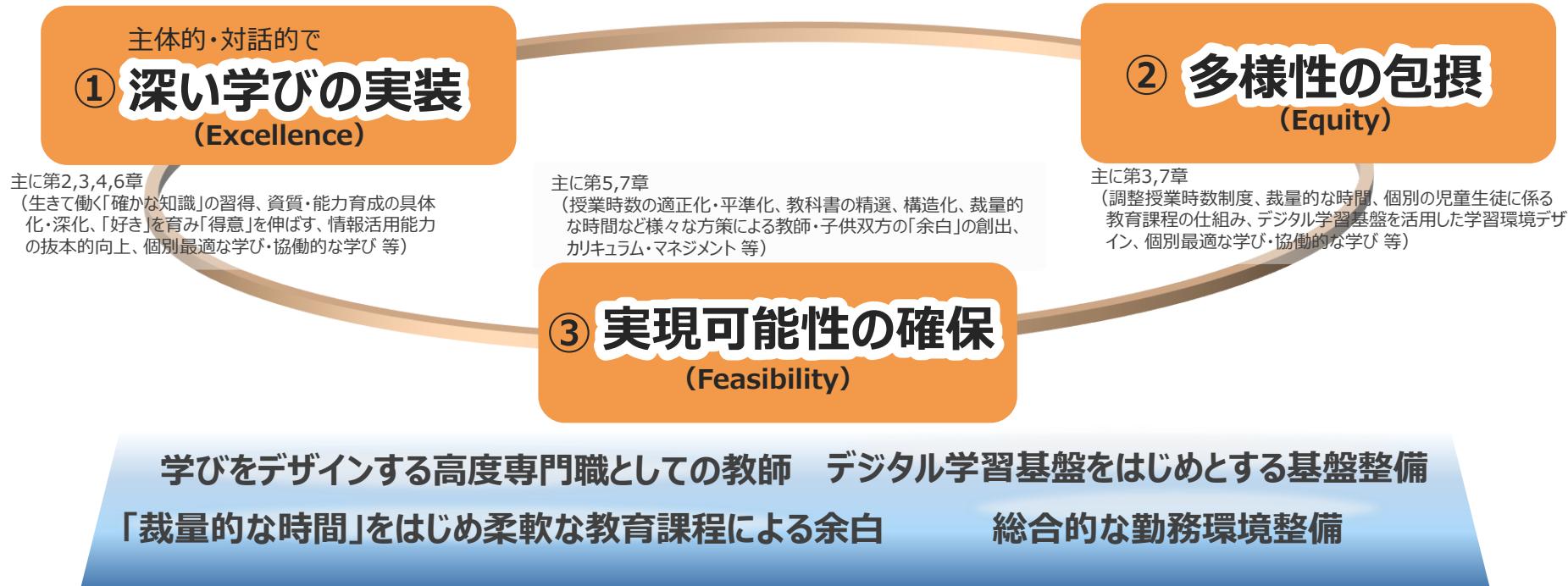
[https://www.mext.
go.jp/b_menu/shi
ngi/chukyo/chukyo
3/004/gaiyou/mex
t_00010.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo/3/004/gaiyou/mext_00010.html)

[https://www.mext.
go.jp/b_menu/shi
ngi/chukyo/chukyo
3/004/gaiyou/mex
t_00008.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo/3/004/gaiyou/mext_00008.html)

令和7年9月25日
中央教育審議会
教育課程企画特別部会

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)

当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

主体的・得意な進路選択の促進
好きな・得意な進路選択の促進とした

高
中
小
幼

課題設定
の充実

グループ探究

個人探究

総合

生きて働く「確かな知識」の習得

興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実

家庭学習の内容を自律的に決められる
ような段階的指導
(家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

言葉を用いて思考を深めていく指導

多様な子供を誰一人取り残さない
視点としての個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

児童生徒主体のルール
形成や学校生活改善、
行事の創造等の明確化
(みんなが学びやすいルールや環境の構築を含む)

納得解を形成しようとす
ることの重要性の明文化
(安易な多数決の回避や少数意見の吟味)

特別活動

他者と関わり協同する力の育成

考え、議論する
道徳の徹底
(主体的な判断の
重要性、知・徳・体
の調和のとれた発達
に向けた、道徳的価
値の対立を乗り越える
必要性や道徳的
実践の強調)

道徳

全ての活動の基盤としての
心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援に関する研修動画



文部科学省

- 教職員向けの研修動画パッケージ (※) を、文部科学省HPにおいて公表しています。
- 実例や具体的な学校での場面を交えながら、授業の工夫方法等について解説しています。
- 文部科学省HPに掲載の振り返り資料と合わせて、是非ご活用ください。

令和5年度事業

こちらからご覧いただけます！



パッケージ① 特異な才能のある児童生徒の特性の理解について
あなたの学校に「特異な才能のある児童生徒」が入学することになったら？

パッケージ② 特異な才能のある児童生徒の特性を踏まえた授業作りについて
あなたのクラスに「特異な才能のある児童生徒」がいたら？

パッケージ③ 2E の児童生徒(特異な才能と学習困難を併せ有する児童生徒)への対応について
才能のある児童生徒は完璧ではない、その凸凹

パッケージ④ 高等学校における支援の在り方について
「特異な才能のある児童生徒」の多様で高い知的関心にどう応えるか？～高校編～

HP : [令和5年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業について：文部科学省](#)

令和6年度事業

こちらからご覧いただけます！



パッケージ① 「特異な才能のある児童生徒」の特性を活かす授業の柔軟化（1）
-小学校低学年～中学校編-

パッケージ② 「特異な才能のある児童生徒」の特性を活かす授業の柔軟化（2）
-小学校高学年～中学校編-

パッケージ③ 特異な才能のある児童生徒の授業以外の場面に着目した支援

パッケージ④ 教員志望の大学生とともに特異な才能のある児童生徒を包摂する
HP : [令和6年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業について：文部科学省](#)



本研修の構成

① 授業中、このような特性を示す子供たちはいませんか？

② ケースから考えよう

「特異な才能のある児童」を包摂する授業の工夫
-小学校低学年～中学校年編-

ケース 1：小学3年算数「分け方とわり算」の事例

ケース 2：小学2年国語「身の回りのオノマトペに親しもう！」の事例

ケース 3：小学1年生活「あきだいすき」の事例

③ よくあるQ&A



② ケースから考えよう 特異な才能のある児童を
包摂する授業の工夫・小学校低学年～中学校編
ケース2：小学2年国語「身の回りのオノマトペに親しもう！」の事例



創造的に取り組める課題が単元の中で
用意されていることをあらかじめ示す

※掲載シーンは、実際の人物とは異なります

令和7年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要①

(1) 学校と連携した学習・支援プログラムの提供及び評価の在り方に関する実証研究

特定分野に特異な才能のある児童生徒がその特性に応じた学びを継続的かつ持続可能な形で行うことができるような学習・支援プログラムの在り方について、当該児童生徒の在籍する学校と学校外の団体が連携して研究を行う。

研究項目

- 対象となる特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの成果の学校での評価への活かし方
- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の探究的・研究的活動を支える学習・支援プログラムの在り方
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの学校の教育課程への位置づけ方
- 対象となる児童生徒に対する個別の教育支援計画や指導計画の作成の在り方 等

国立大学法人愛媛大学

支援の種類を以下の9つの対応に分類し、それぞれどの程度の割合の児童生徒が該当し、どういったニーズを有するのか、学校、学校外の連携を含めてどのような調整が必要とされ、実行できるのかについて実証的に明らかにする。

※どのような教育課程上の特例が必要になるのかも含めて検討を行う。

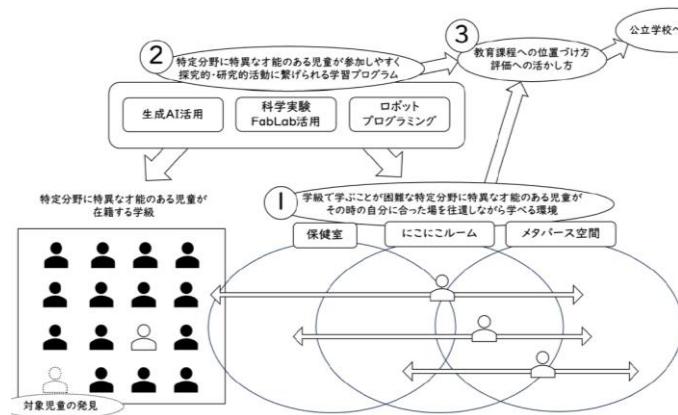
特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とした教育支援の類型化に関する研究仮説

	担当教員 a	教員による連携 b	外部専門家等 c
教室内 Type I	Type I a	Type I b	Type I c
学校内 Type II	Type II a	Type II b	Type II c
学校外 Type III	Type III a	Type III b	Type III c

国立大学法人東京学芸大学

以下を組み合わせた学びの教育課程上の位置付け、評価の方法、公立学校への展開について研究を行う。

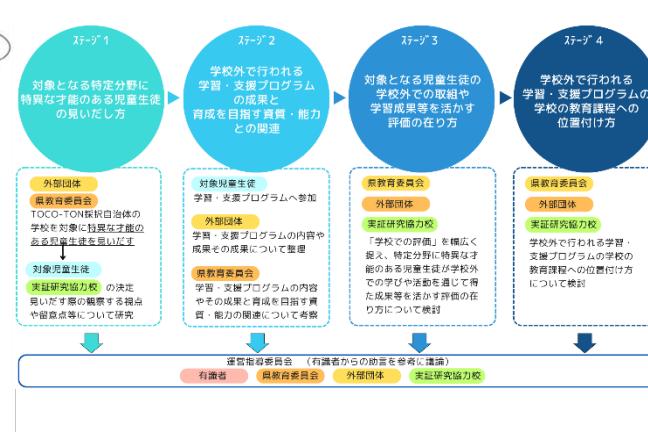
- 自分に合った場を往還しながら学べる学習環境の構築
 - ①メタバース空間の活用
 - ②医療機関と連携した校内支援センターを構築
 - ③各機関のハブとしての保健室活用
- 探究的・研究的活動につなげられる学習プログラムの開発
 - ①生成AIを活用した探究的学習の伴走支援
 - ②ロボット・プログラミング等を活用した協働的な学びの実現
 - ③科学実験、Fablab（ファブラボ）活用



長野県教育委員会

令和5～6年度の研究成果を生かし、以下について研究を行う。

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒の見出し方、
- 学校外で行われる学習・支援プログラムの内容の成果と育成を目指す資質・能力の関連について整理
- 対象となる児童生徒の学校外での取組や学習成果等を活かす評価の在り方
- 学校外の学習・支援プログラムの教育課程への位置付け方

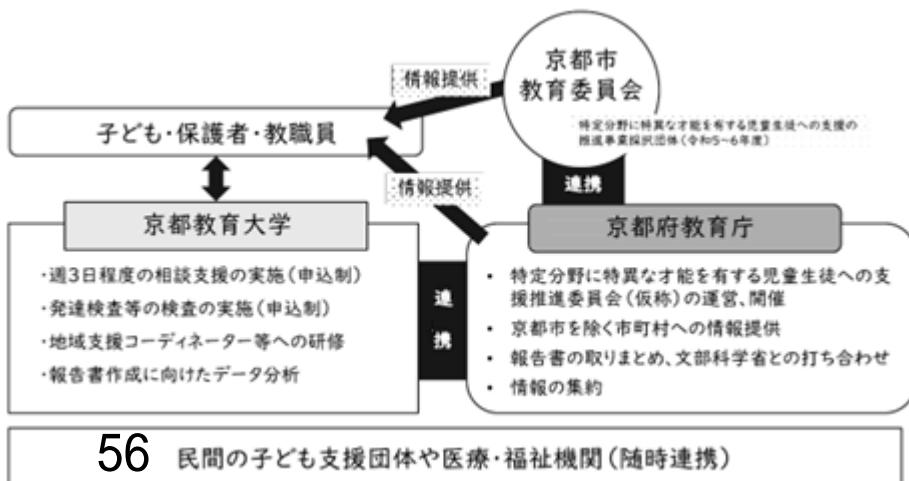


令和7年度 特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業の概要②

(2) 学校と連携した地域単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

京都府教育委員会・京都教育大学等

- 京都府教育庁、京都市教育委員会、京都教育大学が連携して相談支援体制を構築。京都教育大学の総合教育臨床センターが、府内の国公私立学校・市町教育委員会とのネットワークを活用しながら、府内全域の相談支援業務を担う。
- 特異な才能のある児童生徒本人・保護者・関係する教職員は、直接センターに相談をすることができる体制を整備し、必要に応じて積極的に学校へ訪問し相談を受け付けることも可能とする。
- 教職員等向けに、特異な才能のある児童生徒への支援に関する基礎的な内容を中心とした研修を実施。
- これらの取組を通じて、
①各教育委員会、各学校及び専門家等の役割分担や情報共有の在り方、
②相談支援による相談者の変容や継続的な支援の在り方、対応可能な地域規模や学校数 等について実証研究を行う。



(3) 全国単位の相談支援体制の構築等に関する実証研究

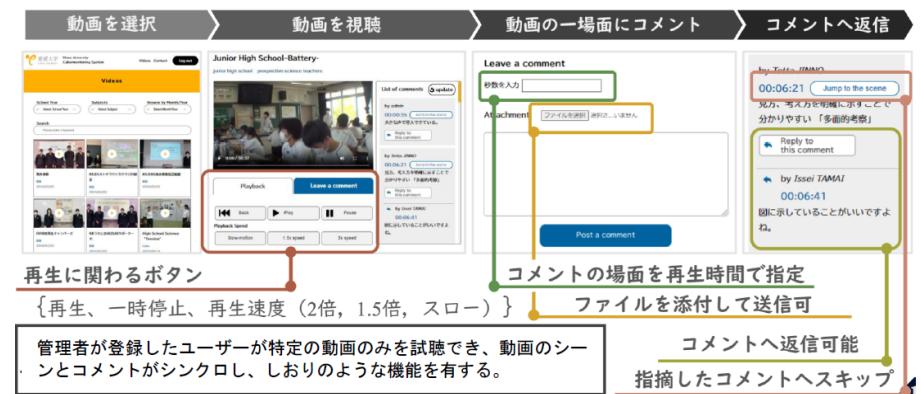
国立大学法人愛媛大学

愛媛大学教育学部附属才能教育センター（令和7年4月1日設置）において、以下の取組を通じ、特定分野に特異な才能のある児童生徒を対象とする全国単位の相談支援体制の構築等に係る実証的・開発的研究を行う。

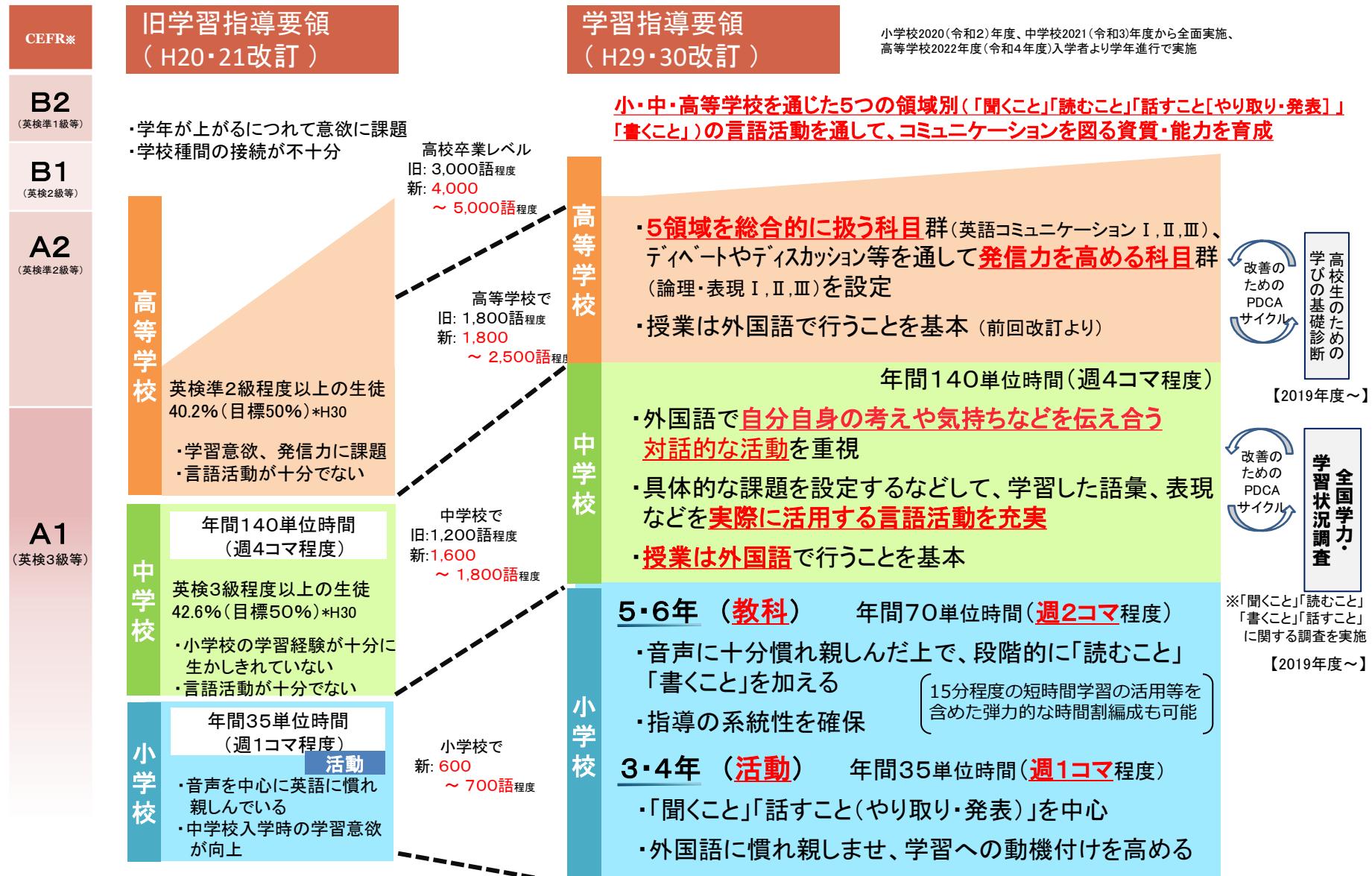
- オンライン上で当該児童生徒の特性に応じたプログラムの提供、相談及びメンタリングが可能なシステム（サイバーメンタリング・システム）の開発・実装。
- 相談支援体制として必要な分野や方策について情報を収集し、伴走支援や助言を行う人材ネットワークの構築と人材のプールを実施。この際、相談内容を分析しながら支援人材とのマッチングについても実証的に研究を行う。
- 事業を通じて得られる以下の知見を踏まえ、特定分野に特異な才能のある児童生徒の支援に関するガイドラインを作成。
 - 相談支援における児童生徒の特性の把握の在り方
 - 情報提供後の継続的な児童生徒への伴走支援の在り方
 - 児童生徒の特性や才能に応じた人材等に関する情報収集の在り方 等

特性に応じた相談及びメンタリングが可能なシステムのプロトモデル
(愛媛大学 隅田教授 開発)

Cybermentoring System



学習指導要領における小・中・高を通した外国語教育の改善



※CEFR: 欧州評議会 (Council of Europe) が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参考枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

- 授業設計と指導技術の基本を身に付ける。
- 小学校において外国語活動・外国語の授業ができる国際的な基準であるCEFR B1レベルの英語力を身に付ける。

外国語・外国語活動において育成を目指す資質・能力

（「小学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技能

- 外国語の特徴やきまりに関する理解
- 言語の働きに関する理解
- 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能など

思考力・判断力・表現力等

- ◆情報を整理しながら考えなどを形成し、外国語で表現したり、伝え合ったりすることに関する指導
- 自分のことや身近で簡単な事柄について、簡単な語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。
 - 身近で簡単な事柄について、自分の考え方や気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。
 - 身近で簡単な事柄について、伝えようとする内容を整理した上で、簡単な語句や基本的な表現を用いて、自分の考え方や気持ちなどを伝え合うこと。
 - 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること。

学びに向かう力・人間性等

- 外国語を通じて、言語やその背景にある文化を理解しようとする態度
- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- 他者に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、自分の考え方や気持ちなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度

外国語の指導法

【2単位程度を想定】

授業実践に必要な知識・理解

小学校外国語教育についての基本的な知識・理解

- 学習指導要領
- 主教材
- 小・中・高等学校の連携と小学校の役割
- 児童や学校の多様性への対応

子どもの第二言語習得についての知識とその活用

- 言語使用を通した言語習得
- 音声によるインプットの内容を類推し、理解するプロセス
- 児童の発達段階の特徴を踏まえた音声によるインプットの在り方
- コミュニケーションの目的や場面、状況に応じて他者に配慮しながら、伝え合うこと
- 受信から発信、音声から文字へと進むプロセス
- 国語教育との連携等によることばの面白さや豊かさへの気づき

授業実践

指導技術

- 英語での語りかけ方
- 児童の発話の引き出し方、児童とのやり取りの進め方
- 文字言語との出合せ方、読む活動・書く活動への導き方

授業づくり

- 題材の選定、教材研究
- 学習到達目標、指導計画（1時間の授業づくり、年間指導計画・単元計画・学習指導案等）
- ALT等とのチーム・ティーチングによる指導の在り方
- ICT等の活用の仕方
- 学習状況の評価（パフォーマンス評価や学習到達目標の活用を含む）

授業観察や体験

- 授業担当教員による実演を児童の立場で体験

- 授業映像の視聴や授業の参観

模擬授業



外国語に関する専門的事項 【1単位程度を想定】

授業実践に必要な英語力と知識

授業実践に必要な英語力

- 聞くこと
- 話すこと（やり取り・発表）
- 読むこと
- 書くこと

英語に関する背景的な知識

- 英語に関する基本的な知識（音声・語彙・文構造・文法・正書法等）
- 第二言語習得に関する基本的な知識
- 児童文学（絵本、子ども向けの歌や詩等）
- 異文化理解

※ 「外国語の指導法」及び「外国語に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」の5つの領域にわたる生徒の総合的なコミュニケーション能力を育成するための授業の組み立て方及び指導・評価の基礎を身に付ける。
- 生徒の理解の程度に応じて英語で授業ができる指導力を身に付ける。
- 国際的な基準であるCEFR B2レベルの英語力を身に付ける。

外国語において育成を目指す資質・能力

（「中学校学習指導要領（案）パブリックコメント版」「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）別添資料」より作成）

知識・技術

- 外国語の特徴やきまりに関する理解
- 言語の働きに関する理解
- 外国語の音声や語彙、表現、文法などを、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能など

思考力・判断力・表現力等

◆ 外国語で表現したり、伝え合ったりすること

- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を聞いたり読んだりして情報や考えなどを的確に理解するコミュニケーション力
- コミュニケーションを行う目的、場面、状況などに応じて、幅広い話題について、外国語を話したり書いたりして情報や考えなどを適切に表現するコミュニケーション力
- 外国語で聞いたり読んだりしたことを利用して、外国語で話したり書いたりして情報や考えなどの概要・詳細・意図を伝え合うコミュニケーション力

◆ 情報を整理しながら考えなどを形成すること

- 目的などに応じて、外国語の情報を選択したり抽出したりする力
- 知識や得た情報を活用して、自分の意見や考えを外国語で形成・整理・再構築する力
- 形成・整理・再構築した自分の意見や考えを、実際に外国語で表現する力など

学びに向かう力・人間性等

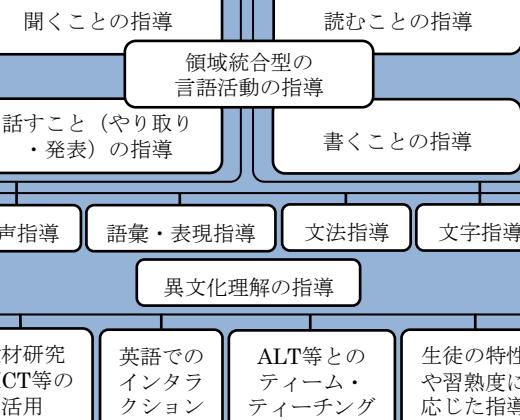
- 外国語の背景にある文化を理解しようとする態度
- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度
- 他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、情報や考えなどを外国語で話したり書いたりして表現しようとする態度
- 外国語を通して積極的に人や社会と関わり、自己を表現するとともに他者を理解するお互いの存在について理解を深め、尊重しようとする態度

英語科の指導法 【8単位程度を想定】

カリキュラム / シラバス

- 学習指導要領
- 教科用図書
- 目標設定・指導計画
- 小・中・高等学校の連携

生徒の資質・能力を高める指導



授業づくり

- 学習到達目標に基づく授業の組み立て

- 学習指導案の作成

学習評価

- 観点別学習状況の評価・評価規準の設定・評定への総括
- 言語能力の測定と評価（パフォーマンス評価等を含む）

第二言語習得

- 第二言語習得に関する知識とその活用

授業観察

- 授業映像の視聴や授業の参観

授業体験

- 授業担当教員による実演を生徒の立場で体験

模擬授業



英語コミュニケーション

- 聞くこと
- 読むこと
- 領域統合型の言語活動
- 話すこと（やり取り・発表）
- 書くこと

英語学

- 英語の音声の仕組み
- 英文法

- 英語の歴史的変遷、国際共通語としての英語

英語文学

- 文学作品における英語表現
- 文学作品から見る多様な文化
- 英語で書かれた代表的な文学

異文化理解

- 異文化コミュニケーション
- 異文化交流
- 英語が使われている国・地域の歴史・社会・文化

※ 「英語科の指導法」及び「英語科に関する専門的事項」については、両者を統合する科目を設定することも可能である。

※ 図中の学習項目は、それぞれを1回の授業で扱うことを意味しているのではなく、必ず扱うべき内容であることを示している。

「薬害」を学ぶための教育の充実

- ◆ 「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で、薬害問題などを扱うこととされているため、薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全高等学校に高校1年生相当分を配布しています。また、中学校でも社会科（公民的分野）等で、薬害教育教材「薬害を学ぼう」をご活用いただくことが可能であり、全中学校に見本を配布しています。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

- **薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全国の中学校・高等学校に配布しています。**
- 令和7年度から、1人1台端末で使用しやすい**デジタル版教材**も公開しています。
- 関連する**教師用の指導の手引き**や**視聴覚教材**、**実践事例集**も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、実践事例集等は

下記の厚生労働省HPに公開しています。ダウンロードも可能ですのでご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwomanabou.html



デジタル版教材



こちらのQRコードからもアクセスできます ⇒

講師派遣

- **全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。

詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。

※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話しいただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス : yakuhiren.lecturer@gmail.com

B型肝炎に関する教育について

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用

- 集団予防接種等によるB型肝炎の感染拡大の経緯や歴史、そこから活かされる教訓などの学習に活用していただくため、
**中学生向け副読本「B型肝炎 いのちの教育」の見本を
全国の中学校と各教育委員会に、毎年配布**しています。

- 厚生労働省HPからダウンロード可能です。

生徒用：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001503205.pdf>



教師用：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001503206.pdf>



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



B型肝炎ウイルス感染被害者の講師派遣

- **全国の中学校**において、**集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える取組を実施**しています。
- 希望する学校は、厚生労働省HPからお申込みください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/index.html



——教師の働き方が変わります！——

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように
するため、働き方改革を徹底して進めます

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実によるマンパワーの拡充

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい待遇の改善を進めます

- 約50年ぶりとなる教職調整額の引上げ 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進める ための環境整備

- 働き方改革を進めるための制度改正
- 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への周知・広報
- 個々の学校への伴走支援
- 部活動の地域展開等の推進

学校

- 業務の精選・見直し
 - 学校における業務分担の見直し
 - 標準を大きく上回る授業時数の見直し
 - 校務DXの加速化 など
- 学校運営全体の中で取り組み
 - 学校評価を活用
 - 学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者

- 学校との連携・協働
 - 学校運営協議会※2を通じた学校運営への参画
- 自治体全体で取り組む
 - 総合教育会議※3を通じた連携・協働

首長部局

学校の
指導・運営
体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の
待遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた待遇改善(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・併用保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、子供たちの成長を直接感じることができる職業です。



子供が「できなかった」と悩んでいたことをできるようになり、次に進んでいく姿をみると、この仕事を選んでよかったなと思います



大変なことも多いですが、卒業式の日、「先生に担任をしてもらえて良かった、ありがとう」と言ってもらえたことが、心に残っています

さらに教師が子供に全力で向き合えるよう 教師の“働きやすさ”と“働きがい”的両立を実現します

教師が働きやすい職場を整備

すべての関係者が働き方改革に取り組む体制へ



- ▶ 業務分担の見直し、校務DX、部活動の地域展開 等

子育てとの両立



- ▶ 教師が産休・育休を取りやすい環境を整備

学校全体で連携して子供と向き合う職場

- ▶ いじめ、不登校、保護者への対応を1人で抱え込みず、若手の教師をサポートする体制へ
- ▶ 1年目から学級担任ではなく、教科担任からスタートできるよう教師の配置を増やします

学校の体制もより良く変化



✓ 小学校：学級担任+教科担任制
理科や算数など分野ごとに
専門性の高い教師が授業を担当

様々な支援スタッフと協働

✓ 中学校：40人→35人学級へ
(R8年度法改正予定)
一人一人の子供に目が届く指導を

- 教員業務支援員
(スクールサポートスタッフ)
- スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
- 部活動指導員

教員業務支援員として
学校に関わる学生も
増えています！
応募は各自治体HPへ

多様な経験と能力が求められる教師に見合う待遇へ

■教師の初任給※

R7法改正により、
給料月額の4%→10%へ
(R8~R12で毎年1%ずつUP)

令和6年の定例の給与改定により、
令和7年の教職1年目の給与は
前年から約50万円増加

区分	学部卒	院卒	参考:国家公務員 (一般行政職・大卒)
給料月額	252,000円	269,300円	220,000円
教職調整額	10,080円	10,772円	
計(月収)	262,080円	280,072円	251,395円
計(年収)	4,350,528円	4,649,195円	4,028,740円
※期末・勤勉手当を含む			

※教職調整額(教師の職務の特殊性に基づき支給)の改善前の令和7年4月の初任給の水準(全国の平均的な水準)

※教師においては、義務教育等教員特別手当、地域手当などその他の手当は含まずに計算

※国家公務員においては、国家公務員の平均年間超過勤務時間数(R6)から概算した超過勤務手当を月収・年収に加え、その他の手当は含まずに計算。



○誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出すため、令和3年1月の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指してにおいて、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の考え方方が提起された一方、取組を進めたいが具体的な実践イメージが湧かないとの声もあります。

○こうした悩みを抱える教師一人一人の豊かな実践を支えるため、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた授業づくりにあたっての基本的な考え方や実際に様々な取組に挑戦している学校の実践を記事にしてまとめたオンラインマガジンを「note」に掲載しました。

基本編

【①これからの時代に求められる子供たちの資質・能力】

- #01 急速に変化し続ける社会
 - #02 未来の創り手となる子供たちに育みたい資質・能力
 - #03 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

【②「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の意義】

- #01 子供によって効果の高い学び方は違う
 - #02 「孤立した学び」を防ぎ、学びを広げ深める協働的な学び
 - #03 「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」の関係

【③「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に関するよくある疑問】

- #01 「個別最適な学び」はこれまでにない新しいことを目指しているのか？
 - #02 全ての子供一人一人に教師が異なる指導をするのは現実的ではないのではないか？持続可能な形で実現していくためにはどうすればよいのか？
 - #03 教師が指導性を発揮することは悪いことなのか？

【④「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を どのように進めていくのか？】

- #01 1コマ1コマの授業づくりから単元をベースとした授業づくりへ
 - #02 「個別」「協働」「全体」の効果的な組み合わせによる単元の
計画づくり

実践編

【実際の授業や教師へのインタビューを 基に、授業づくりの具体的な取組を紹介】

○各教科における実践

- ①戸田市立戸田東小学校
 - ②富山市立芝園小学校
 - ③名古屋市立山吹小学校
 - ④加賀市立山代中学校
 - ⑤吉田町立吉田中学校
 - ⑥宮城県仙台第三高等学校

○総合的な学習(探究)の時間における実践

- ⑦天童市立天童中部小学校
 - ⑧福山市立福山中学校
 - ⑨山梨県立笛吹高等学校

単元計画表や指導案の例など豊富な資料を掲載
(実際の時間割や時程の見直しの例もあります)



令和6年度 学年別授業時間数						
区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
通 学	311	320	250	247	177	176
各 科	70	70	100	105		
算 数	141	150	180	176	177	176
英 語	90	105	105	105	105	105
各 科	102	105				
音 楽	69	70	60	60	50	50
図画工作	70	70	60	60	50	50
家 庭					60	55
体 操	102	105	105	105	90	90
道徳	34	35	35	35	35	35
学級活動	34	35	35	35	35	35
新規学年学年間の調整			70	70	70	70
外国語活動			35	35	70	70
小計 ①	860	920	990	1016	1018	1017
児童会費					13 1/3	13 1/3
クラブ					12	12
学年行事	14 2/3	13 1/3	13 1/3	13 1/3	25	29
小計 ②	14 2/3	13 1/3	13 1/3	13 1/3	50 1/3	54 1/3
小計 ①+②	874 2/3	933 1/3	1005 1/3	1043	1086 1/3	1071 1/3

こちらから
ご覧ください！



幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

◆幼児教育の重要性お知らせポスター

ポスター

幼児期に 本当に大切な学びって 何ですか？

幼児期は、「遊び」の中で周囲のヒト・モノ・コトに自ら進んで関わりながら、豊かで多様な体験を通して、様々な「学びの芽」を育んでいく時期です。

小学校以降の学びの基礎となる「学びの芽」。

そんな「学びの芽」はどのように育まれているのでしょうか？



見てね！



幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ



遊びは学び
学びは遊び
“やってみたいが学びの芽”

文部科学省

◆幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ

幼児教育は何のためであるのか、幼稚園等においては、子供たちに遊びを通して、どのように資質・能力を育んでいるのかについて各動画で解説しています。

動画
コンテンツ

幼児教育は何のため？（約2分）

✓ 幼児期の大切な学びが分かる動画

<https://youtu.be/MExUaZ6M3G0>



「遊びは学び」ってどういうこと？（約7分）

<https://www.youtube.com/watch?v=UxfAI3XWfGo>



「学びの芽」を育む園の工夫って？ (多様な遊び編)（約9分）

<https://youtu.be/VNjOwpuDd44>



「学びの芽」を育む園の工夫って？ (どろだんご遊び編)（約7分）

<https://youtu.be/VuIP2CUKq-U>



幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？

幼児教育と小学校教育の接続について、幼児期の遊びを通した学びと小学校の各教科等の学習のつながりを見える化し、幼保小の相互理解を促進するための参考資料です。

第1章「幼児教育と小学校教育」においては、それぞれの教育の特徴等を解説し、第2章「各教科等における学びのつながり」においては、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校一年生で学習する全ての各教科等）とのつながり等を解説しています。

幼稚園等の遊びを通して 学び

參考資料 (冊子)

小学校の 授業展開例

幼児教育及び小学校教育関係者向け参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/m6_02697.html (文部科学省HP)



書籍情報はこちらから
https://www.toyokan.co.jp/products/5659?_pos=1&_sid=630f6695&_ss=r (東洋館HP)



幼稚園教諭等の人材確保のための 人材バンク創設・コンソーシアム構築事業

令和8年度要求・要望額

1.2億円

(新規)



背景・課題

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追いついていない**。
- 人材不足が各幼稚園の深刻な課題となっている中、多くの園では**民間の有料職業紹介事業者に高額の紹介手数料を支払って**人材確保を図っており、園の経営を圧迫している。このような状況が**質の高い幼児教育を提供するうえで大きな制約**になっているという声もある。

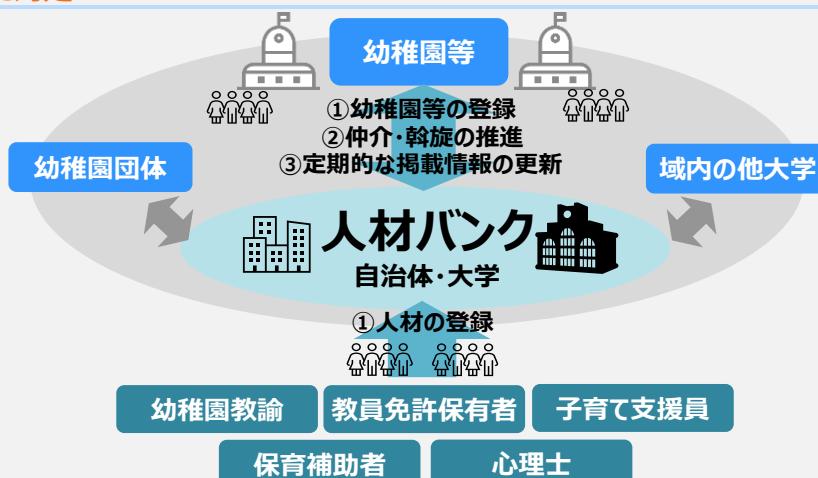
有効求人倍率の推移（年平均）

	H29	R6
全職種	1.35	1.14
幼稚園教諭	1.66	2.71
保育士	2.47	2.95

事業内容

①人材バンク創設事業

自治体や大学等が、幼稚園教諭等の人材確保のための**人材バンクを創設**
⇒**地域全体の公益性の高い人材確保ネットワークを構築し、幼稚園教諭の人材不足に対処**



①幼稚園等・人材の登録

- ・ 幼稚園教諭・養成校卒業生等に対して、人材バンクに登録するメリットを周知する等して、登録を促進。
- ・ 養成校や幼稚園団体等とも協働し、人材バンクへの積極的な登録を促す体制を構築

②仲介・斡旋（就職支援）の促進

- ・ 主に復職希望者を対象。
- ・ 個々のニーズにあった求人情報の掲載等により、入職時のミスマッチを防ぎ、定着率の向上に繋げる。
- ・ 追加的な取組みとして、人材バンクに登録された教員免許状保有者等に対して、アウトリーチ型の支援を実施することも想定。

③定期的な掲載情報の更新

- ・ 日頃からの各主体との密な連携により、定期的な掲載情報の更新や、登録者への周知が図られるような、効果的な取組を実施。

②コンソーシアム構築事業

自治体や大学等が主体となり、**地域における人材確保に向けた協議体制を構築**
⇒さらに、**地域の多様な主体による連携・協働の在り方を検討し、その成果を全国的に普及**



コーディネーター配置

＜想定される課題の例＞

- ・ 養成校入学者数の減少
- ・ 養成課程を通じた希望者数の減少
- ・ 入職時のミスマッチによる早期離職
- ・ 幼稚園教諭や専門人材等の人材不足

＜課題解決のための取組＞

- ・ 外部人材の活用・人材交流
- ・ 教育実習の実施に関する統一マニュアル等の策定
- ・ 幼稚園等からの相談受入れ体制の整備
- ・ 広報活動等

事業開始年度 令和8年度～

委託先 自治体、大学等

事業規模 ① 750万円 8団体

② 800万円 5団体

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

「幼児教育の『職』の魅力向上と人材確保の好循環を生み出すモデル創出事業」について

取組例

【01】札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部

地域内で連携体制を組んで事業を実施。地方地域における幼児教育職の魅力を伝える取組を実施。

●幼児教育ICT講座、わくわくさんの工作体験教室

ICT・デジタル活用

【概要】

- 講師として教育現場でのICT活用の研究者やわくわくさんなどを招き、幼児教育を豊かにするICTの活用方法に関するワークショップを計2回開催。
- 中高生（35名）、養成校生（6名）、現職者（67名）が参加。

【成果】

- 両イベントにおいて、参加者の9割以上が「今後もイベントに参加したい」と回答。
- 実際の幼児教育現場において活用・実践が可能であったり、新たなアイデアが得られたりするようなイベントが、現職者の幼児教育職への意欲増進につながるという示唆が得られた。



【03】國學院大學

4年制大学の強みをもとに、OB/OGや養成校教員も巻き込んだ多層的なつながりや、関係者同士の対話の機会を主軸においていた取組を実施。

●OB・OG向けホームカミングデー・研修

研修・講演会

【概要】

- 現職幼稚園教諭等のOB・OGを中心に、職種別研修と茶話会を実施。
- 「音楽的表現活動」「保育の質・保護者支援」を切り口とした研修を実施。
- 計2回、計36名の現職者が参加。

【成果】

- 参加者の9割以上が「満足」と回答。
- 母校での研修実施は、現職者にとって参加のハードルが低く、また教員やOB/OG同士で交流をすることで、学びなおしや「職」の魅力の再認識の機会となる。



【02】和洋女子大学

従来の大学単独の取組のみでなく、自治体、幼稚園と地域社会との連携を強化し、幼稚園教諭等のライフステージを踏まえた事業を展開。

●自治体と連携した就職マッチング支援

就職支援

地域連携

【概要】

- 市内の関連団体との協働で、幼児教育団体の合同就職説明会を開催。
- 養成校生・現職者・離職者など計81名、全30団体が参加。

【成果】

- 参加した養成校生からのアンケート回答では、「複数の園の情報を比べられてよかったです」「どの園が自分に合っているのかを考えた」との声がみられた。
- 既存の協力体制・イベントを活用した幼児教育職、かつ特定の地域にフォーカスした就職活動支援モデルを提示した。



【04】東京学芸大学

幼児教育に対する高い専門性を備えた研究者・教育実践者・付属校・付属園との連携のもと、職務意欲や職務継続率の向上につながる事業を実施。

●中学生向け家庭科授業と交流体験

職場体験

【概要】

- 付属中学校にて、幼稚園教諭を特別講師とした家庭科授業を実施。
- その後、中学生と幼児が実際に交流する機会（授業）を実施。

【成果】

- 参加した中学生の約5割が、自身の幼少期を振り返りながら受講したことで、幼児や幼児教育職へのイメージアップや興味関心の芽生えにつながったと回答。
- 事前に授業を実施したことで、幼児だけでなく幼稚園教諭等の仕事に関する感想も散見された。



「幼児教育の『職』の魅力向上と人材確保の好循環を生み出すモデル創出事業」について

取組例

【05】大阪青山大学

令和5年度の各取組のプラスアップを中心に、高校生や幼稚園教諭等と関わる取組を通して、養成校生が幼児教育職の重要性を再認識・発信。

●小学生向け夏休み講座「かけっこ教室」

教育・保育実習

【概要】

- 実習前の養成校生が「遊びを通した学び」を企画、幼児や小学生と交流。
- 計29名の幼児・小学生・保護者が来場、4名の養成校生が参加。

【成果】

- 養成校生・来場した保護者へのアンケートにて、共に9割以上が「よかった」と回答。
- 実習前の養成校生が幼児と関わる機会（イベント）は、養成校生のモチベーション向上に寄与する。
- 副次的に、保護者への幼児教育職のイメージアップにつながった。



【07】大阪キリスト教短期大学

産官学連携型の幼児教育業界を持続可能とするための成果創出の方法を検討。また、他養成校への共有を前提としたeラーニングコンテンツ等を制作・検証。

●教育ICTに関するeラーニングの開発、発信

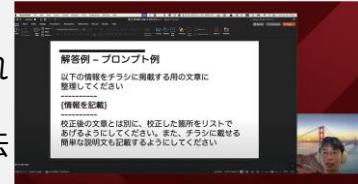
ICT・デジタル活用

【概要】

- 幼児教育現場での生成AI活用方法等に関するe-ラーニング教材の開発・幼稚園教諭等に対する研修を実施。
- 約100名の現職者が研修に参加。

【成果】

- 9割以上の参加者が「業務に生成AIを活用できる機会が増えそう」「新しいアイデアを得られた」と回答。
- 業務改善以外の、学びのためのICT活用方法を広く展開していく基盤構築モデルとなった。



【06】大阪教育大学

年齢や所属養成校に限定されないネットワークを形成し、就職後も助け合えるような関係構築を想定した広域的な事業を実施。

●遠方高校への出前授業・相互交流

出前授業

地域連携

【概要】

- 複数の養成校が連携し、「保育系列」コースをもつ高校への出前授業・交流会等を計3回実施。
- 計64名の高校生、計21名の養成校生が参加。

【成果】

- 対象とした高校にて、総合学科生徒の「保育系列」コースへの志願者が増加。
- 複数の養成校が連携し、養成校生や現職者等の多層交流や、特定の高校へのはたらきかけ等を実施するモデル創出への示唆が得られた。



【08】鳴門教育大学

令和5年度の制作物を活用し、検証・改善を実施。特にメタバースの活用について、どのようなアプローチが有効/有効でないのか明確化。

●令和5年度作成パンフレットを活用した出前授業

出前授業

【概要】

- オープンキャンパス等での模擬授業、高校や他大学での出前授業、現職者向けシンポジウム等を実施。
- 計318名の小中高生・養成校生・現職者が参加。

【成果】

- 9割以上の参加小中高生が、幼稚園教諭等の具体的な仕事を理解するきっかけとなったと回答。
- 幼稚園教諭等を「仕事」や将来の進路として認識する機会創出ができた。



手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法） 概要

（令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、
手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

① 手話を必要とする子どもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期における子どもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動における子どもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用する子どもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とするものに対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な待遇の確保

⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 國際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画（いざれも障害者基本法に基づき策定）への反映（4条）

- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※公布日施行

2026
3/4 水
13:00 ▶ 16:00

※令和7年12月18日時点版
フォーラムの内容は、今後変更の可能性があります。

参加費無料

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭を目指して —全国フォーラム—

文部科学省「心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業」の成果報告を行います！

児童生徒等の心と体の悩みが複雑化・多様化する現在、養護教諭には心理・福祉の視点から課題を捉える専門性が求められています。

本フォーラムでは、文部科学省「心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業」の成果として、養護教諭のこれまでの専門性を大切にしながら、さらにその力を引き出すために開発した「養護教諭の養成プログラム」と「現職養護教諭等向けの研修プログラム」を発表します。

たくさんの方々の御参加をお待ちしています。

開催方法

ハイブリッド
(対面・オンライン併用)

開催場所

AP東京八重洲
〒104-0031
東京都中央区京橋1-10-7
KPP八重洲ビル11階K+Lルーム

対象

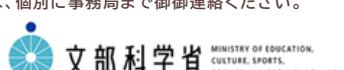
- ① 養護教諭養成課程を有する大学
(設置予定の大学を含む。)
- ② 教育委員会関係者等

定員

対面:150名、オンライン:500名
申込期限:2026年2月25日(水)

※現地参加枠には限りがありますので、なるべくお早めのお申し込みをお願いします。
※締切以降のお申し込みについては、個別に事務局まで御連絡ください。

主催:株式会社NTTデータ経営研究所



基調講演



高口努



お問い合わせ先

株式会社NTTデータ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル9階
メール:yogo-jimukyoku@nttdatas-strategy.com
HP:https://www.nttdatas-strategy.com

参加申込はこちらのQRコード

またはURLからお願いします。

<https://questant.jp/q/YOGOKYOYU0304>

※募集は、1月上旬開始予定



第1部

13:05-13:30

基調講演

「養護教諭に心理・福祉分野の専門性が求められる背景」

登壇者

岐阜女子大学 学長

高口 努

13:30-14:15

心理・福祉分野に強みを持つ

養護教諭の養成プログラムの紹介

登壇者

高知県立大学 看護学部 教授

日本養護教諭養成大学協議会 副会長

池添 志乃

九州大学大学院 人間環境学研究院

教授、公認心理師・臨床心理士

吉村 隆之

福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科

准教授、社会福祉士・精神保健福祉士

奥村 賢一

時代が求める専門性を組み込む 一心理・福祉の視点を統合する養護教諭養成プログラムの紹介ー

児童生徒等の心身の健康に関わる問題が複雑化する現代において、養護教諭が心と体の健康を統合的に捉える視点を持つことが期待されています。

本養成プログラムは、養護教諭の専門性を基盤としながら、全国の養護教諭養成課程を有する大学を対象とした実態調査とヒアリング結果を踏まえ、現代のニーズに応える心理・福祉の視点を効果的に取り入れるために開発しました。従来の専門性を生かしながら、アセスメントや多職種連携を可能にする多角的支援の力を養うことを目的としています。

第1部では、心理系・福祉系・それ以外の学部の各養成課程に対応する3種の科目の内容と各科目で修得すべき資質能力の全体像を、開発背景とともに紹介します。

高知県立大学 看護学部 教授
日本養護教諭養成大学協議会 副会長

池添 志乃



九州大学大学院 人間環境学研究院
教授、公認心理師・臨床心理士

吉村 隆之



福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科
准教授、社会福祉士・精神保健福祉士

奥村 賢一



静岡大学 教育学部 教授

鎌塚 優子



徳島文理大学
臨床心理相談室 室長

伊藤 泰彦

徳島文理大学
人間生活学部 心理学科 講師

加賀谷 扶美世



聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科
准教授

湯原 裕子



准教授

横井 葉子



72

第2部

14:25-15:55

心理・福祉に強みを持つ

現職養護教諭の研修プログラムの紹介

登壇者

静岡大学 教育学部
教授

鎌塚 優子

徳島文理大学
臨床心理相談室 室長

伊藤 泰彦

人間生活学部 心理学科 講師

加賀谷 扶美世

聖徳大学 心理・福祉学部
社会福祉学科 准教授

湯原 裕子

准教授

横井 葉子

現職養護教諭の「今」に役立つ！ 一心理・福祉の視点を学ぶ 60分研修プログラムの紹介と実践ー

第2部では、現職の養護教諭の方々が、「今」使える知識を身に付けられるよう開発された60分の研修プログラムを紹介します。

本研修プログラムは、心理系・福祉系・教育系の学部でそれぞれ養護教諭を養成している3大学が連携して開発。養護教諭の専門性を基盤としつつ、心理・福祉分野の核となる知識を現場で活用しやすい形で凝縮しています。プログラムの開発に携わった各大学の教員の皆様を登壇者として迎え、研修の具体的な内容や活用方法について紹介します。

プログラム一覧

項目	時間	プログラム	講師
第1部	13:00-13:05	開会挨拶	文部科学省総合教育政策局 健康教育・食育課
	13:05-13:30	基調講演 「養護教諭に心理・福祉分野の専門性が求められる背景について」	岐阜女子大学 学長 高口 努
	13:30-14:15	心理・福祉分野に強みを持つ 養護教諭の養成プログラムの紹介	高知県立大学 看護学部 教授 日本養護教諭養成大学協議会 副会長 池添 志乃 九州大学大学院人間環境学研究院 教授、公認心理師・臨床心理士 吉村 隆之 福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授、社会福祉士・精神保健福祉士 奥村 賢一
14:15-14:25 休憩			
第2部	14:25-14:55	心理・福祉分野に強みを持つ 現職養護教諭の研修プログラムの紹介①心理	徳島文理大学 臨床心理相談室 室長 伊藤 泰彦 人間生活学部 心理学科 講師 加賀谷 扶美世
	14:55-15:25	心理・福祉分野に強みを持つ 現職養護教諭の研修プログラムの紹介②福祉	聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 准教授 湯原 裕子 准教授 横井 葉子
	15:25-15:55	心理・福祉分野に強みを持つ 現職養護教諭の研修プログラムの紹介③心理福祉共通	静岡大学 教育学部 教授 鎌塚 優子
	15:50-16:00	閉会挨拶	文部科学省総合教育政策局 健康教育・食育課

※諸事情により、講演内容や登壇者が一部変更になる場合があります。あらかじめ御了承ください。

会場アクセス

ACCESS／AP東京八重洲



▶ 住所

〒104-0031

東京都中央区京橋1-10-7

KPP八重洲ビル 11階K+Lルーム

<https://goo.gl/maps/dMrHARnyEtDMUghi7>

▲上記のURLから、直接Google Mapにアクセスできます。

▶ 交通アクセス

＜JR各線をご利用の場合＞

「東京駅」八重洲中央口より徒歩6分

＜東京メトロ銀座線をご利用の場合＞

「日本橋駅」徒歩約5分

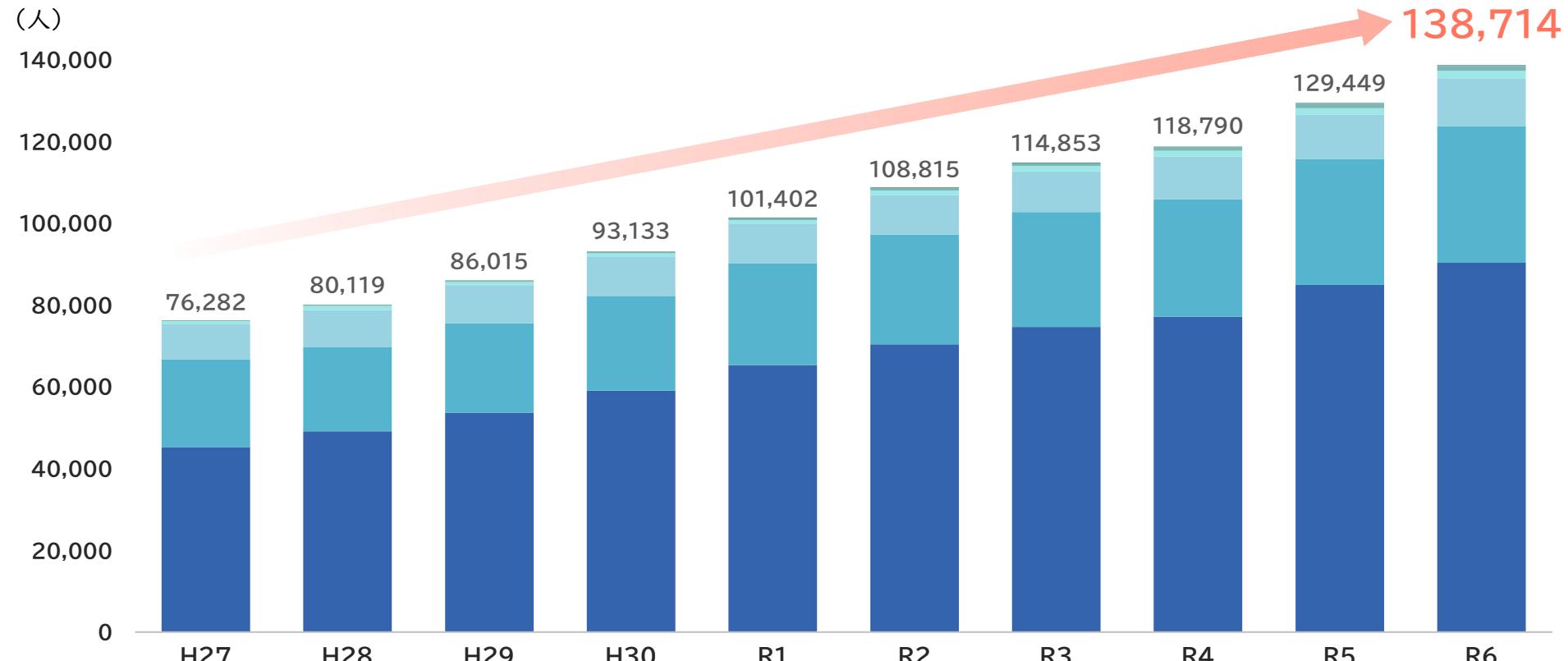
「京橋駅」徒歩約4分

＜都営浅草線をご利用の場合＞

「宝町駅」徒歩約4分

外国人児童生徒等に対する日本語指導について

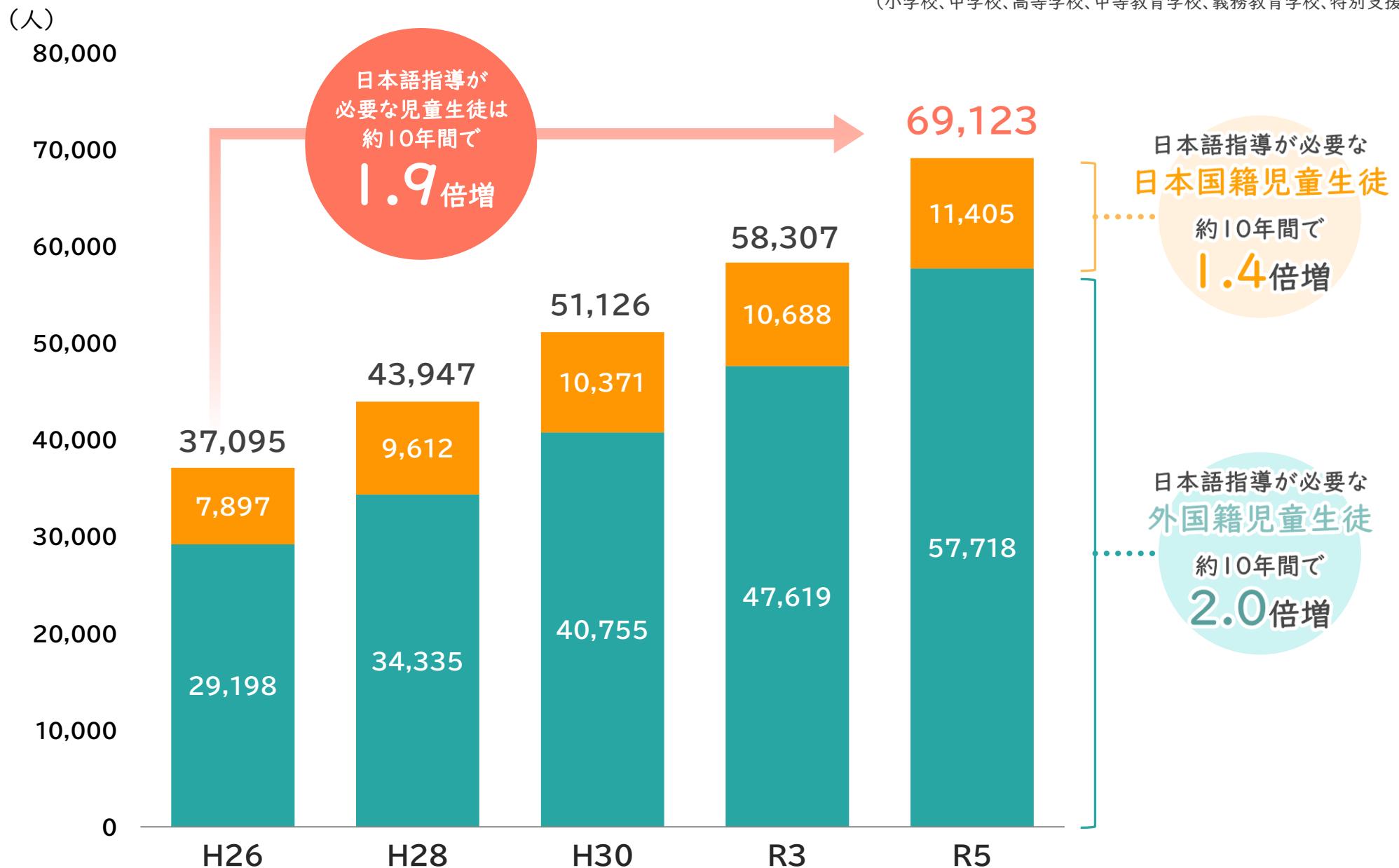
- 公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、10年間で約6.2万人増加し、約13.9万人となっている。



■ 小学校	45,267	49,093	53,714	59,094	65,337	70,401	74,683	77,179	84,930	90,367
■ 中学校	21,437	20,686	21,828	23,051	24,800	26,847	28,101	28,736	30,792	33,353
■ 高等学校	8,725	8,968	9,318	9,614	9,636	9,687	9,926	10,387	10,821	11,759
■ 特別支援学校	722	1,039	807	897	972	1,093	1,278	1,428	1,638	1,816
■ 義務教育学校	0	185	207	326	502	613	683	860	1,068	1,236
■ 中等教育学校	131	148	141	151	155	174	182	200	200	183

(出典)文部科学省「学校基本統計」を基に作成

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



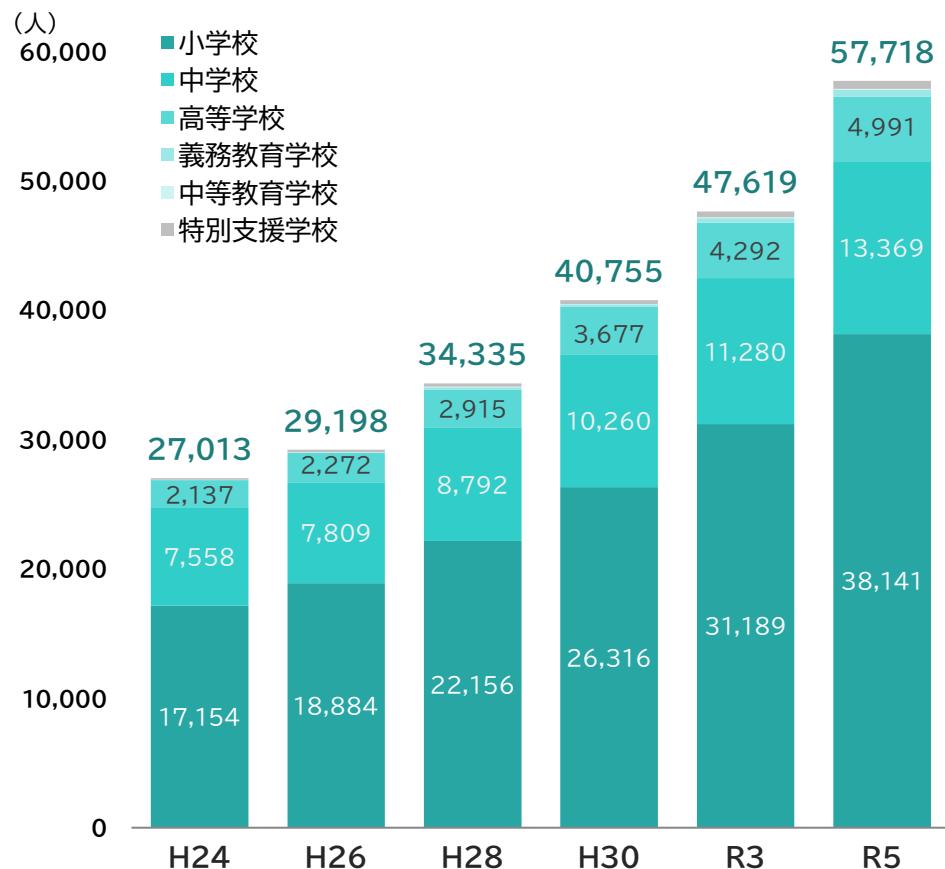
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移(学校種別)

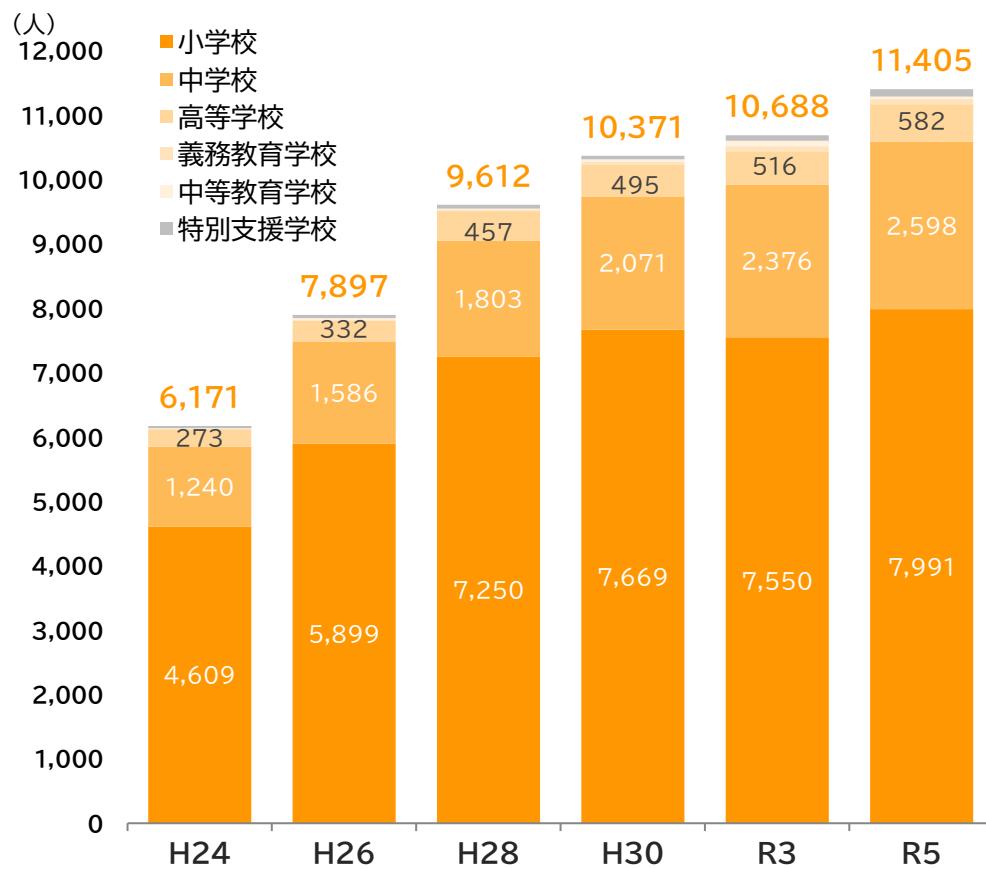
- 日本語指導が必要な児童生徒については、令和5年5月1日現在で、
外国籍の者※で**57,718人(21.2%増)**であり、前回調査より10,099人増加し、
日本国籍の者は**11,405人(6.7%増)**であり、前回調査より717人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は129,449人であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**44.6%**となっている。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



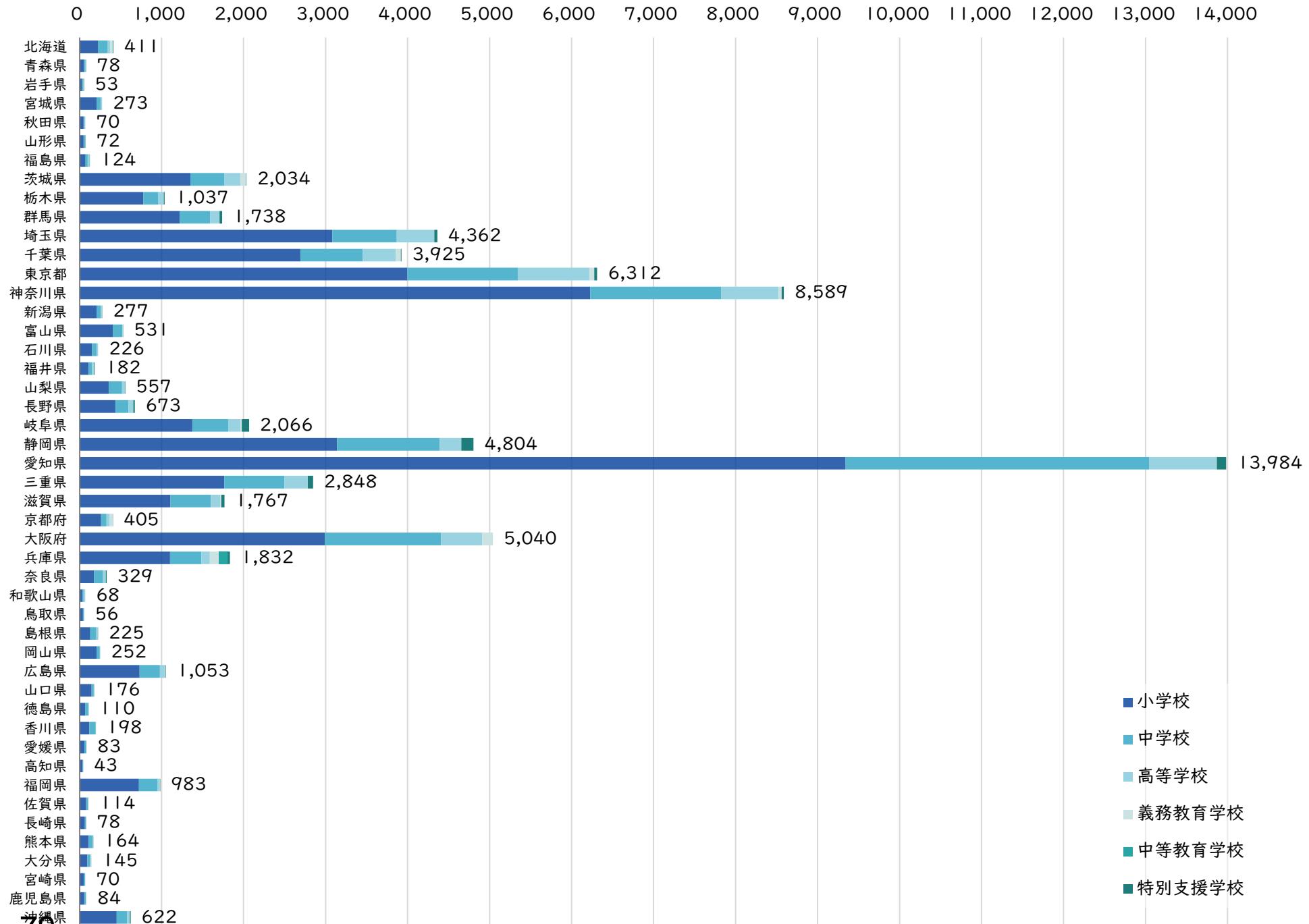
日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



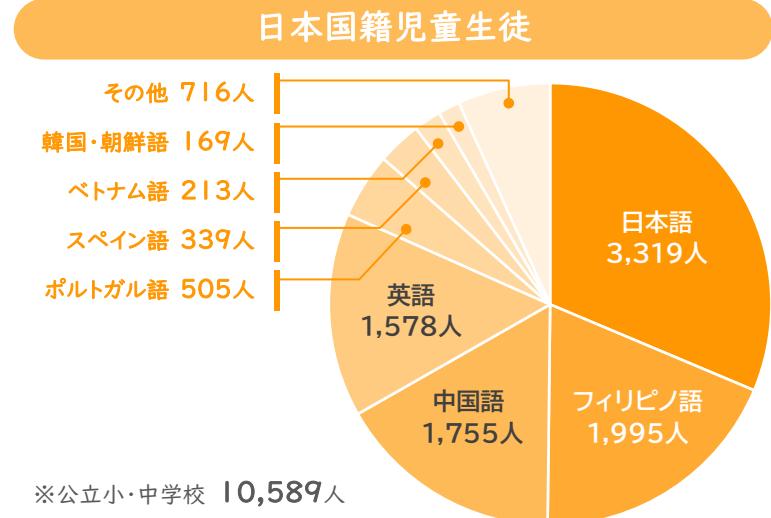
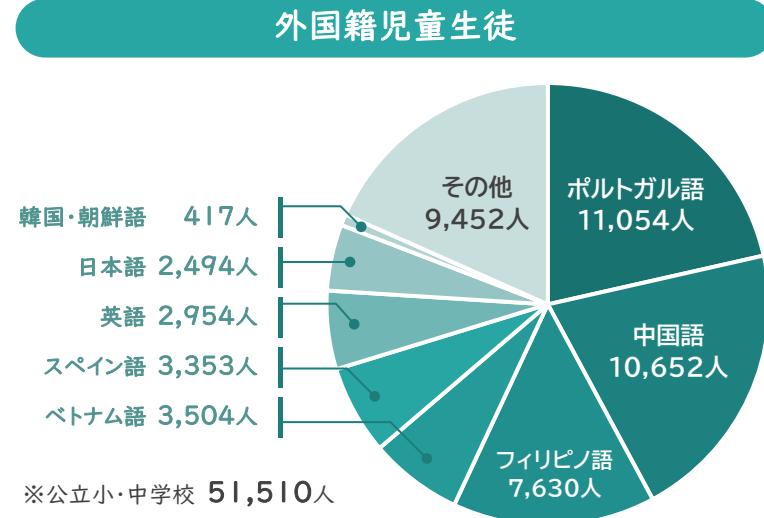
(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)※日本国籍・外国籍合計(令和5年度)

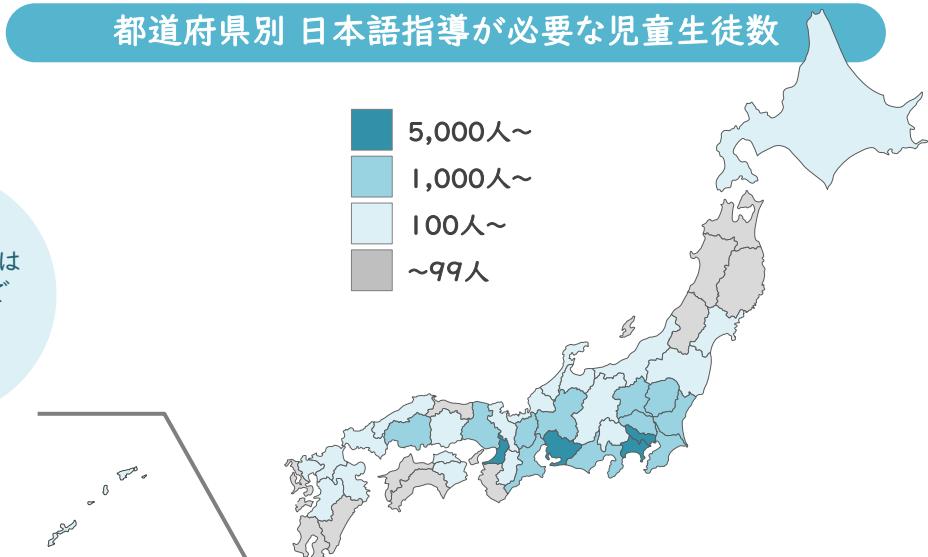
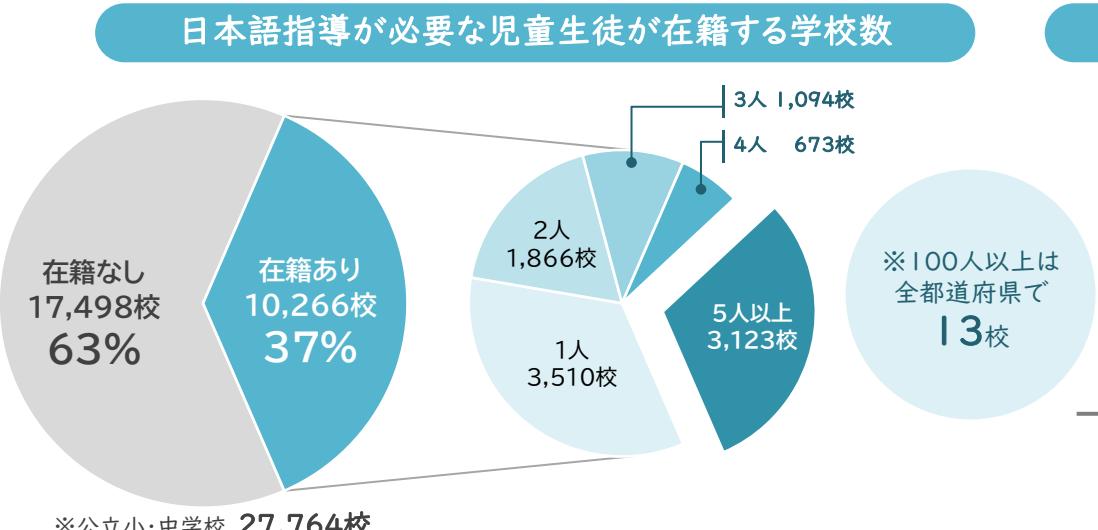
(児童・生徒数:人)



I 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している



2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる



- ・日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の制度化
(義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～)
- ・義務標準法（※）に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化
(児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度までの10年間計画的に措置)
※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
- ・補助事業「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」
により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進
(令和7年度予算 10.2億円。都道府県、指定都市、中核市に対し補助率3分の1)

学習指導要領における外国人児童生徒等教育に関する記載①

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や,日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては,学校生活への適応を図るとともに,外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については,個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に,通級による日本語指導については,教師間の連携に努め,指導についての計画を個別に作成することなどにより,効果的な指導に努めるものとする。

中学校学習指導要領(平成29年3月告示)

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や,日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては,学校生活への適応を図るとともに,外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については,個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に,通級による日本語指導については,教師間の連携に努め,指導についての計画を個別に作成することなどにより,効果的な指導に努めるものとする。

高等学校学習指導要領(平成30年3月)

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

ウ 日本語の修得に困難のある生徒に対して、学校教育法施行規則第86条の2の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、日本語の能力に応じた特別の指導(以下「通級による日本語指導」という。)を行う場合には、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

なお、通級による日本語指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

(ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による日本語指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。

(イ) 学校においては、生徒が通級による日本語指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による日本語指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による日本語指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	30	30	16
教育の基礎的理 解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習 教職実践演習 	5	5	5
大学が独自に設定する科目	※大学によっては関連科目の配置あり	26	2	2

教職部分

＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、

83 59 37

※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 中学校教諭

(単位)

教科及び教科の指導法に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教育の基礎的理 解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	28	28	12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
教育実践に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育実習 教職実践演習 	5	5	5
大学が独自に設定する科目	※大学によっては関連科目の配置あり	28	4	4

教職部分

＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、

83 59 35

※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

教職課程コアカリキュラム（令和3年8月4日 教員養成部会決定）

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標:

通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

(1)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標:

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

到達目標:

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2)特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標:

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

到達目標:

- 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
- 2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
- 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- 4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3)障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標:

障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

到達目標:

- 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

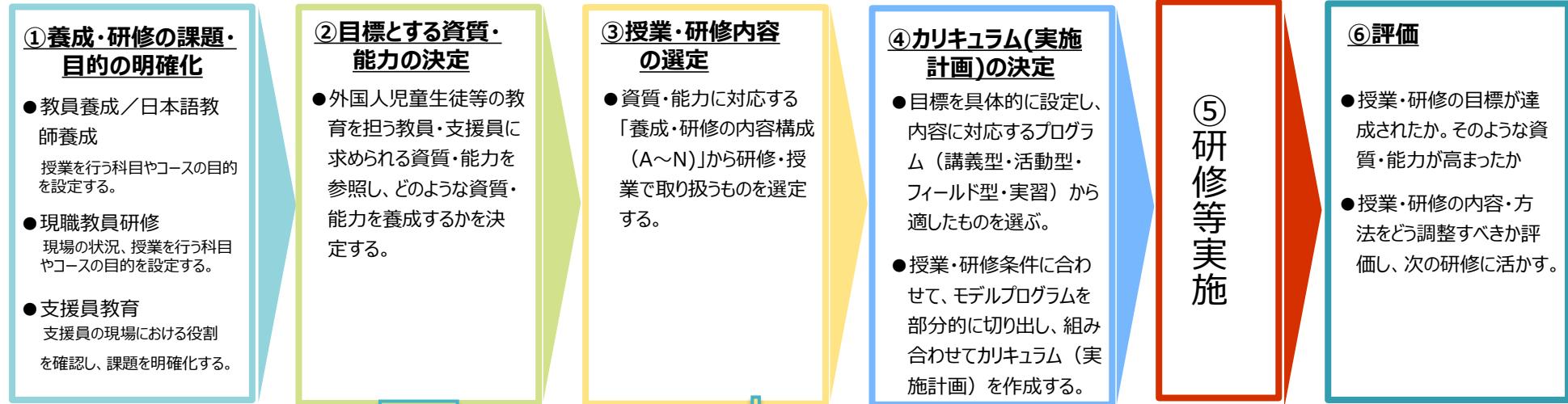
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るために、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用の方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。
変える／変わらる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。

養成・研修の内容構成	
A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)

教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（令和5年1月10日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

（6）外国人児童生徒等に対する教育支援

公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の増加等を踏まえ、外国人児童生徒等教育を担う人材を確保することが求められています。国内での外国人に対する日本語教育に関する学習歴・資格や指導に従事した経験も含め、これらの経験や専門性を考慮した一部試験免除や特別の選考など、教育支援の充実に向けた採用選考の実施に努めてください。

教員養成課程における日本語指導の具体例について

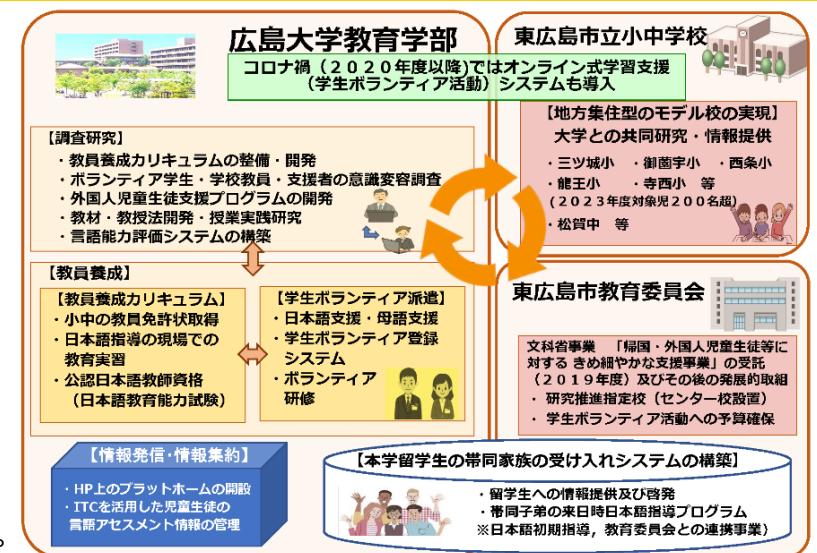
令和6年3月 「教員養成大学・学部、教職大学院の取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～」より抜粋

(5) 教員就職率向上

(37)

【広島大学】教育委員会、小・中学校との連携によるCLD児童・生徒の日本語学習支援

- 本学教育学部が位置する東広島市は、総世帯数の約7%が外国人世帯であり、小学校では外国籍の児童が急増している（令和5年4月現在200名超）。他方、各学校に配置される日本語指導専門の教員は少なく、日本語の学習支援が喫緊の課題となっている。
- この課題に対応するため、平成28年度から市内の研究指定校を皮切りに、文化的・言語的に多様な環境下で成長する児童（CLD児童）の日本語学習支援を開始した。令和2年度からはオンライン形式での学習支援も取り入れ、教育学部の初等教育教員養成コースや日本語教育系コース、大学院人間社会科学研究科の日本語教育学プログラムの学生が、大学教員の指導の下で週1～2回、ボランティアとして担当教諭の指導補助を行っている（令和5年度の対象校は小学校6校、中学校1校）。実際の学校現場で、児童・生徒が抱える困難さを目にしつつ学習の支援を行うことで、参加学生の多くが教員となる強い使命感を抱く好機となっている。自らの専門知識・技能に加えて、日本語教育の知識・技能も併せ持ち、CLD児童・生徒の教育に携われる小・中学校教員の県内外への輩出を進める。
- 今後は、CLD児童・生徒の日本語学習支援に関する「東広島モデル」の構築及び他地域への普及に向け、東広島市・広島県教育委員会、各小・中学校との連携をさらに強化する。



地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部の機能強化

令和8年度要求・要望額

5億円

(前年度予算額)

5億円



背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
 - 大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
 - 地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

＜地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例＞

- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

- ・件数・単価：【既選定分】単独事業 【上限】970万円（定額補助）【件数】30箇所
複数大学連携事業 【上限】1,700万円（定額補助）【件数】1箇所
【新規】 単独事業 【上限】970万円（定額補助）【件数】15箇所
複数大学連携事業 【上限】1,700万円（定額補助）【件数】1箇所
- ・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、既選定分は令和8年度に中間評価を実施
- ・対象：教職課程を置く各公私立大学

【申請要件等】

- 申請に当たっては大学単独ではなく教育委員会と協議体を形成する等、相互に連携・協働する体制を構築するとともに、学校現場での実務経験を有し、教育委員会と大学を結ぶコーディネータが中核となり、地域課題に対応したコース・カリキュラムを構築すること。
- 高校生に対する教職セミナー等の高大接続や、教員採用における特別選考等、地域が求める質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保するシステムを構築すること。
- 地域教員希望枠入試を導入又は補助期間内に導入する計画を有し、「地域教員希望枠」の取組を踏まえた学部全体への波及や改革について計画すること。

○新規学卒の受験者数（小中高）

H25：48,110人 ⇒ R6：39,905人

○教員採用倍率

・小学校 12.5倍（H12）→2.2倍（R6）

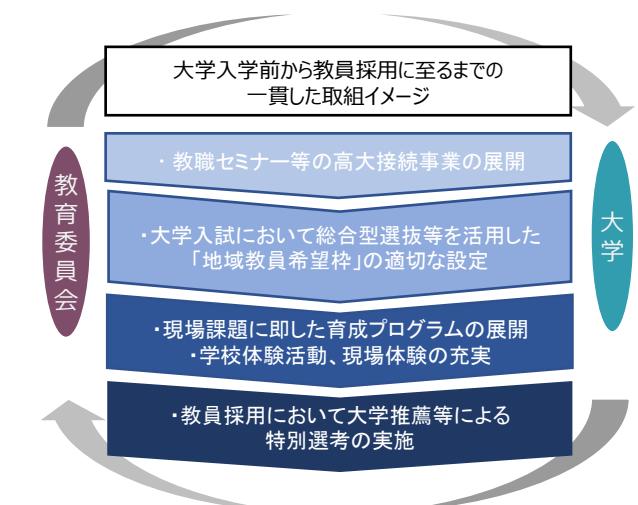
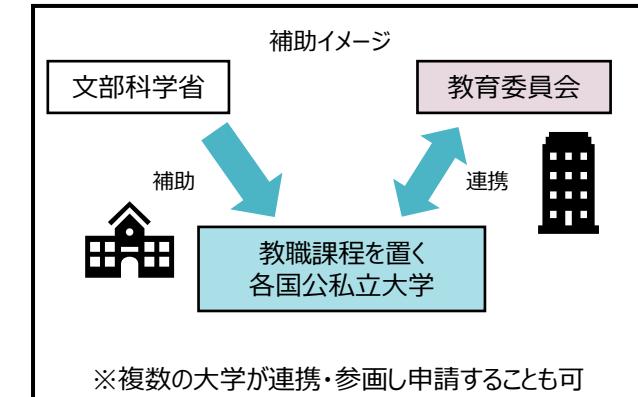
・中学校 17.9倍（H12）→4.0倍（R6）

出典：令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況

○国立教員養成大学・学部の教員就職率

R6.3卒業者：69.0%（進学者・保育士就職者除く）

出典：文部科学省「国立の教員養成大学・学部及び国私立の教職大学院の卒業者及び修了者の就職状況等」



趣旨

我が国の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒は令和5年5月時点で約6.9万人と、約10年前に比べて約1.9倍と大幅に増加しており、支援の充実が求められている。

文部科学省では令和元年5月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、令和2年3月に報告をとりまとめ、外国人児童生徒等の教育に関する制度改正等が進んだところ。また、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点や、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつなげていくことが重要であることが盛り込まれた。

現在、中央教育審議会において「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」及び「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」の諮問がなされている中、外国人児童生徒等教育の観点でも検討を行うことが求められている。そのため、少子高齢化時代における外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師を含め、すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるよう、総合的な見地から今後の取り組むべき施策等について検討を行う有識者会議を設置する。

委員一覧

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学人間教育学部 人間教育学科准教授
工藤 和志	葛飾区立青葉中学校校長
小島 祥美	東京外国语大学多言語多文化共生 センター長准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教育学部教授
佐古 秀一	鳴門教育大学学長
佐藤 郡衛	国際交流基金 日本語国際センター所長
高階 章一	東京学芸大学名誉教授
徳永 智子	大阪府立大阪わかば高校学校校長
野口 晃菜	筑波大学人間系准教授
バトラー 後藤 裕子	一般社団法人 UNIVA 理事 ペンシルバニア大学教育大学院 言語教育学部教授
浜田 麻里	京都教育大学国文学科教授
平田 郁美	群馬県教育委員会教育長
横溝 亮	横浜市教育委員会事務局学校 教育企画部小中学校企画課指導主事
吉田 美穂	弘前大学大学院教育学研究科教授

検討事項

1. 指導内容の深化・充実

- 外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方
(母語の力の活用、子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、障害のある子供への対応を含む)
- すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるようにするための方策
(指導のガイドライン、デジタル技術の活用、教材の効果的な活用を含む)

2. 指導体制の確保・充実

- 指導体制の在り方
(集住地域・散在地域における支援の在り方、校内体制の整備を含む)
- 日本語指導担当教師の配置やキャリアパス
- 日本語指導補助者（登録日本語教員を含む）や母語支援員との連携
- 関係機関（支援団体、大学、企業等）との連携

3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- 管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の資質能力向上のための方策
(日本語指導担当教師等の養成・採用・研修の在り方や登録日本語教員の活用に向けた方策を含む)

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

- 就学促進のための方策の在り方（プレスクール等の取組の推進）
- 外国人生徒の進学・就職の促進方策（企業と連携したキャリア教育やキャリア支援、保護者への対応を含む）

これまでに作成した参考資料など

- 外国人児童生徒受入れの手引 ※ 明石書店から販売もされています。
(外国人児童生徒等教育の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

- 就学ガイドブック
(日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

- 学校教育におけるJSLカリキュラム
(日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm(小学校)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm(中学校)


- 外国人児童生徒教育研修マニュアル
(教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm

- 外国人児童生徒等のことばの力のアセスメント (旧DLAのページ)
(ことばの力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm


※ 更新にむけて準備中

これまでに作成した参考資料など

- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム
(外国人の子供の先生や支援者の養成・研修に利用できるプログラム)
<https://mo-mo-pro.com/>



- 高等学校における外国人生徒等の受け入れの手引
(外国人生徒等の受け入れ、日本語指導及び支援体制作りに関する手引き)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf



- 高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン
(日本語指導、教科指導・支援、キャリア教育、多文化共生教育に関するガイドライン)
https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf



- 高等学校における日本語指導と学習支援 — 「特別の教育課程」の制度を活用して—リーフレット
(高等学校における日本語指導のための「特別の教育課程」に関するリーフレット)
https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_kyokoku-100002006_2.pdf

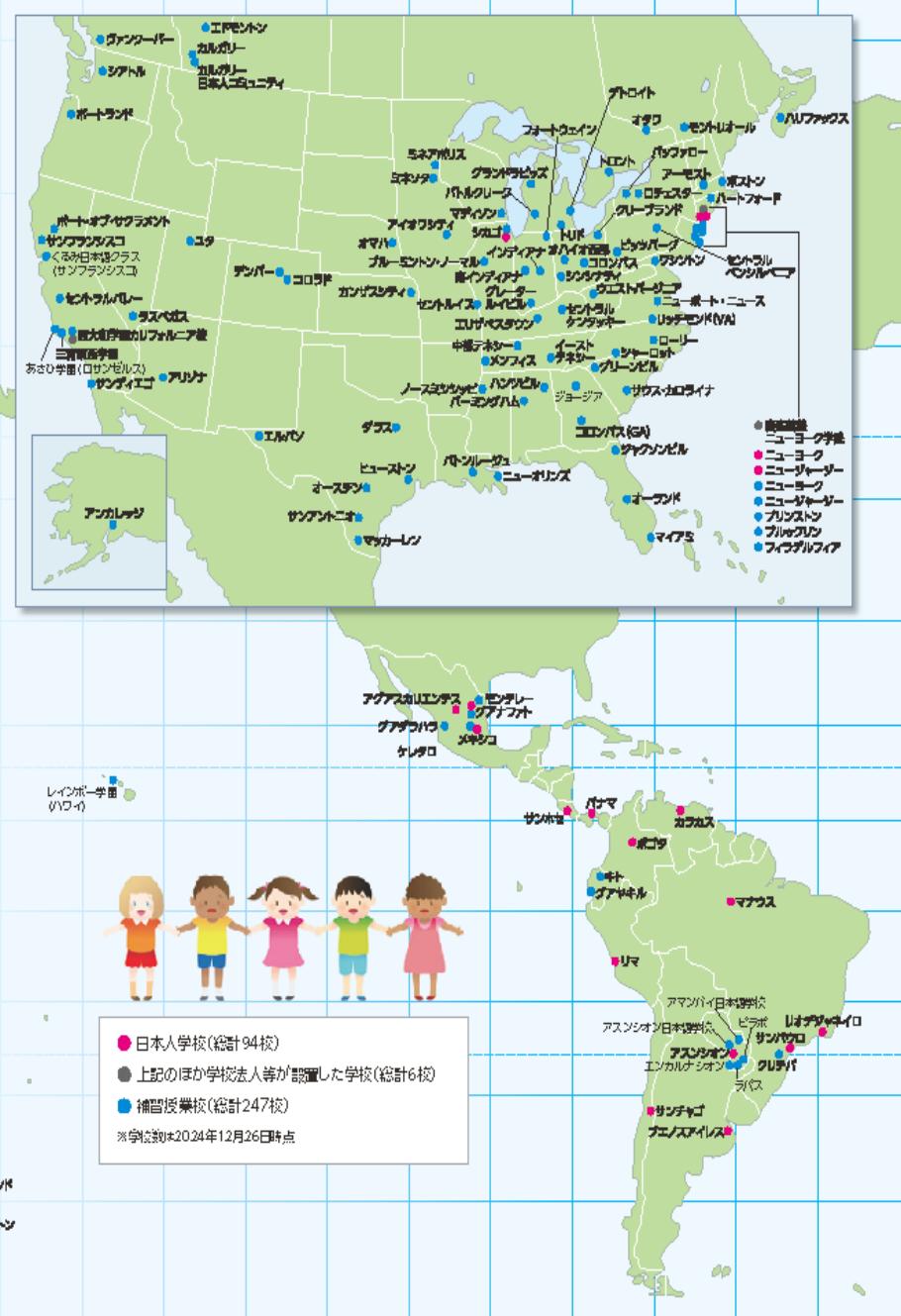


- 情報検索サイト「かすたねっと」
(教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト)
<https://casta-net.mext.go.jp/>



在外教育施設教師派遣制度

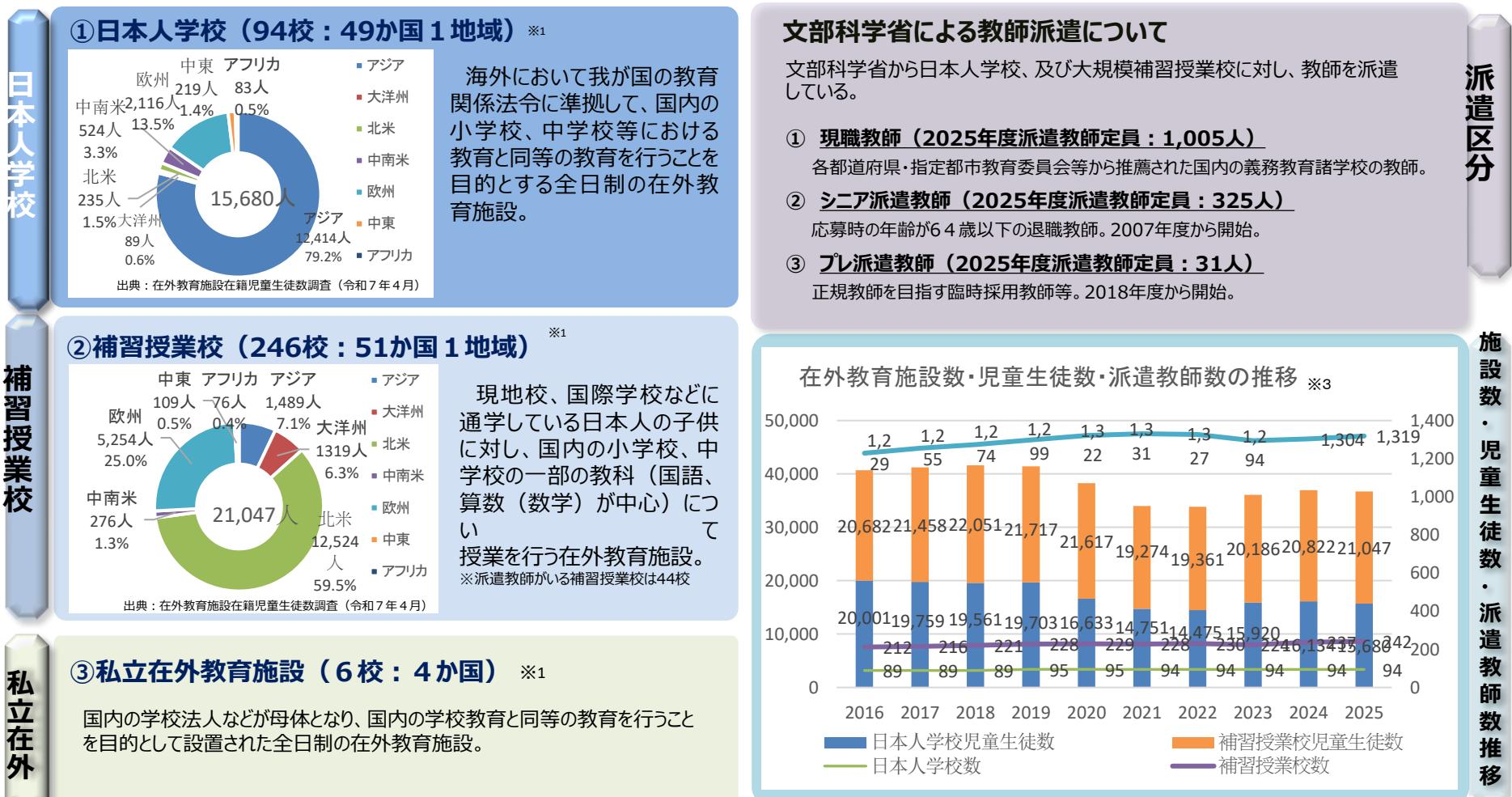
世界中の在外教育施設(日本人学校、補習授業校、私立在外教育施設)



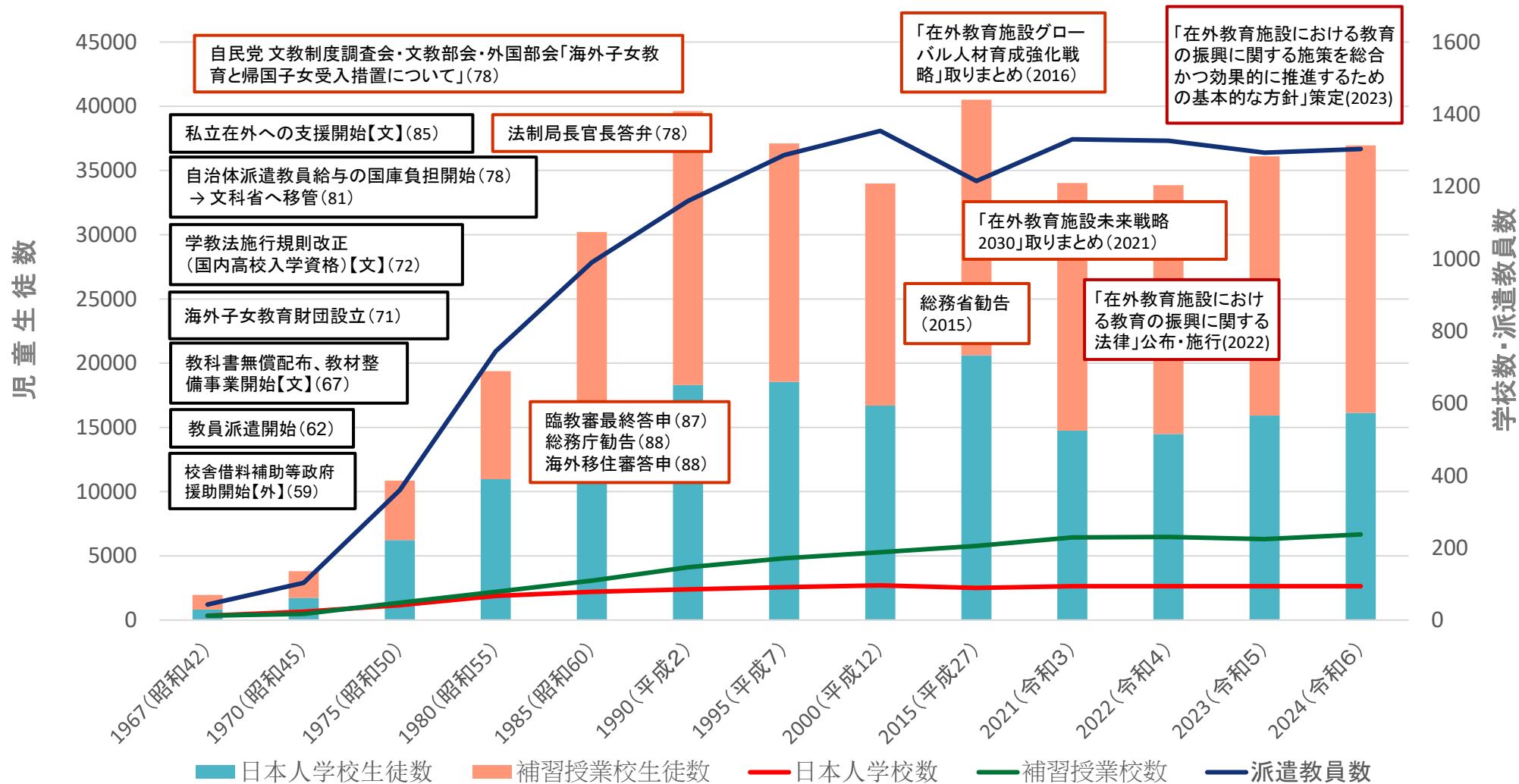
在外教育施設の現状

在外教育施設とは

- 「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づく「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、**在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実**を図る。
- 我が国の国際的活動の進展に伴い、海外に長期間在留する邦人が同伴する義務教育段階の子供は、日本人学校に15,680人、補習授業校に21,047人、私立在外教育施設に122人（2025年4月15日 在外教育施設在籍児童生徒数調査）。
- 在外教育施設は、海外に在留する日本人の子供のために、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを主な目的として海外に設置されたものであり、①日本人学校、②補習授業校、及び③私立在外教育施設の3種類がある。日本人学校及び私立在外教育施設については、文部科学大臣から、日本的小学校、中学校、又は高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている。



在外教育施設数・在籍児童生徒数・派遣教員数の推移と主要政策の動き



	1967 (昭和42)	1970 (昭和45)	1975 (昭和50)	1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2015 (平成27)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
日本人学校児童生徒数	818	1,725	6,229	10,971	15,891	18,301	18,552	16,699	20,615	14,751	14,487	15,920	16,134
補習授業校児童生徒数	1,132	2,077	4,631	8,412	14,321	21,313	18,549	17,292	19,894	19,274	19,361	20,186	20,822
日本人学校数	12	23	41	67	78	85	91	96	89	94	94	94	94
補習授業校数	12	17	48	78	109	146	171	188	205	228	230	234	237
派遣教員数	43	103	360	744	990	1,160	1,287	1,354	1,215	1,331	1,327	1,294	1,304

背景説明

海外で学ぶ日本人児童生徒に対して、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを目的として、日本人学校・補習授業校等の在外教育施設が設置されている。文部科学省においては、当該施設における教育の充実のため、国内の小中学校等の教師を派遣している。



目的・目標

- 在外教育施設においても国内と同等の学びの環境を整備
(少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、免許外指導の縮小、特別支援教育の充実、日本語指導の充実)
- 在外教育施設で学ぶ児童生徒をグローバル人材として育成するための取組を推進

事業内容

①在外教育施設教員派遣事業 12,889百万円 (12,186百万円) (S56~)

在外教育施設派遣教師等に対し、赴任・帰国情費及び在外教育施設において勤務するために必要な衣食住等に充当する在勤手当等を支給

- ◆対象：現職（都道府県等、私学、国立）、シニア、プレ
- ◆派遣教師数：少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、免許外指導の縮小
特別支援教育の充実、日本語指導の充実、多様な課題に対応するための適正な教員配置の促進

派遣教師の増員

②在外教育施設派遣教員経費の委託 (S53~)

6,756百万円(6,738百万円)
在外教育施設における教師の確保に係る経費（国内給与相当）を、都道府県等に対し委託費として交付

- ◆交付先：都道府県・指定都市、学校法人
- ◆対象者数：926人

教師派遣の仕組み（公立学校の教師の場合）



③在外教育施設派遣教員選考・研修等 (H1~)

21百万円(21百万円)
在外教育施設派遣教員等の選考及び派遣後の職務等を適切かつ円滑に行うために必要な事前研修等を実施

成果、事業を実施して、期待される効果

在外教育施設に対する派遣教師数を改善することにより、国内と同等の学びの環境整備（免許外指導の縮小、特別支援教育の充実、日本語指導の充実）、在外教育施設を活用したグローバル人材育成の取組が進むなど、在外教育施設の機能強化が図られる。

在外教育施設への教師派遣の仕組み

文部科学省においては、日本人学校等の在外教育施設に対し、国内の教育委員会、国立大学法人、学校法人から推薦いただいた教師（現職派遣教師）、シニア派遣教師及びプレ派遣教師を派遣しています。

身分取扱い

- ▶公立学校所属の教師の場合：教育公務員特例法第22条第3項に基づく**長期の研修出張**としています。文部科学大臣は、研修出張という身分取扱いを受けた教師に対し、**在外教育施設における教育に従事することを委嘱**し、派遣教師はその委嘱に基づき、教育業務に専念しています。
- ▶私立学校所属の教師の場合：私立学校教師についても、公立学校教師と同様に、出張という身分取扱いを受けた教師に対し、**在外教育施設における教育の実施**を委嘱しています。
- ▶国立大学附属学校所属の教師の場合：東京学芸大学に出向の上、海外出張を命じられた教師に対し、公立学校教師と同様に**在外教育施設における教育の実施**を委嘱しています。
- ▶旅券の取扱い：文部科学大臣からの委嘱に基づき派遣される教師及びその随伴家族に対しては、**公用旅券**（国の用務により渡航するものに対して発給される旅券）が発給されます。

給与上の処遇

- ▶長期出張という身分取扱いである派遣教師に対して、**給与及び諸手当は、それぞれの所属先が支給**します。（文部科学省では国内給与相当分を都道府県、指定都市、学校法人に対し、委託費として交付しています。）
- ▶また、文部科学省は、**在外教育施設における教育の実施**を委嘱することに伴い、赴任・帰国のための**旅費**、海外生活の特殊性を考慮した**在勤手当を派遣教師に支給**します。

派遣期間

- ▶派遣教師の派遣期間は、**原則2年間**とします。
- ▶派遣先の在外教育施設において実施する定期的な評価の結果等に応じて、**最大2年間の延長**を認めることとしています。

【文科省の取組】派遣元のニーズに応じた教師派遣

- ・ 小学校教師の**英語力強化優先推薦枠**の新設（H30～）※R4～中学校教師にも拡大
- ・ 姉妹都市に準ずる交流を図っている国・地域、日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国・地域など、**派遣元が特定の国・地域にある在外教育施設への派遣を希望し、教師を推薦できる「優先推薦枠」の拡大**（H30～）

【背景】

- グローバル化が進展する中、①グローバル人材の育成、②帰国・外国人である児童生徒等への対応が更に求められており、学校教育を担う教員についても、これまで以上に、グローバルな感覚・知識・技能が必要となっている。
- そのためには、教員の養成・採用、採用後の資質向上等、あらゆる段階で教員のグローバル化を支援することが必要。

【支援内容等】

養成・採用

資質向上

グローバル教員養成の促進

- 教育実習先として日本人学校への受入れを可能とする制度の創設
- 大学生等の留学に係る経済支援等の実施

国際理解教育の充実・外国につながる児童生徒等への対応に係る研修の充実

- 都道府県・指定都市教育委員会の担当指導主事等に対して国際理解教育の意義及びその展開について説明し、各学校まで周知いただくよう依頼。
- 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデル・プログラム」を開発。
- 「モデル・プログラム」の普及を図るため、(独)教職員支援機構等の「外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修」において、同プログラムの活用方法に係る講義・演習を実施する。

教育委員会
への御願い
【在外施設教員
派遣関係】
99

国際的な経験を有する教員の積極的な採用促進

- 「教師の採用等の改善に係る取組について（通知）」等において、下記の内容を含む採用等に係る留意事項を通知。
 - ✓ 外国語教育の改善の観点から、日本人学校等での勤務などの海外経験を考慮した加点など、外国語の指導法等の専門性を考慮した採用選考の実施。
 - ✓ 社会人等の教師としての積極的な活用の観点から、日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を有する者等に対し、一部試験免除・特別の選考など、これらの経験や技能・実績を考慮した採用選考の実施。

在外教育施設教員派遣（トビタテ！教師プロジェクト）

- 外国における日本人学校・補修授業校などの在外教育施設への小中学校教員の派遣に係る費用（国内給与・手当等）を支援
- ✓ 国公私全ての教員が対象。また、現職教員に加え、シニア・プレ段階の教員も対象。
- ✓ 派遣中の戦略的なグローバル教育活動の実施促進による資質向上、派遣後の戦略的な帰国教師の活用の促進（ネットワーク化）

- ✓ 在外教育施設での教育経験は、教師がグローバルな感覚の涵養、知識・技能の習得に資するものであることから、シニア・プレ段階・管理職も含め派遣を希望する教師の送り出しを支援するなど、積極的な対応を御検討いただきたい。
- ✓ 各個人の在外教育施設への派遣希望を支えるため、在外教育施設における勤務に対する適切な評価と帰国後における専門性に基づいた活用（外国語教育の改善のみならず、国際理解教育や外国につながる児童・生徒等への対応の中心的な役割を担うことが期待）等に積極的に取り組んでいただきたい。

在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析

- 在外教育施設への派遣経験が教師の資質・能力にどのような効果を与えるかを実証的に研究。
※エビデンスに基づく政策立案（EBPM : Evidence-Based Policy Making）を推進する総務省の実証的共同研究の一環として実施。
- 2021年12月から2022年3月までの間、教師・管理職へのアンケート調査及び派遣経験者・教育委員会へのヒアリング調査を実施し、統計的手法を用いて分析した結果、在外教育施設への派遣経験が、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力向上に繋がるエビデンスが示された。

①教師向けアンケート調査

能力等の伸びを定量的に把握・分析するため、派遣経験のある教師（派遣教師）とない教師（非派遣教師）に対して、**10年前（2011年度）と現在（2021年度）の自己の能力等に関する認識**についてアンケートを実施（有効回答数4,765名 うち、派遣教師1,818名、非派遣教師2,947名）

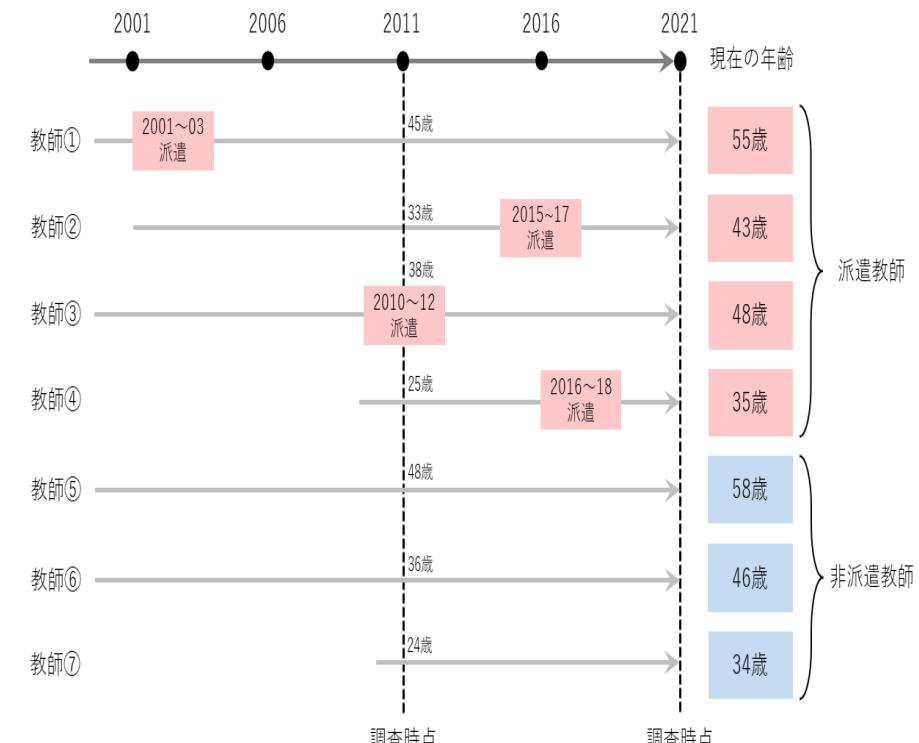
②学校管理職向けアンケート調査

派遣教師と非派遣教師に対する認識について、**第三者的な立場である学校の管理職**にアンケートを実施。

③派遣経験教師・教育委員会へのヒアリング調査

派遣教師等へのヒアリングを組み合わせ、現地での活動内容や、能力等の向上に関する効果発現のメカニズムについて把握。

図 教師アンケートの対象者のイメージ



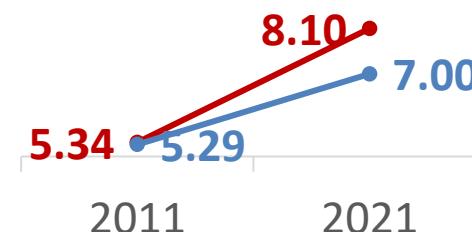
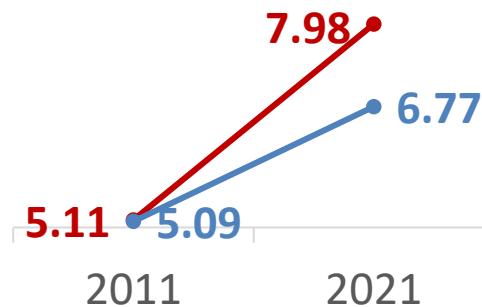
多文化・多言語環境における指導能力

児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある

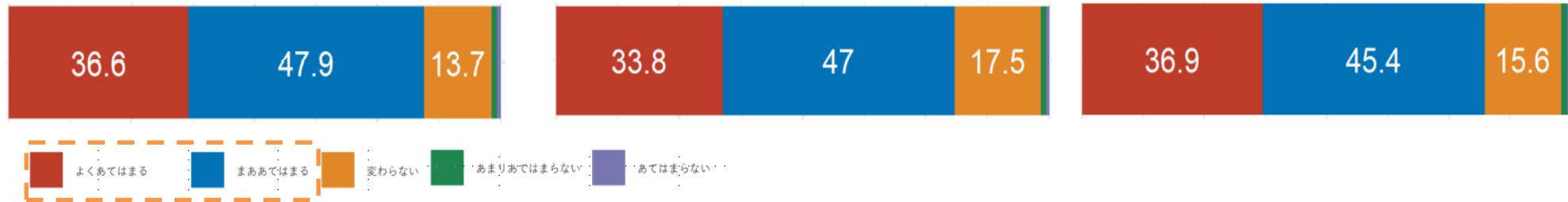
児童生徒間の文化的な違いへの意識向上や差別解消方法に関する指導をする能力がある

文化的背景に限らず、児童生徒や保護者が多様な価値観や背景を持っていることを踏まえて対応できる

個人アンケート



管理職アンケート



経験者の声

- 海外において、母語でない環境で学ぶことがいかに大変かについて体感したことで、帰国後は、逆の立場で、日本で頑張っている外国につながりのある子供たちを理解できるようになった。
- 在外教育施設では、様々な児童生徒がいるため、価値観が違って当たり前。最初は圧倒されたが、この経験を生かし、今では生徒たちにも、価値観が違うのは当たり前と伝えるようにしている。生徒も同じように感じるようになってきたと思っている。
- 現地では日本語が苦手な子供も在席しており、そうした子供に寄り添いながら支援したことが現在につながっている。現在、在籍している学校にも外国籍の子供がいるが、言葉が分からなくてもスポーツや遊びを通じて、コミュニケーションを図っている。自身が現地で生活したからこそ、外国籍の子供を理解できることもあると感じている。

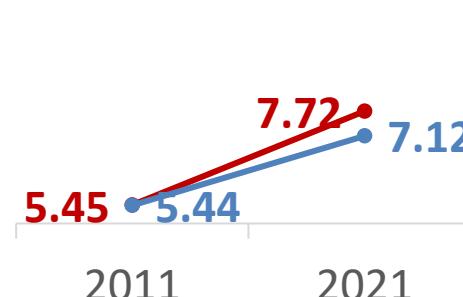
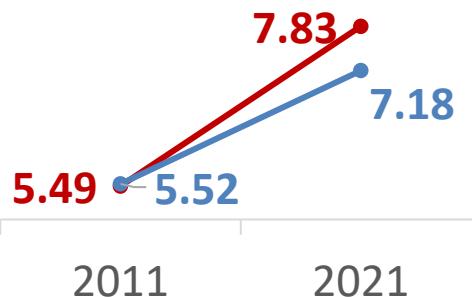
カリキュラム・マネジメント能力

児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる

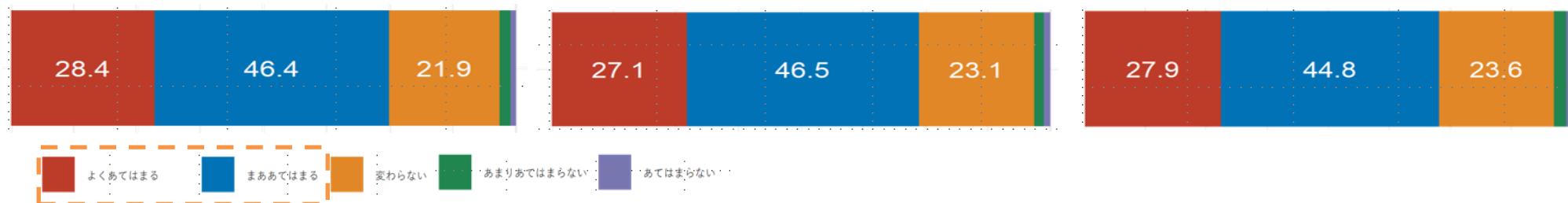
指導の実施後に児童生徒の姿や地域の実態を再評価し、指導計画や指導法を柔軟に見直すことができる

指導計画や教育課程表の作成・協議に当たって他の教科や学校目標との効果的な連携を常に意識している

個人アンケート



管理職アンケート



経験者の声

- 在外教育施設には、全国各地から教師が集まつて来る。様々な教授法や授業づくり、学級経営などをみて、「ここは取り入れよう」「ここは自分のやり方を大事にしようなど摺り合わせながら取り組んでいくことはとても創造的な経験だった。
- 派遣を経験したこと、新しいことを積極的に取り入れられるようになった。日本人学校は2~3年 のサイクルで教師が入れ替わるため、「昔はこうだった」ということが起きない世界。その時その時に派遣されている教師が、今一番良いと考える教育を行おうとチャレンジする場所になっている。
- 日本では教育計画が定められており、教える順番や教材が決まっている。ところが派遣国では、気候が温暖であるため、植物は植えた瞬間にすぐ大きくなってしまって、日本の教科書が役に立たず、日本と同じ教え方はできない。現地の教科書を使いながら、日本のカリキュラムの中で獲得すべき知識を教える必要があるため、派遣教師はそうしたことが自動的にできるようになっているだろう。
- 理科の場合、実験器具が限られていたため、自作の実験器具を作ることが多かった。日本と違って、教材も教具も十分ではない環境下で、何とか日本と同じような教育を提供するべく創意工夫を行う力はついたと思う。

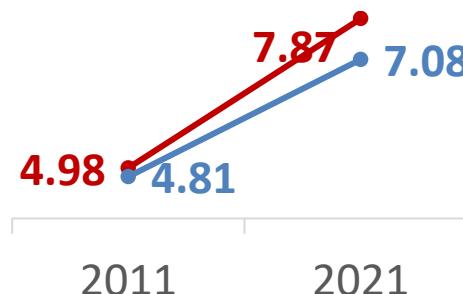
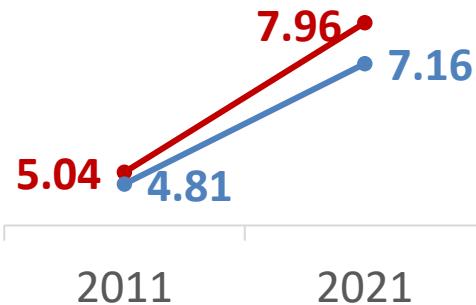
学校の管理・運営能力

学校組織における中心的な役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる

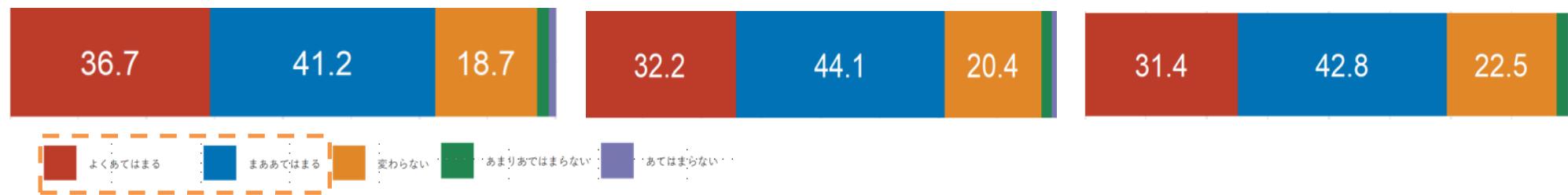
学校の課題を発見し、上司等に対して問題提起や対応策の提案を行い、解決につなげることができる

教育活動の改善に向け、保護者や地域、外部機関と協働を行うことができる

個人アンケート



管理職アンケート



経験者の声

- 自身が派遣された学校は、1人あたりの月謝がとても高く、**高額な月謝を支払ってまで通わせる価値のある学校なのかが問われていた**。企業は、日本人学校の教育環境を守るために、あえて家族のいる人を派遣し、会社の収益から学費を出している。我々がそれに見合った教育を提供できなければ、企業は単身者を派遣するようになってしまう。**日本だと授業が下手でも学校はつぶれないが、日本人学校だとそうではない。**
- 自然災害が起り、国内旅行をしていた先生と連絡が取れなくなった。緊急時の対応等は総領事館や大使館、外務省と直接やり取りする形になった。また、テロもあったが、その時は校長先生が日本に帰国していたので、自身を含めて少数での対応だった。**マニュアルもない中で、自分で最善の方法を考えるしかなかったが、この経験は、今般のコロナ禍での対応に活きた。**
- 日本の学校では、管理職が決めて、現場に降ろすトップダウンが多いが、現地では、現場の教師が日本人会と相談を行い、予算の使い方や会議で意見をまとめるといった経験をした。管理職には、そこまで考えることを求められていると学びがあった。**20代という若い年齢で学校の中心となって働いたが、その立場で働く責任がすごく大きかった。その時に苦労した経験が活きている実感がある。**

(参考) 在外教育施設への現職教師派遣の目標設定について

- 公立学校からの派遣教師は、教育公務員特例法に基づく、都道府県教育委員会等が行う「長期にわたる研修」扱いとなっています
- 帰国後、国内の学校で勤務するうえで必要な資質・能力についても、派遣を通じて向上するというエビデンスが示されています
- 帰国後、学習指導要領に記載されている国際理解の観点を踏まえた指導や、外国人児童生徒等への対応について、中心的な役割を果たすことが期待されています
- 派遣効果をより高めるために、派遣前に派遣教師と管理職及び教育委員会等で派遣期間中の目標を具体的に設定し、派遣終了後にどのような派遣経験を還元できるか、コミュニケーションをとておくことを推奨いたします**

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）

（研修の機会）

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

示されているエビデンス

①多文化・多言語環境における指導能力

【経験者の声】

- 母語でない環境で学ぶことがいかに大変かについて体感したことで、帰国後は、逆の立場で、日本で頑張っている外国につながりのある子供たちを理解できるようになった。

②カリキュラム・マネジメント能力

【経験者の声】

- 派遣国では、気候が温暖であるため、植物は植えた瞬間にすぐ大きくなってしまって、日本の教科書が役に立たず、日本と同じ教え方はできない。現地の教科書を使いながら、日本のカリキュラムの中で獲得すべき知識を教える必要があるため、派遣教師はそうしたことが自動的にできるようになっているだろう。

③学校の管理・運営能力

- 日本の学校では、管理職が決めて、現場に降ろすトップダウンが多いが、現地では、現場の教師が日本人会と相談を行い、予算の使い方や会議で意見をまとめるといった経験をした。管理職には、そこまで考えることを求められていると学びがあった。20代という若い年齢で学校の中心となって働いたが、その立場で働く責任がすごく大きかった。（帰国後の業務でも）その時得た経験が活きている実感がある。

目標設定から帰国後業務までのフロー

Plan


派遣前に目標を設定



Do



派遣中はオンライン面談

Check


帰国後に達成度を確認



Action



次以降の赴任校の業務に活かす



文化や言語の「壁」を越える先生 一緒に増やしませんか？

文化や言語の「壁」？

国内で急増する、**外国につながる子供たち**。

学校生活の中で、言語や文化の見えない

「壁」を感じて苦しんでいるかもしれません。



★日本人学校へ 先生を派遣しませんか？

文部科学省では、**海外の日本人学校等に通う約3万人の子供たちの国内と同等の学びを保障**するため、**国内の先生を海外に派遣しています**（原則2年、家族同伴可）。

海外での多様なニーズに応える教育実践などの、

国内では得がたい経験は、指導力の向上につながります。



先生も感じたことあるよ「壁」



派遣を経験した
先生の声

海外で、**母語でない環境で学ぶことがいかに大変か体感**した。

帰国後は、**日本で頑張っている外国につながりのある子供たちを理解**できるようになった。

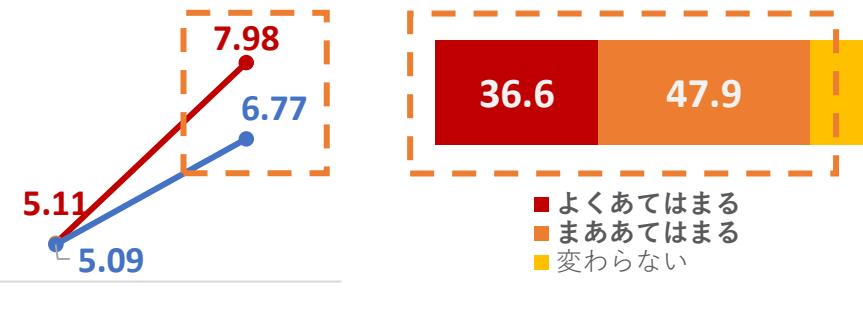
「壁」を越える先生？

海外の日本人学校での指導経験があると、多文化・多言語環境下での指導力が伸びるというエビデンスがあります。

出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」
※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング

[児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある]教師本人へのアンケート

・学校管理職へのアンケート



- 学校管理職に対し、現在勤務する学校に所属する派遣経験がある教師について、派遣経験のない同年代の教師と比較してどの程度あてはまるか尋ねた結果を集計したもの。

- 派遣経験がある教師、派遣経験がない教師に対して、設問についての自己認識を10段階[1(あてはまらない)~10(あてはまる)]で、現在(2021年度)と10年前(2011年度)の状況を調査したもの。
- 10年前と現在の回答の差分は**1%水準で統計的に有意**であることが示された。

日本人学校 教師派遣



文部科学省

グローバル教師ポータルサイト

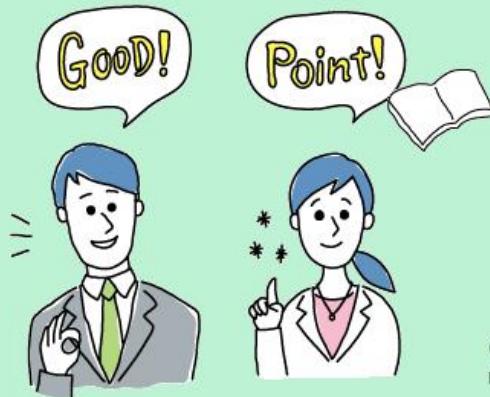


グローバル教師ポータルサイト *Global Teacher portal site*

TOP



文部科学省



グローバル教師の 優秀な実践活動を共有

本サイトは、在外教育施設でグローバルな経験を積んだ
(もしくは現在まさに積んでいる、またはこれから海外に飛び立つ) 方向けに、
「グローバル教師」「グローバル教育」等に関連する様々な情報を提供します。



本サイト運営団体：公益財団法人 海外子女教育振興財団

グローバル教師の活動についてご覧ください

アクセスはこちらから！



<https://globalteacher.jp>



見る YouTube

在外教育施設における教育実習の実績について

検討の背景

- 経済社会のグローバル化の進展、2020年からの新学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化、増大する外国人児童生徒への対応等を踏まえ、教師自らのグローバル化が必要
- 文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、在外教育施設を活用した教師の戦略的な人材育成を推進

教育職員免許法施行規則の一部を改正

文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設※による教育実習が平成31年4月より可能に

令和3年度実績

受入校:ソウル日本人学校

実施校 佛教大学(私立)

実施時期 令和3年7月5日～16日(12日間)

実習生 1名(通信教育課程在籍社会人・韓国在住)



- 対面授業とオンライン授業において、ICT機器を積極的に活用した。オンライン授業にておいても授業目的を十分に達成できるよう、機器の操作等に工夫を図った。
- 派遣教師からも様々なアドバイスを受け、授業の改善を図った。
- 将来的には、日本人学校等での勤務を目指している。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

令和4年度実績

受入校:バンコク日本人学校

実施校 東京学芸大学(国立)

実施時期 令和4年9月5日～23日(19日間)

実習生 2名



- JASSO採択の短期派遣プログラム(ノンイミグラントEDビザ取得)として、選択科目「教育実地研究Ⅱ」による3週間の「協力校での教育実習」を実施。
- 校長等の講話、授業参観、学校経営、登下校指導や健康観察、教壇実習(研究授業と事後検討会など)といった一連の実習を行った。
- 大学卒業後は、2名とも日本人学校(バンコク)の教員として勤務を予定。

出典 東京学芸大学からの報告等により文部科学省が作成

令和5年度実績

受入校:シンガポール日本人学校クレメンティ校

実施校 広島大学(国立)

実施時期 令和5年6月5日～16日(10日間)

実習生 1名



- 広島大学大学院人間社会科学研究科、広島大学教育学部、広島大学附属学校及びシンガポール日本人学校との教育交流及び連携・協力に関する包括協定のもとで教職大学院のアクション・リサーチ実習を実施した。
- 教職大学院のアクション・リサーチ実習として、教職員へのインタビュー調査や児童へのアンケート調査などをもとにした授業実践を行った。

出典 広島大学からの報告等により文部科学省が作成

令和6年度実績

受入校:ロッテルダム日本人学校

実施校 佛教大学(私立)

実施時期 令和6年6月3日～21日(19日間)

実習生 1名(通信教育課程在籍社会人・オランダ在住)



- 小規模校という特性を生かし、色々な場所への社会見学やオランダの現地校、インターナショナルスクールとの交流を通して国際性を身につける活動が盛んな素晴らしい学校であった。
- 日本語能力をしっかりと付けた上で英語学習をした方が、しっかりと英語力を身に付けられると感じた。

出典 佛教大学報告書等より文部科学省が作成

※文部科学大臣が、小学校、中学校又は高等学校と同等の教育課程を有するものとして認定した在外教育施設について

「在外教育施設の認定等に関する規程(平成3年文部科学省告示第114号)」に基づき認定されている在外教育施設。この認定を受けるには、①教育課程が原則として学習指導要領に定めるものであること、②教諭は原則として普通免許状を有すること、③学級編成は小学校等の設置基準に準ずること、④施設・設備は学校教育法施行規則に準ずることなどの基準が定められている。| 5

プレ派遣教師の推進

背景

在外教育施設を活用した戦略的なグローバル教師の育成の観点から、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を立ち上げ、その一環として正規採用教諭を目指す若手教師の育成を目的として、「プレ派遣教師」制度を平成30年度より実施。

プレ派遣教師の派遣実績

派遣期間は原則として2年間。評価等に応じて最長4年間まで延長可。※令和2年度まで原則1年間、最長3年間まで延長可
(派遣実績)

- 令和2年度:8名(合格者なし*)
- 令和3年度:13名(1名*)
- 令和4年度:26名(1名*)
- 令和5年度:33名(6名)
- 令和6年度:39名(9名)
- 令和7年度:42名

※カッコ内は派遣期間中の
教員採用選考試験合格者数

* 新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどのプレ派遣教師が教員採用選考試験の受験を見合わせた。

在外教育施設での教師経験が評価される取組について

背景

- 「教員採用等の改善に係る取組について」(平成29年1月26日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知)により、日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を有する者等に対し、一部試験免除や特別の選考等、日本人学校等での経験や技能・実績を考慮した採用選考の実施に努めるよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。
- 「教員採用等の改善に係る取組について」(平成30年2月21日付け文部科学省初等中等教育局教職員課長通知)により、小・中・高等学校を通じた外国語教育の改善として、日本人学校等での勤務などの海外経験を考慮した加点など外国語の指導法等の専門性を考慮した採用選考を実施するよう各都道府県・指定都市教育委員会に通知。

国内における取組事例

- 文部科学省における取組
文部科学大臣優秀教職員表彰候補の推薦において、「国際交流等の分野における特に顕著な成果」として、在外教育施設に派遣経験のある教師(現在の派遣教師も含む。)の在外教育施設での指導経験及び派遣経験を生かした国内での教育活動等についても考慮。
- 各都道府県・指定都市における取組(公立学校教員採用選考試験)
16都道府県、5指定都市において、在外教育施設での勤務経験を有する者に対し、一部試験の免除や加点等の配慮を行っている。
詳細は次のとおり。

令和7年度教員採用試験の実施状況について

No.	都道府県・指定都市	免除・加点等
1	北海道・札幌市	【英語】小学校教諭、中学校教諭（英語）及び高等学校教諭（英語）等の区分において、在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次検査の総合点に10点加点。
2	茨城県	【令和7年度向け採用試験要項より】在外教育施設の認定等に関する規定（平成3年文部省告示第114号）に基づき認定されている在外教育施設において、継続して2年以上の教育活動に従事した経験を有する方（令和7年4月1日採用時点での経験が2年以上になる方も、受験資格を満たしているものとみなします）については、第1次試験のうち教職専門の試験を免除する。
3	栃木県	在外日本人教育施設において、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に通算2年以上の勤務経験がある者は、第1次試験のうち一般教養試験を免除。
4	千葉県・千葉市	社会人特別選考において、「日本人学校等の現地での採用」等として、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に2年以上の派遣実績・実務経験を有する者は、「教職教養」の選考を免除され、「専門教科」「集団面接」の選考を実施。
5	東京都	在外教育施設の認定等に関する規定に基づき認定されている在外教育施設において、令和6年3月31日までに教育活動に従事した経験が2年以上ある者は、第1次選考の「教職教養」を免除。
6	神奈川県	プレ派遣教師としての在外教育施設での勤務経験に特化した加点等の配慮は行っていないが、一般的な社会人経験として下記資格要件を満たした場合、一次試験における筆記試験のうち、「一般教養・教職専門」が免除となる。 【資格要件】法人格を有する民間企業、公官庁（以下、企業等という）で、令和6（2024）年3月31日までに通算2年以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験のある者
7	長野県	青年海外協力隊など（※）の国際貢献活動の経験が令和7年3月31日現在で通算2年以上ある者は、一次選考のうち「一般教養」を免除。※在外教育施設プレ派遣教師も含まれます。

8 京都府	日本人学校において、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に合計して3年以上の勤務経験がある者は、第1次選考試験の専門試験において5点加点。
9 兵庫県	小学校教諭のうち在外教育施設等における2年以上の英語を使用した勤務経験を有する者は第一次選考試験において20点加点。
10 島根県	【英語】小学校教諭のうち英語区分として、在外教育施設等で令和7年3月31日現在で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者等を別枠で募集
11 徳島県	【英語】英語特別選考(中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」)では、原則1年以上の英語を使用した海外での活動経験(在外教育施設等での勤務など)を有する者は第1次審査を免除。 【英語】小学校教諭のうち在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次審査の総合点に15点加点。
12 香川県	<p>特別選考Ⅰにおいて、小学校の教諭を志願する者のうち、次の(A)に該当し、かつ(B)又は(C)のいずれかに該当する者</p> <p>(A) 次の[a]～[c]のいずれかに該当する者</p> <p>[a]中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有する者</p> <p>[b]英語を母語とする者又はヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)B2相当以上の英語力を有する者</p> <p>[c]海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、24か月以上の英語を使用した留学又は勤務の経験がある者</p> <p>(B) 本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、講師等※3として、令和3年4月1日から令和7年5月28日までに、通算12か月以上の勤務経験がある者</p> <p>(C) 本県の国公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校において、外国語指導助手として、令和3年4月1日から令和7年5月28日までに、通算24か月以上の勤務経験がある者は第1次選考試験の総合教養を免除する。</p>
13 高知県	【英語】小学校教諭のうち在外教育施設等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者は、第1次審査及び第2次審査の審査項目の合計点にそれぞれ20点加点。

14 福岡県

一般選考の教職等経験者特例において、日本人学校の教員としての派遣経験が平成26年4月1日から令和6年4月30日までの期間に通算24ヶ月以上ある場合、第一次試験で教職教養を免除(小学校以外)、「専門教科」試験内の「教職教養に関する試験」を免除(小学校)、中学校教員「技術」又は「家庭」を受験する者は専門教科を免除。

15 佐賀県

在外教育施設現地採用教員(※)として2年以上の経験を有する者は、第1次試験の選考において10点加点。※在外教育施設プレ派遣教師も含まれます。在外教育施設現地採用教員(※)として2年以上の経験を有する者

14 長崎県

社会人特別採用選考として、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等(※)として、平成31年4月1日以降、令和6年4月30日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者は、第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除。※在外教育支援プレ派遣教師も含まれます。

16 横浜市

特別選考①(教職経験者特別選考)次のア、イを満たす方は一次試験免除
ア 受験区分に該当する「国及び地方公共団体が設置する学校における正規教員、任期付教員又は臨時的任用職員等(いずれも常勤と同様の勤務形態での任用)」若しくは「私立学校又は文部科学大臣から認定を受けている日本人学校で常勤として勤務する教員」として、同一の任命権者等における継続勤務歴が、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に3年以上(本市における勤務歴の場合は、2年以上)ある方
※育児休業・病気休職等により勤務しなかった期間は含みません。
イ 上記アにかかる所定の職歴証明書を、最終合格後に提出できる方

17 神戸市

特例措置区分のうち社会人経験者区分において、文部科学省から派遣された日本人学校又は補習授業校の教員(文部科学省HPに掲載の学校に限る)として2年以上の派遣経験を有する者は、第1次選考の教職・一般教養試験を免除。

18 熊本市

プレ派遣で継続して36ヶ月以上の勤務経験(休職及び育児休業等の期間は除く)がある者は、一次試験で「教職科目」の免除となります。



在外教育施設への派遣について積極的に御検討をお願いします

- ・在外教育施設への派遣について、派遣元の費用負担はほとんど発生しません（文部科学省が給与相当額等を派遣元に支給）
- ・在外教育施設への派遣経験が、教師の資質・能力の向上につながります

【在外教育施設に教師を派遣することで得られるメリット】

- **全国各地から派遣される教師とともに働く**ことで、これまでになかつた考えに触れ、**教師としての視野が広がる**。
- 在外教育施設では**若手教師であっても責任ある役割を任せられる**ので、**教師としてのスキルアップ**につながる。
- 在外教育施設での派遣経験のある教師は、外国生活の大変さや様々な考え方を持った人がいることをよく理解しているので、**日本の学校生活になじめない外国人児童生徒や帰国子女に対する理解**が深い。また、**語学力向上**も期待される。
- **現地の学校と交流**することで、そこでの教育の良さや日本の教育の良さがよくわかり、教師としての**教育観や指導方法を向上**させる。

【文科省の取組①】派遣元のニーズに応じた教員派遣

- ・ 小学校教師の**英語力強化優先推薦枠**の新設（H30～）
※R4～中学校教師にも拡大
- ・ 姉妹都市に準ずる交流を図っている国・地域、日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国・地域など、**派遣元が特定の国・地域にある在外教育施設への派遣を希望し、教師を推薦できる「優先推薦枠」の拡大**（H30～）
- ・ 日本人学校か補習授業校かについて応募者の特性に応じた意向を確認する欄の新設（H30～）
- ・ 高等学校等に勤務する教頭・教諭にも拡大（義務教育諸学校勤務経験なくても可）（H30～）
- ・ 双方が教師の夫婦を派遣する**夫婦枠**の新設（R4～）
- ・ **日本語指導等優先枠**の新設（R6～）

【文科省の取組②】

- ・ **在外教育施設から帰国した派遣教師の能力や知識、経験を還元・共有**（「**帰国教師ネットワーク構築事業**」）

- ・ **フォーラム等の開催！（H30～）**
在外教育施設での教育実践の好事例や経験を発表する「**帰国教師フォーラム**」を開催。R4はオンラインパネルディスカッションも実施。

- ・ **帰国教師HPの作成！（R1～）**
各地域の帰国教師の実践活動を集約し、HP（<https://globalteacher.jp/>）へ掲載。フォーラム等の各種イベントについても動画を公開。

教職課程において「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」に関する内容を取り扱う各大学の例

※ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティ」の定義は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第2条に定めるところによるものとする。

千葉大学

『保健科教育法（性教育）』において、「性の多様性とセクシャルマイノリティーについて」を扱い、人間の「性」について多面的な理解・考察を深める。
(「教科及び教科の指導法に関する科目」に位置付け)

関西大学

『ジェンダーと教育』において、ジェンダーと教育に関わる複雑な状況を解きほぐし、その理解を深める。
(「教育の基礎的理解に関する科目」に位置付け)

鹿児島大学

『生徒・進路指導論』において、学校現場における事例の検討などを通じて、「性に関する課題」等についての考察を深める。
(「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に位置付け)

岡山理科大学

『教職実践演習』において、性の多様性をはじめとした人権教育の実際について解説し、具体的な実践の在り方について協議する。
(「教育実践に関する科目」に位置付け)

鳴門教育大学

『性に関するダイバーシティ教育論』において、学校現場の現状と課題を理解した上で、具体的な教育的処遇を具体化できる力を身に付ける。
(「大学が独自に設定する科目」に位置付け)

札幌大谷大学

『教師論』において、「学校安全やジェンダーに関する取り組み」を扱い、教員に求められる資質・能力や学校内外での連携の取組について理解する。
(「大学が独自に設定する科目」に位置付け)